

官報 号外

平成十八年三月二十三日

○第一百六十四回 衆議院會議錄 第十六号

平成十八年三月二十三日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成十八年三月二十三日

午後一時開議

第一 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

第三 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 児童手当法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外四名提出)

第五 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(内閣提出)

第七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

第八 工業再配置促進法を廃止する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日程第三 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 児童手当法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外四名提出)

日程第五 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(内閣提出)

日程第七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

日程第八 工業再配置促進法を廃止する法律案(内閣提出)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(内閣提出)、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律案(内閣提出)、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律案(内閣提出)及び一般社団

法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○講長(河野洋平君) 日程第一、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長遠藤乙彦君。

○遠藤乙彦君登壇

〔遠藤乙彦君登壇〕

ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十七年度末に中期目標期間が終了する文部科学省所管の独立行政法人について独立行政法人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、独立行政法人国立特殊教育総合研究所等十二法人について、その役職員の身分を非公務員へ移行するため、関係規定を整備すること、

第二に、独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家を解散した上で、その組

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

織及び業務を独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに統合し、その名称を独立行政法人国立青少年教育振興機構に変更する等の措置を講じること、

第三に、政府は、土地建物等を独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館に対して追加投資ができるものとすること

などあります。

本案は、三月十三日本委員会に付託され、同月

十五日小坂文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十七日質疑を行い、討論の後、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり決いたしました。

日程第二 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長（河野洋平君） 日程第二、放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長中谷元君。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案

案外一案 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案

○議長（河野洋平君） 採決いたします。
本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本件は

委員長報告のとおり承認することに決まりました。

第三に、都道府県知事は、同区域内の宅地所有者等に、災害防止のため必要な措置を勧告または命令することができること、

第四に、耐震性が確保されていない一定の危険建築物の居住者等に対する住宅金融公庫融資の特例措置を講ずること

に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、
第三に、都道府県知事は、同区域内の宅地所有者等に、災害防止のため必要な措置を勧告または命令することができること、

第四に、耐震性が確保されていない一定の危険建築物の居住者等に対する住宅金融公庫融資の特例措置を講ずること

などです。

本案は、三月十三日本委員会に付託され、同月

十五日小坂文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十七日質疑を行い、採決いたしました結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君） 起立多数。よって、本件は

委員長報告のとおり承認することに決まりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

日程第三 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案

案内閣提出

○議長（河野洋平君） 日程第三、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長林幹雄君。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本件の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本件の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、
第三に、都道府県知事は、同区域内の宅地所有者等に、災害防止のため必要な措置を勧告または命令することができること、

第四に、耐震性が確保されていない一定の危険建築物の居住者等に対する住宅金融公庫融資の特例措置を講ずること

などです。

本案は、三月十三日本委員会に付託され、同月

十五日小坂文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十七日質疑を行い、採決いたしました結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

日程第四 児童手当法の一部を改正する法律案

案内閣提出

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、
第三に、都道府県知事は、同区域内の宅地所有者等に、災害防止のため必要な措置を勧告または命令することができること、

第四に、耐震性が確保されていない一定の危険建築物の居住者等に対する住宅金融公庫融資の特例措置を講ずること

などです。

本案は、三月十三日本委員会に付託され、同月

十五日小坂文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十七日質疑を行い、採決いたしました結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

日程第五 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案

案内閣提出

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

に伴う災害の防止のため必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、都道府県知事は、造成済みの一定の宅地の区域を、造成宅地防災区域として指定するこ

と、

第二に、同区域内の宅地所有者等は、宅地造成

○議長(河野洋平君) 日程第四、小宮山洋子君外四名提出の児童手当法の一部を改正する法律案、内閣提出、國の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岸田文雄君。

児童手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

国補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔岸田文雄君登壇〕

○岸田文雄君 ただいま議題となりました二法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

また、内閣提出の國の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、児童手当及び児童扶養手当について、国、都道府県等の負担割合を見直すこと、第二に、児童手当の支給対象を小学校修了前までに引き上げること、第三に、基礎年金の国庫負担割合を引き上げること等であります。

○議長(河野洋平君) 日程第五、内閣提出、國の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岸田文雄君。

児童手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

国補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔岸田文雄君登壇〕

○岸田文雄君 ただいま議題となりました二法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

また、内閣提出の國の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、児童手当及び児童扶養手当について、国、都道府県等の負担割合を見直すこと、第二に、児童手当の支給対象を小学校修了前までに引き上げること、第三に、基礎年金の国庫負担割合を引き上げること等であります。

次に、小宮山洋子君外四名提出の児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るため、子ども手当を支給するもので、その主な内容は、

第一に、十五歳までの児童を監護している父母等に、子ども手当を一人につき月額一万六千円支給すること、所得制限は設けないこと

第二に、子ども手当の費用は全額国庫負担とし、所得制限は設けないこと

り、十四日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十二日に質疑を終局いたしました。

次いで、内閣の意見を聴取した後、両案について討論、採決を行った結果、小宮山洋子君外四名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと議決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔岸田文雄君登壇〕

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

日程第六 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(内閣提出)

日程第七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

日程第八 工業再配置促進法を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

日程第六、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(内閣提出)

日程第七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案につきましては、中小企業がものづくり基盤技術の高度化に向けて行う研究開発及びその成果の利用を促進するため、経済産業大臣が、中小企業の自指すべき将来ビジョンたる指針を策定するとともに、中小企業がその指針に沿つて行う研究開発等について支援を行うとともに、中小企業信用保険法に係る特例等その他所要の措置を講ずるものであります。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案、日程第八、工業再配置促進法を廃止する法律案、右三案を一括して議題といたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この結果、原案について採決いたします。

本件の原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立少数。よつて、本案は否決されました。

次に、日程第五、内閣提出、國の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 本件は、

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔本号末尾に掲載〕

〔石田祝穂君登壇〕

○石田祝穂君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案につきましては、中小企業がものづくり基盤技術の高度化に向けて行う研究開発及びその成果の利用を促進するため、経済産業大臣が、中小企業の自指すべき将来ビジョンたる指針を策定するとともに、中小企業がその指針に沿つて行う研究開発等について支援を行うとともに、中小企業信用保険法に係る特例等その他所要の措置を講ずるものであります。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案につきましては、これらに基づく産業基盤施設の整備が着実に進捗し、一定の成果

委員長の報告を求めます。経済産業委員長石田祝穂君。

報 (号外)

第七に、公務員制度改革、規制改革、競争の導入による公共サービスの改革、公益法人制度改革、政策評価の推進との連携を図ることとしております。

第八に、行政改革推進本部を設置し、これらの改革を総合的に推進することとしております。

次に、公益法人制度改革に関する三法案、すなわち、一般社団法人及び一般財團法人に関する法

律案、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律案並びに一般社団法人及び一般財團法に関する法律案及び公益社団法人及び公益財團法に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現することが重要となっております。さらに、官民から民への流れの中で、こうした民間の団体の発展を推進することは、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の実現にも不可欠なものであります。

そこで、現行の公益法人制度を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、これら三法案を提出するものであります。

それぞれの法律案の概要について、順次御説明申し上げます。

まず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案は、剩余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、設立の登記をすることにより簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人の制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理について定めようとするものであります。

関する法律案並びに一般社団法人及び一般財團法
人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法
整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を
御説明申し上げます。

現行の公益法人制度については、主務官庁の許
可主義のもと、法人格の取得と公益性の判断や税
制上の優遇措置が一体となっているため、法人設

次に、公益社団法人及び公益財團法人の認定等
に関する法律案は、社団法人及び財團法人の設立
の許可及びこれらに対する監督を主務官庁の裁量
により行うこととしていた現行の制度を改め、公
益社団法人及び公益財團法人としての認定及びこ
れらに対する監督を独立した委員会等の関与のも
とで内閣総理大臣または都道府県知事が行う制度
を設けようとするものであります。

最後に、一般社団法人及び一般財團法人に関する

立が簡便でなく、また、公益性の判断基準が不明確であるなど、さまざまな批判、指摘がなされてまいりました。一方で、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益目的とする事業の実施を促進して、活力ある社会を実現することが重要となつております。さらに、官から民への流れの中で、こうした民間の団体の発展を推進することは、簡素で効率的な政府を実現する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止し、民法その他の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律案等三法案の趣旨でございます。
以上でございます。(拍手)

ます。本法案は国民生活に配慮とする一方で、からは小さな政府を目指すという声も聞こえてまいります。

総理は、私たちの政治の使命を重視する主張に御賛同いただいたのか、御所見を承ります。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(内閣提出)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(内閣提出)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(内閣提出)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

議長（河野洋平君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。松本剛明君。

○松本剛明君 民主党的松本剛明です。
私は、民主党・無所属クラブを代表して、いわゆる文政改革進去案、公選法へ文書回収去案、

まず、行政改革の目指すところについて、本法案について、総理並びに関係大臣に質問をいたしました。(拍手)

行政改革の重要方針では「簡素で効率的な政府」とあります。昨年の行政改革の重要方針では「小さくて」あります。簡素は無駄を省くこと、小さくなら政府の相

つ範囲を狭めることになります。範囲は政治の使命から考へるべきで、私たちは、その観点から、今国会を安全国会とすべきだとも主張してまいり

からでは小さな政府を目指すという声も聞こえてまいります。

総理は、私たちの政治の使命を重視する主張に御賛同いただいたのか、御所見を承ります。

効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案外三案についての中馬国務大臣の趣旨説明に対する松本剛明君の質疑

官製談合については、民主党提案の後を追つて与党から案が出てまいりましたが、本法案にはこの問題の根幹を改革する規定がありません。事業発注や天下りのあり方について根本的に取り組む決意はないのか、総理に承りたいと思います。

眞の政府の改革を進めるためには、政府が担う範囲を定め、業務の仕分けを行うことが第一であります。民主党はマニフェストで、行政刷新会議を設立し、あらゆる事務事業、天下り、公務員制度、入札制度から省庁のあり方まで、広範かつ早く速やかに改革を行うことを宣言しております。

本法案でも、必要性の有無及び実施主体の方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で行政改革を行うとしていますが、その仕分け、検討は、だれがいつまでに行うのか、行政改革推進本部の所掌事務に含まれているのか、他方で、既に本法案で定めている各改革との関係はどうなっているのか、総理に説明をお願いいたします。

民主党の政府改革では分権が大変重要な地位を占めていますが、本法案からはその視点がうかがえません。それどころか、公立学校の教職員などについて、政府及び地方公共団体は、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の縮減をさせるための必要な措置を講ずるものとして、地方公共団体にもいわば責務を負わせているわけであります。これは、教育だけでなく地方分権への姿勢も問われるものではないかというふうに考えております。

これからは、個性を生かす、多様な二一ツに適合する、住民の参加意識を高める、住民の行財政

監視を強めることが重要であり、国の関与により地方とダブルの無駄の排除のためにも、思い切った地方分権が必要であります。

三位一体改革では、税源移譲を行つたものの、実態は、補助金、地方交付税の削減から税源移譲分を差し引くと、地方への負担の押しつけであります。他方で、地方の自由度は一向に上がつております。

分権を本法案で正面から取り上げなかつた理由、今後の取り組みに対する方針について、総理の御所見を伺います。

法案について伺つてまいります。

本法案には、「検討する」「留意する」、内容、方向性が不明確な「措置を講ずる」といった、あいまいな表現の条文が多く見られます。政府の姿勢

がまず責められるべきであります。私たちは審議入りのために、我が党の馬淵澄夫君が質問主意書を提出して、その内容をただしています。ところが、与党はこれを内閣に送付しようとしておりません。総合的かつ逐条の問い合わせでありますけれども、そうなつたのは法案に原因があります。ぜひ早急な対応を求めたいと思います。(拍手)

本法案には、今後個別の法案提出を必要とするものが少なくありません。予定される法案は何な

るが、その場合に具体化が今後の法案にゆだねられるなら、本法案では何が決まるのか、他方で、担当大臣に答弁を求めます。

他方、政府は、行政改革の重要な方針のポイント

す。

や総理のメールマガジンでは、今後五年をめどに特別会計の数を半分から三分の一程度に大幅に削減するとしてきましたが、本法案を見ると、この目標がなくなりました。ほとんどの条文で、検討するものとするというあいまいな文言になります。他方で、地方の自由度は一向に上がつております。

なぜ半分から三分の一が法案になくなつたのか、なぜまだ方向が確定なままの特別会計改革を国会に提出されたのか、総理の真意を伺いたいと思います。(拍手)

なぜまだ方向が確定なままの特別会計改革を国に提出されたのか、総理の真意を伺いたいと思います。

民主党のプランでは、公共事業関係の特別会計

は、一般会計の依存割合、予算全体の総合的な視

点に加え、何よりも国民、国会の目の届くよう

に、国土交通省各局別のような状況は変わります

が、引き続き省内にとどまっています。同じ公共

事業関係でも、農林水産省の国営土地改良事業特

別会計は役所が別で統合の対象とならず、取り扱いを異にしています。

なぜ行政改革推進法案の中でも縦割りのままな

のか、一般会計に統合しないのか、その理由を伺

うとともに、将来、あるいはこの法案を修正して

一般会計統合に踏み込むおつもりがあるのか、總理に承りたいと存じます。

特別会計改革については、民主党はかねてから無駄遣いの問題を取り上げてまいりました。そし

て、現在三十一ある特別会計のうち、三つを除きすべて廃止をすべきだというふうに考えておりま

す。

道路特定財源については、総理の御発言はある

ものの、いまだその方向はよくわかりません。法

案は、一般財源化を図ることを前提としつつと言

いながら、具体的な案はまだ先送りをしています。

そこで、本法案の特定財源制度には、運用上の

特定財源の自動車重量税や地方の軽油引取税、自

動車取得税なども含まれるのか、また、特定財源

制度を廃止して揮発油税等の税収を一般財源とす

ることは既に決定したものなのか、現在考えてい

る一般財源化の具体的な内容は何なのか、総理に

お聞きをいたします。

独立行政法人については、通則法で中期目標期

間終了時に見直し、検討を行い所要の措置を講ずることとなつているところへ、本法案で、國の歳

出縮減を図る見地からといふ視点を加えていま

す。しかし、現状は大変大きな問題を抱えています。

過日の国会審議でも、厚生労働省関連の独立行

政法人化により職員が増減したのかをただすと、

計算のベースをずらした数字を用い、結果とし

て、増加を減少と大臣に誤った答弁をさせること

になりました。

年金・健康保険福祉施設整理機構は、無駄な年

金施設等の処分のためだけと言つてもいいものが

昨年設立されたわけであります。これは不要と

の指摘を私たちもしていたのに、わざわざ新たな組織をつくり、しかも巨額のコストをかけて、そ

して赤字が出る可能性があるというものであります。

今国会の法案審議に関連しても、非公務員化

して運営費交付金がふえるという事例もあります。

このように、独立行政法人の管理、設立につい

てチェックが極めて緩い実情にかんがみれば、現

行法制のベースではなくて、ガバナンスを強化

し、より透明で効率的な運営に資する抜本的な制

官 報 (号 外)

答弁を求めます。（拍手）
今例に挙げた法人を所管される厚生労働大臣にも、実態を直視してお考え直しをいただきたい。

財政再建のためには、国の資産処分、債務縮減を進めるべきであります。ただし、政府・与党には、この膨大な借金は自民党の長年の積み重ねの上に小泉政権下での大幅な積み増しにある、その責任をぜひ自覚をしていただきたいと思います。

歳入歳出一体改革の方針はいまだ提示されておらず、本法案には、本質的な課題である財政再建に対するビジョンが含まれておりません。公務員宿舎の一部処分も否定をいたしませんが、現状はパフォーマンスだけでは済まされません。

本法案が、行政改革の看板を大きく掲げて増税への扉を開けるものとは思いたくありませんが、総理に、一体改革の方向性、財政再建への所見を、消費税等の増税に対する考え方も含めて伺います。

いわゆる公益法人改革関連三法案について
行 政改革担当大臣にお伺いをいたします。

民が公の役割を担う、そういう非営利の分野で多くの人が大いに活躍できる社会基盤を確立する、そのためには非営利の法人の制度は大変大切な

テーマであります。
ところが、この法案はそういう基本的、総合的な視点が欠けています。特定非営利活動法人と税制面ですれが生ずるとの指摘もあります。非営利法人の法人制度について総合的に取り組む考えはおありかど
うか、伺いたいと思います。

そういう実情がありますけれども、これを是正するのではなく、引き続きわば官の枠内にとどめようとしているのか、答弁を求めたいと思います。

加えて、実質的な問題である税制はどうなるのでしょうか。税制の具体的な内容が盛り込まれたのか。そのわけ、そして政府が考える新たな公益法人に付与する税制上の措置について、御説明を

国会では、きょうから、行政改革という大変重要なテーマが審議をされることになります。ところが、場外では、まだ国会にも提出されていない教育基本法などの動向が取りざたされさらには、これに絡めて会期延長にまで言及され

論すべき重要なものであること、これは言うまでもありませんが、こういったものを政局絡みで申し扱うとすれば、それは許されないことになります。総理は、政策より政局が得意と言われたことがかつて伝えられたことがありますけれども、ぜひこの国会は政策本位で進めたいと思います。

今後の政府の法案提出の予定と考え方を伺つて、私の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 松本議員に答弁いたします。

行政改革の意義についてでありますと、私は、國の役割を見直し、國が行う必要がないのであれども民間にゆだね、無駄を徹底的に省くことにより、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に發揮されるようにする環境を整えることにいたしました。

より、我が国の経済を活性化し、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現することが大切であると考えております。

府の実現を喫緊かつ最重要課題の一つとして位置づけ、その旨をさきの施政方針演説でも申し上げたところであります。今般、この方針を実現するため、政策金融改革、特別会計改革、資産・債務改革、総人件費改革などを内容とする本法案を国

会に提出したものであります。

なお、どうしても一人でやつていけない方々に
対して、政府として、セーフティーネットを用意
し、支援の手が差し伸べられるようにするという
ことは必要であります。このため、国民生活の安

民主党政権も、このような趣旨の本法案に速やかに
御賛同いただきたいと思います。
行政改革推進法案のテーマでございますが、簡
潔に盛り込んだところであります。

素で効率的な政府を実現するためには、官から民へなどの観点から、資金の流れを変え、仕事の流れを変え、人と組織を変えることが必要であります。

化への貢献を目指す特別会計改革や資産・債務改革、事務及び事業のあり方を見直す総人件費改革、その他独立行政法人の見直し、公務員制度改革、規制改革など各般の改革を重点分野として掲げており、これらの広範な改革を推進することにより、簡素で効率的な政府への道筋を確かにしているところです。

事業発展や天下りについてでございますが、いわゆる天下り問題と談合問題に対する国民の厳しい批判があることは真摯に受けとめなければならぬと考えております。

このため、私は、与党に議員立法である官製談合防止法の強化を指示し、罰則の強化などを内容とする改正案が取りまとめられ、今国会に提出されていると承知しております。

の拡大と総合評価方式の拡充を柱とする入札契約の改善に全力で取り組むとともに、公益法人等との間の随意契約の緊急点検等の措置を講じ、その透明化、適正化を図っているところであります。

また、本法案においても、退職管理の適正化に留まらず、公務員制度改革でできる限り早期に具體化を図つていくべき事項として位置づけたところであり、その具體化を図るべく調整を進める必要があります。

これらにより、行政及び公務員に対する信頼の確保を図っていく考えであります。

事務事業の仕分けの進め方でございますが、行政改革推進法案においては、基本理念及び総人件費改革、特別会計改革、市場化テストなどの各改

革革新分野において、事務事業の仕分け及びそれを踏まえた検討を行うと規定しています。仕分けの具体的な作業は、行政改革担当大臣を中心、各改革を具体化する過程で行われるものであり、例えば、総人件費改革については、民間人から成る行政減量・効率化有識者会議の意見も踏まえながら、事務事業の要否や実施主体の仕分けについて検討を行い、六月までに行政改革推進

平成十八年三月二十三日 衆議院会議録第十六号

本部の議を経て政府としての方針を決定することとしております。

法案において、地方分権の姿勢、また教職員等の純減についてのお尋ねでございます。

分権については、法案において、国の事務事業について実施主体も含めた仕分けを行うこととしており、この過程において、現在国が実施している事務事業の地方への権限移譲も含めた見直しに取り組むこととしております。

また、教職員については、地方公務員のうち大きな割合を占めるところであり、昨今の厳しい行財政状況のもと、国、地方ともに聖域なく人件費改革に取り組む必要がある中、純減に取り組むことが必要と考えております。

義務教育の教職員については、全国的な義務教育の水準を確保するため、現在も配置基準を法律で定めていますが、今後、児童生徒数の減少が見込まれることから、その減少に見合う数を上回る教職員等の純減を確保すべきと考えております。

今後の地方分権に対する取り組みでございます。小泉内閣では、地方にできることは地方にとの方針のもと、三位一体の改革を進めてきた結果、三兆円の税源移譲、四兆七千億円の補助金改革などを行うこととなり、地方からも画期的な改革であると評価されていると承知しております。

地方分権に向けた改革に終わりはありません。平成十八年度までの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国、地方を通じた行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取り組みを行つてしまります。

民主党が提出している行政改革推進法案に関する質問主意書についてでございますが、お尋ねの主意書については、現在、衆議院の議院運営委員会理事会で取り扱いが検討されていると聞いており、政府としては、その結果を踏まえて適切に対応したいと考えております。

特別会計改革でございますが、資金の流れの透明性の確保、業務の効率化等の効果を確実に出すなどの観点から、三十一の特別会計について一つずつ個別具体的な検討を行い、その数を現行の半分から三分の一程度に削減することにいたしました。

本法案には、特別会計一つごとに統廃合などの具体的な改革の方向性を盛り込んだところがあり、このため、改革の結果として特別会計の数が幾つになるかを法案に盛り込まなかつたところであります。

公共事業関係の特別会計でございますが、道

路、治水、港湾、空港、都市の五つの特別会計は、社会資本整備重点計画法に位置づけられた社会資本整備事業に関連する特別会計であり、地方公共団体や民間事業者からの負担金、借入金などが、あることから、受益と負担の関係を明確化しつつ、事業間の連携を強化し縦割りの弊害解消などを駆除を排除するとの観点から、これらを統合することにしたものであります。

また、国営土地改良事業については、一般会計で経理される他の農業施策と密接な関連があることから、特別会計を廃止し、一般会計に統合する方針であります。

特定財源制度の対象でございますが、自動車重量税は、法律上の道路特定財源ではありません

が、創設時の経緯等から、運用上、その一部に相当する額が道路整備財源に充てられており、従来から、事実上は道路特定財源として取り扱つてきたり、今回の法案においては道路特定財源の見直しの対象としております。

また、地方分の道路特定財源についても排除されているものではありません。

道路特定財源の見直しについてでございますが、昨年、私が財務、国土交通大臣に指示し、この結果、現行の税率水準を維持する、特定財源制度について、一般財源化を図ることを前提とし、納税者に対して十分な説明を行い、その理解を得つつ、具体案を得ること等を内容とする基本方針を政府・与党一派となつて取りまとめたところです。

今般、この基本方針の内容を法文化したところであり、今後、この法案に基づき見直しを行つてまいります。

独立行政法人制度につきましては、中期的な目標を設定した上で業務実績を第二により事後評価することなどにより、業務の効率性を確保することとともに、法人の長による経営責任を明確にしていくことが重要であり、中期目標期間終了時の業務、組織全般にわたる見直しなどを通じて、適切な制度運営を図つているところであります。

今後の課題は、引き続き簡素で効率的な政府を目指して徹底した行政改革を行うとともに、持続的な経済活性化を実現していく上で財政がその足かせとならないようになりますため、将来に向けた財政健全化の道筋を示していくことであると考えております。

このため、本年六月を目途に、歳出歳入一体と

した財政構造改革の方向についての選択肢及び改革工程を明らかにし、改革路線を描るぎないものとしたいと考えております。経済財政諮問会議を中心

に検討を進めております。

なお、税制については、歳出歳入一体改革の取組みの中で、公正で活力ある社会にふさわしい

税制の実現に向け、消費税、所得税、法人税、資

行政改革の重要な方針によれば、五年五%の具体的な中身は平成十八年六月までに決めるとなつています。しかし、六月では通常国会は終わっております。その中身を明らかにしないで審議するというのでは、有意義な議論になりません。国会審議の活性化のためにも、数字の根拠を衆議院での審議中に示すべきと考えますが、総理の所見を伺うことです。

本法案では、今後十年間で総人件費の対GDP比を、十七年度対比二分の一にできる限り近づけることを長期的な目安とするという文言が織り込まれています。できる限り近づける、目安というあいまいな表現が羅列されているだけでも、政府の自信のなさが伝わってくるようですが、この目標の中に公務員型の独立行政法人の非公務員化や郵政公社の民営化が含まれているのですから、これでは、何のための目標数値かと首をかしげざるを得ません。

総人件費改革というからには、政府支出、国民の血税が使われることを一円でも抑えることを意味しています。しかし、郵政公社は、現在独立採算で運営されており、政府からの財政支出が基本的ないことは周知の事実であります。また、公務員型独立行政法人の役職員を非公務員化へと看板をかけかえても、税金である運営費等交付金が削減されぬ限り、国の財政支出削減にはなりません。

そこで、お尋ねをいたします。

GDP比十年で半減という目安になぜ郵政民営化や特定独法の非公務員化を含めたのか、そのわけ、また、国から独立行政法人に対して平成十七年度で約一兆六千億円の運営費交付金がつき込みます。

れていますが、この交付金に削減目標を掲げる意思があるのか、総理に重ねて質問いたします。

次に、政府の法案が、地方公共団体に対して今後五年間で公務員を四・六%以上純減することを要請している点についてお尋ねします。

地方分権の観点からすれば、要請の形であっても、国が地方に数値目標を示すのは不可解な話であります。それに加え、地方制度調査会が道州制も含めた分権型社会像を提言しているように、時代の大きな流れを無視したものと言わざるを得ません。

地方公務員の数は、地方政府の担うべき事務量によって大きく左右されますが、その際、地方分権の進展に伴つて国から地方へと権限と財源を大幅に移譲し、人的資源を再分配することを念頭に入れておく必要があります。

法案第四十七条にも、「地方支分部局の統合、廃止及び合理化を推進するものとする」とし、同条の第一項、第二項で地方公共団体への権限移譲を書いておりますが、その結果も待たず、四・六%以上と数字が設定されていることに矛盾を感じます。国から地方への程度の事務権限が移譲されることを前提にした数字なのでしょうか、お答えください。

政府の総人件費改革案が小粒のものにとどまっていることは、小泉政権の地方分権政策、三位一体改革が挫折したことと大いに関係があります。中央省庁は、国補助金負担率を引き下げるという手法を多用し、補助金そのものの廃止に猛烈に抵抗しました。その結果、多くの補助金そのものが維持されたため、関連する事務も人員も大幅に削減するという話になつております。

そこで、お尋ねをいたします。

GDP比十年で半減という目安になぜ郵政民営化や特定独法の非公務員化を含めたのか、そのわけ、また、国から独立行政法人に対して平成十七年度で約一兆六千億円の運営費交付金がつき込みます。

そこで、お尋ねをいたします。

GDP比十年で半減という目安になぜ郵政民営化や特定独法の非公務員化を含めたのか、そのわけ、また、国から独立行政法人に対して平成十七年度で約一兆六千億円の運営費交付金がつき込みます。

私たち民主党は、地方分権推進こそが行政改革の本丸であると考え、国と地方の事務と権限をゼロベースで洗い直し、国の仕事を大幅に地方に移す抜本的行政改革に取り組めば、さらなる国家のスリム化が図れると考えます。

政府の総人件費改革には、地方分権の視点で、ダイナミックに行政組織を変革し国家公務員を減らしていくというビジョンに基づく、行政改革を超えた地方分権のビジョンに基づく、行政改革を超えた国家改革を打ち出すつもりはありませんか。また、三十三万人の一般職国家公務員のうち二十一万人いる地方の出先機関、地方支分部局には二重行政との指摘もありますが、総理並びに、地方分権二十一世紀ビジョン懇談会という私的懇談会を設置されている竹中総務大臣、どのような認識を持っていますか。答弁を求めます。

さて、政府の総人件費改革には、全く触れられない部分があります。それは、非常勤国家公務員の人事費についてであります。

昨年七月一日時点の総務省の調査で十二万四千人いるとされる非常勤国家公務員について、私は、現在、洗い出しを行つております。

人数は総務省で把握しているものの、その人件費はペールに包まれておきました。なぜなら、約二万一千人の事務補助職員、いわゆるアルバイト職員のほか、およそ二万人もいる審議会委員や顧問、参与等の職員、技術補助職員、技能職員などは定員外であり、部局ごとに採用され、非常勤職員手当や委員手当のみならず、事務機器など備品と同様に旅費などの名目から支出しているからであります。本省全体でも実体をつかんでいなかつたのであります。

非常勤公務員への支出の一例を挙げますと、厚生労働省でおよそ四百五十億円、国土交通省で約百五十億円に上ります。業務の詳細を見ると、国家公務員でなくとも、地方自治体や民間、地域住民に任せられる仕事もあります。

国民の税金から支出されている以上、非常勤公務員の業務内容と賃金実態を徹底的に明らかにし、必要な部分は大胆に削減すべきであります。

なお、本法案で人事院勧告の基礎となる給与の官民比較のあり方を見直すとしていますが、これは、民主党が昨年の百六十三回特別国会において提出した国家公務員法の一部改正案を後追いしたものであります。これまで人事院が官民比較の対象としてきたのは、企業規模百人以上かつ事業所規模五十人以上の比較的大きな企業であり、必ずしも民間の給与実態を的確に反映しているとは言えません。民主党案は、民間賃金の実態を的確に把握するため、人事院の給与勧告等の基礎となる民間給与調査を幅広く行うようにする内容でした。先鞭をつけた民主党案の提出者として事實を指摘しておきます。

次に、公務員制度改革について伺います。

本法案では、公務員制度改革についてわずか一条の規定にすぎません。その中身は、あいまいきまりなく、政府が改革に取り組む意欲がみじん

も感じられません。参議院予算委員会で行革担当大臣は、公務員制度改革に関する法案を今国会に提出したいと答弁していますが、自民党には、二〇〇三年の総選挙の際に、公務員制度改革法案を二〇〇四年の国会に提出するとしながら、ほごにしたいきさつがあります。

小泉総理と行革担当大臣に伺います。公務員制度改革に関する法案を今国会に提出するのか、提案するのならば何を柱とするのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

報 (号外)

官

にもかかわらず、公務員の労働基本権について、本法案では単に検討事項としているにすぎません。先般の連合との政労協議で、基本権を付与する公務員の範囲について検討の場を設けるとのことですですが、基本権のあり方について、中馬行革担当大臣、川崎厚生労働大臣の答弁を求めます。このほど、防衛施設庁では早期勧奨退職を自肅するとの報道がありました。これは一連の官製談合事件を受けての措置であり、早期勧奨退職といふ慣習が天下り、談合とセットになつてゐることをみずから認めた証拠であります。

他の省庁も含めた公共事業を対象にしたある調査では、OBを受け入れた業者の受注額は二〇〇〇年から二〇〇四年の五年間平均でおよそ二百五

億円、受け入れていな業者の平均は五十一億円。受け入れ企業の受注額は四倍に当たり、その優遇は明らかです。繰り返し申しますが、早期勧奨退職と天下り、官製談合はセットであり、公正な社会のために、まず勧奨退職制度を是正するしかありません。

とは民間にというワンフレーズでなく、丁寧に説明いただきたいと存じます。

の経営を追求していく考え方であります。

の経営を追求していく考えであります。中小零細企業に対して民間金融機関が提供しない融資については、政策金融における民業補完の原則を徹底していくという方針のもとに、借り手側の視点にも立ち、新たな政策金融機関に中小零細企業の資金調達支援の機能をしつかりと残すこと

○議長(河野洋平君) 渡辺周君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○渡辺周君(続) 結びでござります。

としております。
また、民間並みの企業会計原則を適用するかどうかについては、今後、政策金融改革に関する詳細な制度設計を行う中で、新たな政策金融機関の

安全、安心、信頼という公共でしかできない分野には質の高い公共サービスを惜します、だぶついた政府、せい肉のついた行政組織を許さず、良質な行政サービスは身近な自治体が効率的に行うことを理想の社会とし、改革の痛みはます税金を使う側からでなければなりません。

我々民主党は、納税者の視点で、胸のすく建設的な提案を交えながら本法案を議論していくこと

会計経理のあり方について検討してまいります。
新政策金融機関の経営責任者についてですが、
私はかねてから、特殊法人、独立行政法人の役員
の人事について、固定的に、事務次官だからトツ
プになる、そういう時代ではなく、官民のいかん
を問わず、必要と認められる識見及び能力を有
する者のうちから適材適所で経営責任者を選任し
ていくとの方針を示してきたところであります。

を申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 渡辺議員に答弁
いたします。

法案においては、新政策金融機関について、こうした趣旨を法律上初めて明らかにしたものであります。

政策金融改革についてですが、私は、資金の流れを官から民へ改革することが、国民の大切な資産が民間部門で活用され、経済の活性化につながるとの一貫した考え方のもとに、郵政民営化等の改革を進めてきたところであります。

政策金融改革についても、経済全体の活性化を考えれば、必要な政府の関与は残しておきながら、民間にできることは撤退していくという方向で、民営化や統合により一の政策金融機関を設立することとし、これにより効率的な政策金融機関

五%以上の純減については、簡素で効率的な政府を実現し、政府の規模を大胆に縮減するため、これまでの純減実績に比べて高い目標ではあります。が、厳格な定員管理と業務の大膽かつ構造的な見直しにより実現すべき目標として設定したものであります。

ており、精力的に取り組んでまいります。

対GDP比十年で半減という目安、独立行政法

人の運営費交付金についてでございますが、総人件費改革は、簡素で効率的な政府の実現に向け、公的部門全体で取り組んでいくべき課題であることから、郵政公社職員や特定独立行政法人の職員などを含めた上で、国家公務員の人員費の総額を対GDP比で見て今後十年でおおむね半減させるとの長期的な目安を提示したものであります。

官報（号外）

また、独立行政法人については、本法律案において、国家公務員に準じ五年五%以上の人件費削減を基本とする取り組みを行う、平成十八年度以降に初めて中期目標期間が終了する独立行政法人については、中期目標期間終了時に、国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務のあり方並びにこれに影響を及ぼす国の施策のあり方についてあわせて検討を行う旨を規定したところであり、こうした基本方針に沿って、組織、業務全般にわたって必要性等を厳しく見直すことにより、運営費交付金等の抑制に努めてまいりたいと考えております。

地方公務員の純減についてでございますが、地方公務員総数について、今後五年間に四・六%以上の純減を図ることとしているのは、過去五年間の純減実績である四・六%を考慮し、現下の厳しい行財政状況を踏まえ、設定したものであります。

国の事務事業について、地方ができることは地方にとの観点から引き続き見直しを進める中で、地方公務員の総数について純減を確保するよう取り組んでいくことになりますが、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すなど、政府は地

方公務員の増員をもたらすことのないよう努める

こととしてまいります。

地方分権と地方支分部局についてでございますが、地方分権の推進については、地方にできることは地方にとの方針のもと、平成十八年度までの改革の成果を踏まえながら、市町村合併の推進など、国と地方を通じた行財政改革を進め、道州制の検討など、真に地方の自立と責任を確立するための取り組みを行つてまいります。

また、地方支分部局はさまざまな業務を行つておりますが、五年五%以上純減を行う中で、民間にできることは民間に、地方でできることは地方にとの観点から、事務事業を国が直接行う必要性を見きわめ、抜本的に見直しを行い、簡素で効率的な政府の実現を目指してまいります。

非常勤職員についてでございますが、非常勤職員の職務は、審議会の委員から事務補助職員までさまざまであり、その給与については、一般職給与法で基準が定められているところであります。

非常勤職員は、各府省の予算の範囲内で、個別の業務の必要性に応じて採用されているところでありますが、その業務についても、無駄の排除の観点から、徹底した見直しをしていく必要があると考えております。

地方公務員の純減についてでございますが、地方公務員総数について、今後五年間に四・六%以上の純減を図ることとしているのは、過去五年間の純減実績である四・六%を考慮し、現下の厳しい行財政状況を踏まえ、設定したものであります。

国の事務事業について、地方ができることは地方にとの観点から引き続き見直しを進める中で、地方公務員の総数について純減を確保するよう取り組んでいくことになりますが、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すなど、政府は地

ます。このため、私は、与党に議員立法である官

製談合防止法の強化を指示し、罰則の強化などを

内容とする改正案が取りまとめられ、国会に提出されていると承知しております。

また、談合排除の徹底を図るため、一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を柱とする入札契約の改善に全力で取り組むとともに、公益法人等との間の随意契約の緊急点検等の措置を講じ、その透明化、適正化を図っているところであります。

さらに、早期退職慣行については、その是正が必要であるとの観点に立つて、幹部職員の勧奨退職年齢を五年間かけて段階的に平均三歳以上引き上げることなどを基本方針として、政府一体となつて今後とも取り組んでまいります。

市場化テストについては、民間にできることは民間にゆだねるとの考え方に基づき、民間の意見を踏まえ、民間の創意工夫を反映することが期待できる公共サービスを適切に選定した上で、官民競争入札等を実施することにより、公共サービスの質の維持向上とコストの削減を実現するものであります。

今般提出した法案においては、市場化テストの実施に当たり、確保されるべき公共サービスの質を明確化した上で、民間人から成る官民競争入札等監理委員会の議を経て公正にサービスの実施主体を決定することとしつつ、その後の業務の実施状況を国が適切に監督できる仕組みとしており、御指摘の安全の観点を含め、国民、住民に対していよいよ踏まえ、現実的な姿勢で検討していく必要があります。

政労協議についてお尋ねがありました。

労働基本権のあり方等については、国民意識も十分に踏まえ、人事評価の試行の取り組み状況等も見ながら、精力的に調整を進めてまいります。

法案の提出については、連合等から、労働基本権の問題についてもあわせて検討すべきとの要請があることも考慮しつつ、人事評価の試行の取り組み状況等も見ながら、精力的に調整を進めてまいります。

これまで以上に質の高い公共サービスを提供していくことが可能となるものと考えております。

このため、労働基本権についてニュートラルに検討する場を設けることとしたところであります。検討の場のあり方等については、今後関係者と調整してまいる所存であります。

ます。（拍手）

〔國務大臣中馬弘毅君登壇〕

○國務大臣（中馬弘毅君） 非常勤公務員の削減につきましては私にもお尋ねがございましたので、お答えいたします。

非常勤職員については、各府省の予算の範囲内において、それぞれの個別の業務の必要性に応じて採用されておりまして、その業務についても、予算の不断的な見直し等を通じて適切に対応されるべきものと考えております。

なお、非常勤職員の給与水準については、一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づき、常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することで適切に措置されております。

公務員制度改革についてお尋ねがありました。

公務員制度改革については、職員の意欲と仕事の成果を引き出し、能力・実績主義の人事管理を徹底するとともに、退職管理の適正化を図ることが必要であると考えております。

法案の提出については、連合等から、労働基本権の問題についてもあわせて検討すべきとの要請があることも考慮しつつ、人事評価の試行の取り組み状況等も見ながら、精力的に調整を進めてまいります。

政労協議についてお尋ねがありました。

労働基本権のあり方等については、国民意識も十分に踏まえ、現実的な姿勢で検討していく必要があります。

このため、労働基本権についてニュートラルに

検討する場を設けることとしたところであります。

検討の場のあり方等については、今後関係者と調整してまいる所存であります。

外(号)

この場においては、公務と公務を担う公務員の範囲、あり方等についての総合的な検討を踏まえ、基本権のあり方を論議することとしておりまして、予見を持つことなく、幅広い観点から検討がなされることが必要と考えております。以上であります。(拍手)

〔国務大臣川崎二郎君登壇〕

○国務大臣(川崎二郎君) 公務員の労働基本権についてお尋ねがありました。

中馬大臣の御答弁のとおり、先般の政労協議では、労働基本権を付与する公務員の範囲について検討する場を設けることで、政労間での意見の一一致が見られたところであります。私の立場から申し上げれば、今後、ILOに対し、情報提供などについて、政労で共同歩調で対応するとしたところでございます。

国民年金保険料納付率向上についてお尋ねがありました。

国民年金保険料の未納問題は、公的年金制度に対する国民の信頼という面から、極めて重要な問題であると認識しております。

このため、強制徴収などの権力性の強い業務は官が行う一方、電話や戸別訪問などによる納付勧奨業務は民間を活用し、官と民の組み合わせによる効率的な収納対策を進めるとしており、その一環として平成十七年度から市場化テストのモデル事業を実施しております。

さらに、今般の市場化テスト法案を踏まえ、民間のノウハウを活用すること等により、官と民との組み合わせによる、より効率的な、効果的な業務の推進を図り、納付率向上に最大限努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣竹中平蔵君登壇〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 渡辺議員から、地方分権のビジョンに基づく改革について、及び地方支分部局の改革についてお尋ねがございました。

今後の我が国の構造改革をさらに進めるに当たっては、地方分権はそのキーワードであります。これまで三位一体の改革を進めてきたところであります。今後さらなる分権を進めてまいる所存であります。

目下、私ももとに地方分権二十一世紀ビジョン懇談会を開催しておりますが、明確なビジョンをお示しし、国、地方を通じた改革を大胆に進めてまいる決意でございます。

次に、地方支分部局でありますが、地方支分部局はさまざまな業務を行っております。五年五%以上の公務員削減を行う中で、民間にできることは民間に、地方でできることは地方にとの観点から、事務事業を国が行う必要があるかどうかを見きわめ、抜本的な見直しを行い、簡素で効率的な政府の実現を目指してまいります。

いずれにしましても、総人件費改革における地方政府の実現を目指してまいります。

ところが、昨年、政府が出した経済財政白書は、日本はOECD諸国の中で政府支出も国民負担も小さな国、政府の規制の強さは平均以下としています。総務省の調べによれば、日本の公務員は、人口一千人当たりの数においても、人件費のGDP比率においても、主要国の中では最低の水準です。総理は、この事実をどう認識していますか。答弁を求めます。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(横路孝弘君) 吉井英勝君。

〔吉井英勝君登壇〕

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、行 政改革関連法案について質問します。(拍手)

小泉総理は、本法案を構造改革の総仕上げとして提案してきました。この五年間の小泉構造改革は、国民生活に一体何をもたらしたでしょうか。

医療費の大額負担増、年金や介護保険の改悪など社会保障の連続的な改悪、リストラ応援による雇用破壊と賃金破壊など、国民には痛みを強めし、その一方で大企業には減税を行い、まさに強者を助け弱者をくじく政治を行ってきたのであります。

耐震偽装問題や相次ぐ公共交通機関の事故は、国民の安全をないがしろにする規制緩和路線の害悪を示したものであります。リストラや派遣労働など、労働法制の規制緩和を最大限に活用して、トヨタなどの大企業が過去最高の利益を上げているその一方で、多くの国民が職を奪われ、不安定雇用にあえいでいるのであります。こうした格差の拡大をもたらした責任をどう考えているのですか。総理の答弁を求めます。

以下、法案に即して質問します。

第一に、公務員削減の問題です。

法案は「簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題である」とし、総理は小さな政府を強調してきました。

ところが、昨年、政府が出した経済財政白書は、日本はOECD諸国の中で政府支出も国民負担も小さな国、政府の規制の強さは平均以下としています。総務省の調べによれば、日本の公務員は、人口一千人当たりの数においても、人件費のGDP比率においても、主要国の中では最低の水準です。総理は、この事実をどう認識していますか。答弁を求めます。

法案は、商工中金を民営化し、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などの政府系金融機関を統合した上に、貸出残高の継続的な縮小を求めてい るのであります。これでどうして、地域経済を支え、日本経済の柱である中小企業を守ることがで きますか。まさにセーフティーネットを縮小させ るものではありませんか。

小泉内閣は、銀行に不良債権早期処理を迫ることで、中小企業には貸し渋り、貸しはがしを押し つけ、倒産と失業を増加させました。さらに、

した公務員の純減が国民に一体何をもたらすで しょうか。

労働の現場では不安定雇用と無権利状態が拡大しており、労働基準監督行政の強化は焦眉の課題であります。また、住民生活に密着した地方公務員の分野では、消防職員は国の指針の七五・五%しか配置されておりません。児童福祉司について見れば、国の配置基準を満たす自治体は四割にすぎません。今でも不十分な人員をさらに削減して、どうして国民の安全を守り、暮らしを支えて ことができますか。国民の安全も暮らしを支えて いるのは、まさにマンパワーではありませんか。

教職員の削減も重大です。法案は、児童生徒の減少を上回る教職員の削減を求めております。これは、国民の声にこたえて自治体などが取り組んでいる少人数学級実現など、教育の充実の努力を踏みにじるものではありませんか。米百俵どころか、日本の教育と未来の削減であり、許すことのできないものであります。答弁を求めます。

第二に、政策金融の統廃合についてであります。法案は、商工中金を民営化し、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などの政府系金融機関を統合した上に、貸出残高の継続的な縮小を求めてい るのであります。これでどうして、地域経済を支え、日本経済の柱である中小企業を守ることがで きますか。まさにセーフティーネットを縮小させ るものではありませんか。

小泉内閣は、銀行に不良債権早期処理を迫ることで、中小企業には貸し渋り、貸しはがしを押し つけ、倒産と失業を増加させました。さらに、

官 報 (号 外)

また、公立学校の教職員その他の職員を対象として、今後、児童生徒が減少すると見込まれることに見合う数を上回る純減を確保することとしております。その際、公立学校における教育の質の低下をもたらすものとはならないよう配慮してまいります。

政策金融の統廃合でございますが、政策金融改革については、経済全体の活性化を考えれば、必要な政府の関与は残しておきながら、民間でできることは撤退していくという方向で改革案を取りまとめたところであります。

具体的には、借り手側の視点にも立ち、中小企業金融公庫や国民生活金融公庫が担ってきた中小零細企業の資金調達支援の機能は、新たな政策金融機関にしつかりと残すこととしております。また、商工組合中央金庫については、所属団体中小企業向けの金融機能を行う機関として完全営業することとしているところであります。

道路特定財源について、平成十九年度予算において特定財源税収が歳出を大幅に上回ることが見込まれていることもあり、十九年度予算において見直しを実施する必要があります。今後、歳出歳入一体改革の議論の進捗を踏まきるだけ早く結論を出すよう努力する考えであります。

特別会計については、今般の行政改革推進法案において、積立金、剩余金の縮減等により、今後五年間で合計二十兆円程度の財政健全化への貢献を目指す方針を定めるとともに、御指摘の電源開発特別会計について、電源開発促進税が特別会計に直入される構造を見直し、一般会計から必要額

を特別会計に繰り入れる仕組みとすることにより、財政需要が生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用を図ることとするなど、個々の特別会計の改革的方向性を定めたところであります。

十八年度予算を第一步としつつ、個々の特別会計について十八年度から逐次法律改正を行うなど、法案に定めた方針に沿って今後着実に改革を推進してまいります。

いわゆる天下り問題についてですが、公務員出身者の公益法人への再就職については、これまでも、透明性の確保に努めるとともに、理事のうち所管官庁出身者を三分の一以下とするなどとの取り組みを行ってきたところであります。

しかしながら、今回の防衛施設庁の談合問題についていわゆる天下りとの関連が指摘され、国民の厳しい批判があることを真摯に受けとめなければならぬと思います。この問題については、天下り問題を含め、再発防止のための抜本的対策を検討しているところであり、二月二十四日に、建設工事の発注業務に參與していた幹部職員について、退職後五年間、建設工事の受注実績を有する企業への再就職について自粛を要請する、防衛施設技術協会への職員の再就職について、全面的に自粛を要請する等の対策を公表したところであります。

さらに、今回問題を契機に、公益法人等への再就職も規制すべきとの御意見もいただきますが、職業選択の自由との関係や官民の人材交流の面も考慮して、早期退職慣行の是正に取り組みつつ、総合的な検討を行っていく必要があると考えております。

行政改革推進法案及び公共サービス改革法案に

ついてですが、行政改革推進法案及び公共サービス改革法案においては公共サービスの民間開放を進めていますが、これは、民間でできることは民間にゆだねるとの考え方に基づき、民間の創意と工夫を生かして、広く国民一般のために公共サービスの質の維持向上とコストの削減を図ることを目的としたものであり、財界がビジネスチャーンスの拡大のために推進しているとの御指摘は当たりなものと考えております。(拍手)

○副議長(横路孝弘君) 菅野哲雄君。
〔菅野哲雄君登壇〕
○菅野哲雄君 社会民主党・市民連合の菅野哲雄です。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、行政改革関連法案について、小泉総理並びに閣僚に質問をいたします。(拍手)
総理は、民間でできることは民間にという考え方で立つて国の大事を見直し、簡素で効率的な政府を実現させることで国民の皆さんの税負担を軽減するかのようにおっしゃっています。

しかし、小泉改革が社会の二極分化、格差拡大をもたらしている中、簡素で効率的な政府を目指すことは、民間企業にもうけ先を提供する一方、公共サービスは切り捨て、国民に自己責任を強要し、国民生活破壊を進めることになりはしないでしょうか。福祉は削られ、国民の財産は売り払われ、やがて政府も、ここまで努力したんだからと、消費税率のアップを含めた増税を強要する、その下地づくりに思えてなりません。総理の見解を伺います。

さて、改革が必要だというならば、現場の労働

者やサービスの受け手である国民に真摯に向き合ふべきだと考えますが、法案には意見反映の機会も保障されていません。しかも、法案が通つてしまえば、あとは行政改革推進法に基づいて改革案をつくりましたとなつてしまい、立法府の審議権も大きく制約されます。このことはファッショ的な政治手法と言わざるを得ません。総理、いかがですか。

改革の基本理念では、国際競争力の強化のための改革だということが明示されています。しかし、世界経済フォーラムの発表した二〇〇五年世界競争力ランクイングでは、一位はフィンランド、三位はスウェーデン、四位はデンマーク、九位はノルウェーと北欧諸国が上位に連なる一方、日本は十二位に下がりました。簡素で効率的な政府ではなく、福祉に力を注ぐことで競争力を高めていく道はあると思います。総理はこのランキングをどのように受けとめておられますか。

日本の資産と総人件費の削減について、数値目標だけが先走っています。公務員数の国際比較で、日本は先進国の中でも最も低い数字です。定員の削減を自己目的化するのではなく、国・地方の行政の役割や業務のあり方をどのようにしていくのかという議論が先だと考えます。
まず、ILOの国際労働基準に基づく労働基本権を公務員に付与するとともに、天下りの禁止、政官業の癒着構造の打破など、透明で民主的な公務員制度への改革こそ進めるべきであると考えますが、総理の見解はいかがですか。
市場化テストのモデルとされるイギリスのサッチャード政権が実施した官民強制競争入札制度は、サービスが悪化したため、サービスの質や公正

労働の確保の重視、市民参画を進めるベストバリューというシステムに改革されています。日本は、何周もおくれて、本家から何も学ばずに制度を導入しようとしていると言えます。

特に、日本の場合、実際の官民競争は、賃金、労働条件の切り下げ合戦になることが想されます。まずILO九十四号条約を早期に批准し、公正労働基準を遵守して雇用継続と均等待遇を実現する制度設計をすることが先決だと考えますが、總理、いかがですか。

内閣府の政策効果分析では、医療、訪問介護、保育所について、民間の方が高い生産性を生むと試算しています。じっくりと一人を診察するよりも、流れ作業的な三分診療が評価される、たくさんの子供を詰め込んで長時間預かると生産性が上がる」とされているようですが、これはサービスの受け手からすると、サービスの質の低下にはかなりません。

コスト削減だけがサービスの評価として優先される心配がある以上、サービスの決定・評価プロセスへ当事者が参加できるようにすべきだと考えます。これらの点について行革担当大臣はいかがお考えですか。

昨年十一月に内閣府が発表した規制改革・民間開放に関する特別世論調査では、半数の人が規制改革、民間開放の成果に疑問を呈しています。今、耐震構造設計偽装やライブドアの証券取引法違反、さらには米国産牛肉の危険部位混入問題など、規制緩和で採算や効率性だけを追い求めてきた政治の誤りが表面化しています。行政サービスの向上のためには、競争や民営化の推進ではなく、国民の安全と安心を何よりも優先し、利用者の意見をよく聞いて、ニーズを把握することから

始めるべきではないでしょうか。

規制改革、民間開放に疑問や疑惑が示された調査結果について總理の認識を問うとともに、格差拡大は構造改革のせいだという多くの国民の声に真摯に耳を傾けるよう最後に訴え、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 菅野議員に答弁いたします。

今回の行政改革は増税の下地づくりではないかというお尋ねであります。全く逆であります。國民の負担の上昇を抑制し、國民が豊かで安心して暮らすことができる社会の実現に不可欠と考え、この法案を提出したものであります。

行政改革推進法案が立法府の審議権を制約するのではないかとのお尋ねでありますが、そうではありません。国会での活発な御審議が行われることを期待しております。

簡素で効率的な政府ではなく、福祉により競争力を高めていく道があるのでないかとのお尋ねであります。今回の法案は、行政改革によって國民の負担ができるだけ軽減し、社会保障制度を持続可能なものにしていくものであります。

公務員制度改革でございますが、簡素で効率的な政府の実現のためには、公務員の総人件費の削減、國の資産、債務に関する改革等の断行が不可欠であります。あわせて、行政運営を担う公務員に係る制度についても、能力・実績主義の人事管理の徹底、退職管理の適正化の観点からの改革を推進することが重要であると考えております。

このため、できる限り早期に具体化を図るべく、関係者との調整を精力的に進めてまいります。なお、公務員の労働基本権については、その地

位の特殊性と職務の公共性から一定の制約がなされており、民意意識や給与制度改革の進捗状況等も踏まえ、十分に検討を行うべきものと考えております。検討の場を設け、幅広い観点から検討を進めています。

市場化テストでございますが、イギリスの事例について御指摘がありました。公共サービス改革法案では、諸外国の経験にも学びつつ、公共サービスの質の維持向上とコストの削減を実現することを目的として、サービスの質の確保のための所要の措置を盛り込んでおります。

また、ILO九十四号条約について御指摘がありましたが、我が国では、賃金等の労働条件にありましたが、我が国では、賃金等の労使当事者間関しては、それが国や自治体との契約に基づく労働であるか否かを問わず、労働基準法等の関係法令に反しない限りにおいて、個々の労使当事者間で取り決められるべきであり、政府が介入することは適切でないと考え方方に立つており、批准は困難と考えております。

いずれにしても、官民競争入札等の結果、公共サービスの実施を担うこととなる民間事業者における労働者の労働基準についても、労働基準法等の関連法令に反しないように取り決められるべきことは当然であると考えております。

規制改革、民間開放についてございますが、これまで、國民からの要望を受けつつ検討を進めてきたところであります。この結果、医薬品の一部をコンビニ等で貰えるようになり、また会社の設立が容易になるなど、消費者、利用者による多様な選択と民間による創意工夫を促し、経済社会の活性化につながっているものと考えております。

このため、できる限り早期に具體化を図るべく、関係者との調整を精力的に進めてまいります。

〔国務大臣中馬弘毅君登壇〕

○国務大臣(中馬弘毅君) 市場化テストについてお尋ねがありました。

公務員改革法案は、民間にできることは民間にできる構造改革を具体化すべく、具体的に選定された公共サービスを官民競争入札に付する

ことによって、公共サービスの質の維持と向上、経費の削減とをともに実現することを目的とするものであります。

このため、同法案においては、サービスの受け手である国民、住民のニーズを踏まえた質の高い

公共サービスが提供されることとなるように、まず第一に、官民競争入札等の対象とする公共サービスの選定に当たっては、民間事業者の意見も踏まえ、内閣総理大臣が関係大臣等との協議を行

い、閣議決定する制度としています。

第二に、また、公共サービスの質の維持向上を確保するため、コストだけではなく質を十分評価する落札者の決定、国による監督などに関する具体的な規定を置いております。

第三に、このような対象公共サービスの選定や

御指摘の世論調査においても、六割以上の方が医療、教育分野などを中心に規制改革をさらに進めるべきと回答しており、規制改革、民間開放を初めてとする構造改革をさらに積極的に進めてほしいというのが多くの國民の声であると認識しております。

官 報 (号外)

落札者の評価、決定に当たつては、各界の有識者から構成される官民競争入札等監理委員会において厳正に御審議いただくこととしております。このように、公共サービス改革法案は、コスト削減だけをサービスの評価として優先するのではなく、むしろ、限られた財源の中で、サービスの受け手である国民、住民のニーズを踏まえた公共サービスの質の向上を実現することを可能とする法制度となつてゐるところであります。

○副議長 横路孝弘君

これにて質疑は終了いたしました。

以上であります。(拍手)

○副議長 横路孝弘君

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

出席国務大臣	内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	経済産業大臣	竹中平蔵君
文部科学大臣	国土交通大臣	小坂憲次君
厚生労働大臣	厚生労働大臣	川崎二郎君
内閣府副長官	内閣府副長官	山口甚遠君
内閣府副大臣	内閣府副大臣	山口泰明君

(常任委員辞任及び補欠選任)	理事 望月義夫君	(理事望月義夫君去る十 とおり理事を補欠選任した。 四日委員辞任につきその補欠)
総務委員	石破茂君	谷本茂君
辞任	茂君	茂君
補欠	柴山昌彦君	柴山昌彦君
出席内閣官房副長官及び副大臣	内閣官房副長官	内閣官房副長官
内閣官房副大臣	内閣官房副大臣	内閣官房副大臣

○議長の報告 (報告書受領)

一、去る十七日、内閣から次の報告書を受領しました。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成十八年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領しました。

平成十七年度第三・四半期における予算使用の状況

一、昨二十二日、内閣から次の報告書を受領しました。

平成十七年度第三・四半期における国庫の状況

一、去る十七日、国土交通委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(理事補欠選任)

理事 望月義夫君 (理事望月義夫君去る十
とおり理事を許可し、その補欠を指名した。
四日委員辞任につきその補欠)

文部科学委員	近藤基彦君	坂本剛二君	鈴木恒夫君	永岡桂子君	福田峰之君	奥村峰之君	横山北斗君	小野次郎君	林潤君	柴山昌彦君	林潤君	谷本茂君
辞任												
林潤君	林潤君	林潤君	林潤君	林潤君	林潤君	林潤君	林潤君	林潤君	林潤君	林潤君	林潤君	林潤君
補欠												
佐藤ゆかり君	早川忠孝君	丹羽秀樹君	伊藤忠彦君	丹羽秀樹君	北神圭朗君	北橋健治君	北橋健治君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君
木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君
辞任												
松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君
経済産業委員												
松木謙公君												

国土交通委員	小里泰弘君	坂本剛二君	木原健太君									
辞任												
木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君	木原健太君
補欠												
佐藤ゆかり君	早川忠孝君	丹羽秀樹君	伊藤忠彦君	丹羽秀樹君	北神圭朗君	北橋健治君	北橋健治君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君
木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君	木原誠二君
辞任												
松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君	松木謙公君
経済産業委員												
松木謙公君												

北朝鮮による麻薬取引・紙幣偽造等の国家犯罪に関する質問主意書(江田憲司君提出)
旧ソ連構成諸国を担当する地域専門家の養成態勢に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
懲戒処分を受けた外務省職員の人事に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
職場等で暴力行為を行った外務省職員に対する処分に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
個人情報に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
「二島先行返還論」に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

平成十六年七月十八日付朝日新聞朝刊が報じた「政府がまとめた対ロシア外交の新しい『対処方針』」に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
(答弁書受領)
一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員平岡秀夫君提出米軍再編に係わる我が国の対応に関する質問
衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本大使館の住居手当に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在日連邦日本大使館の新建物建設に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の健 康管理休暇に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出一九七一年沖縄返還協定を巡る日米密約に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員加藤公一君提出PSE問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊によるヘリコプター墜落事故の補償に関する質問に対する再質問(鈴木宗男君提出)
再質問主意書(鈴木宗男君提出)
質問主意書に対する外務省の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

号

北朝鮮による麻薬取引・紙幣偽造等の国家犯罪に関する質問主意書(江田憲司君提出)
旧ソ連構成諸国を担当する地域専門家の養成態勢に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
懲戒処分を受けた外務省職員の人事に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
職場等で暴力行為を行った外務省職員に対する処分に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
個人情報に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
「二島先行返還論」に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

う見解を表明した在中国大使館公使の著書に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出「二島先行返還論」に関する再質問に対する答弁書

協議に応じてきたのか。

(4) 米軍再編に伴つて、自衛隊の役割と任務は、どのように変化しようとしているのか。

平成十八年三月七日提出
質問第一二八号
米軍再編に係わる我が国の対応に関する質問主意書

平成十八年三月七日提出
質問第一二八号
米軍再編に係わる我が国の対応に関する質問主意書

提出者 平岡 秀夫
(2) 憲法第九条との関係
① キャンプ座間に陸軍第一軍団司令部が移転してくるのに併せて、陸上自衛隊中央即応集団司令部を設置することが計画されているが、これは集団的自衛権の行使の伏線となつてはいるが、これは集団的自衛権の行使の伏線となつてはいるのではないか。

② 横田基地に第五空軍司令部が残り、航空自衛隊・航空総隊司令部が横田基地に移設されることが計画されているが、これは集団的自衛権の行使の伏線となつてはいるのではないか。

米軍再編に係わる我が国の対応に関する質問主意書

近年行なわれている米軍のいわゆる世界規模における再編に連絡し、我が國のとする様々な対応は、我が国の安全保障環境及び基地周辺自治体と住民に著しい影響を及ぼすものと思われる。しかしながら、米国との交渉経緯等が明らかにされておらず、また関連地元自治体への説明も十分でない現状が見受けられる。

従つて、次の事項について質問する。

1 米軍再編の位置づけ
(1) 米軍再編の基本的考え方

① 「在日米軍」の役割について、米国はどういうように認識していると政府は考えているか。「たまたま日本に駐留しているだけの軍隊」と認識されているのではないのか。

(2) 日中国交回復後、日中間では、「中国は一つである」と認識され、両国間では台湾は中国の一部であると認識されている。

その台湾と日米安保条約上の「極東地域との関係はどうのように整理されているのか。今回の米軍再編では、台湾をどのように位置づけているのか。

(3) 日米安保条約との関係
① 日本政府は、米陸軍第一軍団司令部の座間移転を何故受け入れたのか。極東条項(日米安保条約第六条)に抵触するのではないか。

② 日中国交回復後、日中間では、「中国は一つである」と認識され、両国間では台湾は中国の一部であると認識されている。

③ 中國本土と台湾との関係は国内問題であるので、中國本土と台湾との問題に米国が武力介入する場合、米軍に対して我が国が基地を提供することは、日米安保条約に照らして許されないのである。

衆議院議員鈴木宗男君提出全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する第三回質問に対する答弁書
③ 我が国政府は、自衛隊がどのような組織であるとの認識に立つて、米軍再編の

2 我が国の安保政策との関係(第五空軍司令部の残留)

第五空軍司令部が米国側の「グアム移転」の意向に反して横田基地に止まつたのは、次のような事情があるといわれるが、それぞれ事実か。もし事実とすれば、シビリアンコントロールに反するのではないか。

・二〇〇四年五月の東京会合の直前、航空幕僚幹部が防衛部の精銳をワシントンに送り込

み、ローレンス国防副次官補と直談判に及び、航空総隊司令部(府中市)を横田基地に移設する案を打診した。

・一九九四年に、当時のマイヤーズ在日米軍

司令官と石塚敷航空幕僚長が航空総隊司令部の横田基地移転の可能性を調査した共同研究文書に署名した。

3 米軍再編の費用負担の原則

(1) 米軍再編に伴う費用負担は、どの程度見込まれているのか。

(2) 米軍再編に伴う日本と米国の費用負担は、どのような考え方に基づいて、どのように行われることになるのか。

(3) グアムにおける訓練施設の拡張は、どこ

の国が費用負担で行われることになるのか。

日本側が負担するという話もあるが、その場合の法的根拠は何か、また、完成した施設の所有権はどこにあるのか。修理費、運営負担はどこが負担するのか。

4 地元負担の軽減

(1) 地元負担の評価と軽減策

① 米軍再編の基本方針の一つとして、「地元負担の軽減」が言われているが、地

元負担としてはどのようなものがあり、

その程度はどのように評価されるものと考えているのか。
② 地元負担の軽減策としてはどのようなものがあると考えているのか。
② 地域間格差への対応
① 日米両政府は、「米軍再編は、全体として地元に与える負担を軽減するもの」と評価しているが、地域別の負担はどのように評価しているのか。
② 地元負担が増加していると評価される地域には、どのような対応を考えているのか。

5 取り纏めまでの手順
(1) 地元への事前説明の経緯と今後の方針
① 二〇〇四年七月のサンフランシスコで行われた審議官級会合で、詳細な再編スケジュールが示されていたのではないのか。
② 二〇〇四年十月一日に都内で行われた講演において、小泉首相は、「政府は、自治体に事前に相談し、自治体がOKした場合には米国と交渉する」と表明したとの報道があるが、事実か。
③ 小泉首相の表明にもかかわらず、昨年十月末の「中間取り纏め」直前まで、地元説明が行われなかつたのは何故か。

6 岩国基地関係
(1) 岩国市では、自衛隊機の岩国飛行場から厚木基地への移駐について反対の声があるが、見直しは可能なのか。
(2) 中間取り纏めでは、「日本政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。」としているが、どのように見当をつけてこのような発表をしたのか。岩国飛行場を考えているのか。
(3) 中間取り纏めでは、「民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、インフラ及び訓練区域の整備」を提言しているが、整備のための費用負担はどのように考えているのか。国が負担することを考えているのか。

1 の(1)の(2)について
我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「在日米軍」という)がその抑止力を通じて我が国及び極東の平和と安全の維持に寄与しているとの認識について、日米両政府は累次の機会に確認してきている。
在日米軍が沖縄に駐留することは在日米軍の抑止力を十分に維持するために必要であること、また、沖縄の負担の軽減が重要であることについて、日米両政府は累次の機会に確認している。
1 の(1)の(3)及び(4)について
今後の我が国安全保障及び防衛力の在り方については、例えば、「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成十六年十二月十日閣議決定)において示されたとおりであり、在日米軍の兵力態勢の再編(以下「米軍再編」という)に伴う自衛隊の役割・任務・能力の在り方については、例えば、平成十七年十月二十九日に開催された日米安全保障協議委員会

内閣衆質一六四第一二八号
平成十八年三月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出米軍再編に係わる我が国に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平岡秀夫君提出米軍再編に係わる我が国に対する質問に対する答弁書

官 報 (号 外)

で発表された文書(以下「発表文書」という。)において示されたとおりである。

1の(2)について

発表文書において示された米軍再編に係る諸施策が実施されても、自衛隊の活動が憲法の範囲内で行われることは当然である。

1の(3)の①について

発表文書においては、我が国に駐留するアメリカ合衆国陸軍の司令部(以下「在日米陸軍司令部」という。)の改編が示されているところ、御指摘のアメリカ合衆国陸軍第一軍団司令部がキャンプ座間に移転することが示されたものではない。

改編後の在日米陸軍司令部による我が国における施設及び区域の使用は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)第六条に規定する目的に即したものとなると認識している。

1の(3)の②について

日米安保条約第六条にいう「極東」の範囲については、昭和三十五年二月二十六日に衆議院日米安全保障条約等特別委員会に提出された政府統一見解のとおりであり(なお、昭和四十七年十一月二日の衆議院予算委員会における当時の田中内閣総理大臣の答弁において、「中華民国の支配下にある地域」は「台湾地域」と読み替えるべきものとしている。)また、米軍再編は、日米安保条約及び関連取極の範囲内で行われるものであり、同条にいう「極東」の範囲に関するべきものとしている。従来からの政府の認識を変えるものではない。

1の(3)の③について

平成十七年二月十九日に開催された日米安全

保障協議委員会で発表された文書においても示

されているとおり、日米両政府は、「台湾海峡

を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す」こととしており、御指摘のような仮定に基づく御質問お答えすることは差し控えたい。

2について

アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)との協議の具体的な内容にかかるお尋ねの点については、合衆国との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から、お答えすることは差し控えたい。

いずれにせよ、米軍再編に関する協議につい

ては、文民たる内閣総理大臣及び国務大臣の責任の下で政府が一体として取り組んできており、シビリアン・コントロール上の問題はない。

3の(1)及び(2)について

米軍再編については、現在、具体案の最終的な取りまとめに向け、日米間で協議しているところであり、米軍再編に伴う費用負担に係るお尋ねの点についてお答えすることは困難である。

4の(2)の①について

お尋ねの「地域別の負担」については、様々な要素を総合的に勘案して評価されるべきものと考えており、一概にお答えすることは困難であるが、発表文書において示された米軍再編に係る諸施策の実施により、地域によっては負担の内容及び程度が異なつてくるものと認識している。

4の(2)の②について

政府としては、「平成十七年十月二十九日に実現するため、合衆国と協力して、資金的その他措置を検討していきたいと考えているが、現時点では、具体的な措置について何ら決定され

ておらず、お尋ねの点についてお答えすることは困難である。

4の(1)の①について

在日米軍の使用する施設及び区域が所在する

地方公共団体及びその住民の負担としては、在

日米軍の使用する施設及び区域の設置、在日米

軍の航空機の離着陸の実施等による生活上又は事業活動上の支障及び周辺地域の開発に及ぼす影響というようなものが挙げられるところ、こ

うした負担の程度については、様々な要素を総合的に勘案して評価されるべきものと考えてお

り、一概にお答えすることは困難である。

4の(1)の②について

政府としては、発表文書において示された

「普天間飛行場移設の加速」、「兵力削減」、「土

地の返還及び施設の共同使用」、「空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐」、「訓練の移転」及び「在日米軍施設の収容能力の効率的の使用」というような諸施策を実施することによつて、我が国全体として負担の軽減が図られるものと想定している。

5の(1)の②について

合衆国との協議の具体的な内容にかかるものであり、これを公にすると合衆国との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から、お答えすることは差し控えたい。

5の(1)の①について

小泉内閣総理大臣は、御指摘の講演において、沖縄の負担の軽減を是非実現したいという考え方を強調しつつ、米軍再編について合衆国との協議を進めに当たつても、関係する地方公共団体等の理解と協力が得られるよう努めていかなくてはならないとの趣旨を表明したものと承知している。

5の(1)の③について

米軍再編に關しては、発表直前まで合衆国と協議していたところであり、その内容について

関係する地方公共団体等に説明することができなかつたものである。

5の(1)の④及び⑤について

政府としては、米軍再編について、その着実かつ早期の実現を図るために、具体案の最終的な取りまとめに向け、合衆国との協議を進めつつ、関係する地方公共団体等に対して説明し、

その理解と協力が得られるよう努めていく考え方である。

5の(2)の①について

御指摘の住民投票は、岩国市住民投票条例

(平成十六年岩国市条例第二号)に基づき、岩国市長が発議して行われたものと承知しており、政府としてお答えすることは差し控えない。

5の(2)の②及び6の(1)について

御指摘の住民投票の結果及び「反対の声」については承知しているが、政府としては、米軍再編について、その着実かつ早期の実現を図るため、具体案の最終的な取りまとめに向け、合衆国との協議を進めつつ、関係する地方公共団体等の理解と協力が得られるよう努めていく考えである。

6の(2)について

政府としては、「恒常的な訓練施設」を整備する場所について、現時点において特定しているわけではなく、今後検討していく考えである。

発表文書において示された岩国飛行場における「民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設等の整備については、現在、日米間でその具体的な内容を検討しているところであり、お尋ねの点についてお答えする段階になります。

平成十八年三月七日提出
質問第一二九号

在ロシア連邦日本国大使館の住居手当に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館の住居手当に関する質問主意書

内閣衆質一六四第一二九号

平成十八年三月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の住居手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

る。これを国際通貨基金の国際財政統計に基づく同年の円ドル平均レートを使用して円に換算すると、約三万七百二十六円である。

五について 外務省として把握しておらず、お答えすることは困難である。

六について

平成十八年二月一日現在の大使館における在外職員の数は、八十四名であり、このうち住居手当が支給されている者の数は、七十名である。

七について

御指摘の答弁書(平成十七年十一月一日内閣衆質一六三第二七号)の九から十二までについての答弁は、大使館員の住居手当が大使館の口座に「ブルー金」として蓄えられていることを意味するものではない。大使館員の住居手当は、大使館の口座から住宅賃貸借契約等に定められた通貨により大使館員に支給されている。利子が付く大使館の口座がある。

八について

モスクワにおいて開設されている大使館の口座がある。

九について

大使館の大天使公邸の賃借料は大使館事務所本館の賃借料と一体となつていることから、大使館の大天使公邸のみの賃借料をお示しすることは困難である。大使館の大天使公邸の床面積は約千平方メートルである。

十について

世界銀行の世界開発指標データベースから算出した二千四年におけるロシアの一人当たりの国民総所得は、月額約二百八十四米ドルであ

一 外務省在外職員の住居手当は、職員個人に対して支給されているか。

二 在ロシア連邦日本国大使館(以下「大使館」という)公使の住居手当の月額はいくらか。

三 「大使館」に勤務する派遣員の住居手当は月額いくらか。

四 最新の統計によるロシアにおける一人あたりの国民所得は月額いくらか。それは邦貨に換算するといふになるか。

五 最新の統計によるモスクワの住宅賃借料は一平方メートルあたり月額いくらになるか。

六 平成十八年二月一日現在「大使館」における職員数は何名か。その内、住居手当を受けているのは何名か。

七 平成十七年十一月一日付答弁書(内閣衆質一六三第二七号)において、政府は「在モスクワ日本国大使館員(以下「大使館員」という)の住居手当は、外務本省から大使館の口座に振り込まれてきている」と答弁したが、これは「大使館員」の住居手当が一旦「大使館」の口座に「ブルー金」として蓄えられることを意味するものか。「大使館」の口座にブルー化された住居手当はその後、どのような形で「大使館員」に渡るのか。「大使館」の口座には利子がつくか。

八 「大使館」の口座は、モスクワに開設されているか。

九 「大使館」の大天使公邸の賃借料は年額いくらか。大天使公邸の床面積如何。

十 「大使館」の公使公邸の賃借料は年額いくらか。公使公邸の床面積如何。

右質問する。

一九七一年沖縄返還協定を巡る日米密約に
関する第三回質問主意書

標記案件については、平成十八年二月十日に答弁書を提出し、内閣から同年同月二十一日付で答弁書を受領し、更に同年同月二十四日に再質問主意書を提出し、内閣から同年三月七日に答弁書を受領した(以下、「第二回答弁書」という)。その結果を踏まえ、更に追加質問する。

一 外務省は質問主意書が国民の知る権利を確保する上でどのような役割を果たしていると認識しているか。

二 行政の不作為について定義されたい。

三 「第二回答弁書」において、外務省は沖縄復帰の見返りに本来米国が支払うことになっていた土地の復元費用を日本が肩代わりしていた密約が存在するのではないかという問題(以下、「密約問題」という)に関する平成十八年二月二十四日付朝日新聞朝刊に掲載された当时沖縄返還交渉を担当した吉野文六外務省アメリカ局長の発言に関して、「記事の内容や政府の立場等を記した对外応答要領を作成した」事実を明らかにしているにもかかわらず、「外務省としては、御指摘の元アメリカ局長の発言の内容については承知していない」と答弁しているが、新聞で吉野氏は論旨明快に密約が存在することと、二〇〇〇年に密約を裏付ける米公文書の存在が報道された際、当時の河野洋平外務大臣から密約の存在を否定してくれとの依頼を受けたと証言しているところ、外務省が「御指摘の元アメリカ局長の発言の内容については承知していない」とする論理構成はいつたいどのようになっているのか。

四 外務省が平成十八年二月二十四日付朝日新聞朝刊に吉野氏の証言が掲載された後、吉野氏との接触をあえて避け、事実関係について確認しないのは行政の不作為に該当するのではない

か。

五 平成十二年に当時の河野洋平外務大臣の照会に対し、吉野氏が密約問題について行つた証言の内容は事実を反映したもので、重要である

と外務省は認識しているか。

六 本田優朝日新聞編集委員が『世界』(岩波書店)平成十七年十二月号に寄稿した論文「日米『核密約』の真相」において、「二〇〇一年四月に情報公開法が施行される直前に、外務省内で大量の文書が破棄され、先に触れた六八年の(日米外交当局による)機中会談についての東郷局長の文書も、ラロック証言、ライシャワー発言への対応策についての文書も破棄された」という証言を聞いたからだ。「こういう文書はあるから問題になる。もうありません。捨てました」と、ある外務省高官からそう聞いたときには、怒りを通り越してあ然としたと記述しているが、二〇〇一年四月の情報公開法施行直前に外務省が将来公開されると問題になると考へる外交秘文書を破棄したという事実があるか。

七 「密約問題」について、公開されたアメリカ政府の公文書が密約の存在を認め、沖縄返還交渉における当時の外務省の責任者であった吉野氏も密約の存在を認めていたにもかかわらず、政

内閣衆質一六四第一三三号
平成十八年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議員鈴木宗男君提出一九七一年沖縄返還協定を巡る日米密約に関する第三回質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七一年沖縄返還協定を巡る日米密約に関する第三回質問に対する答弁書

一について

外務省としては、いわゆる国民の知る権利について、十分尊重されるべきものであり、質問主意書に対する答弁については、全国民を代表する選挙された議員の質問について内閣が答弁するものであると認識している。

二について

行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)では、「この法律において「不作為」とは、行政が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかるらず、これをしないことをいう。」と規定されている。

三について

外務省としては、御指摘の事実があるとは承知していない。

平成十八年三月八日提出
質問 第一三三号

P S E 問題に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

P S E 問題に関する質問主意書

本年四月から電気用品安全法の販売規制が本格的に実施される。

そこで、次の事項について質問する。

一 過去五年間に発生した電気用品にかかる事故の件数と、そのうち電気楽器、電子楽器にかかるものの数を、それぞれ、年度ごとに明らかにされたい。

二 政府は、電気用品安全法の販売規制の実施に起因して廃棄されるであろう電気用品の量をどの程度と見込んでいるのか。

三 平成十八年二月二十三日の衆議院予算委員会

協定(昭和四十七年条約第二号)。以下「沖縄返還協定」という。)についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明しているとおり、沖縄返還協定がすべてであつて、外務省としては、御指摘の確認をする必要はないと考えている。また、平成十四年七月四日の参議院外交防衛委員会において川口外務大臣(当時)が答弁しているとおり、河野外務大臣(当時)から御指摘の元アメリカ局長に対して密約が存在しないことを確認したと承知している。

における西野あきら経済産業副大臣の答弁中、電気用品の安全に関する新しい制度について、「最近とみに心配の声が数多く寄せられておる」が、「誤解に基づく内容が非常に多い」旨の発言があった。過去六ヶ月のうち政府が受けた問い合わせの件数と、そのうち誤解に基づく内容のものの数を、月ごとに明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第一三三三号
平成十八年三月十七日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員加藤公一君提出 PSE問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤公一君提出 PSE問題に関する質問に対する答弁書

一について

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二条第一項に規定する電気用品に係る事故の件数については、集計したデータが存在しないことから、お答えすることは困難である。なお、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が把握している家庭用電気製品等に係る事故の件数については、機構のホームページにおいて公表されている。

二について

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百二十一号）附則第五十条第一項の規定に基づく経

過措置が終了する電気用品については、販売事

業者、消費者等が所有している当該電気用品の数が明らかでないことなどから、お答えすることとは困難である。

三について

過去六か月間において関係府省が受けた問い合わせの件数については、これを網羅的に集計したデータが存在しないため、お答えすることとは困難である。

平成十八年三月九日提出
質問 第一三三四号

米海兵隊によるヘリコプター墜落事故の補償に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

米海兵隊によるヘリコプター墜落事故の補償に関する質問主意書

一

二〇〇四年八月一三日、米海兵隊普天間基地所属の大型輸送ヘリコプターCH-53D一機が、沖縄国際大学の一号館本館ビルに衝突、爆発、炎上する事故が発生した。この事故により、普天間基地の危険性はより現実のものになった。普天間基地周辺の宜野湾市民は、同基地から離着する軍用機の騒音や墜落への恐怖から解放されることなく、墜落事故前から現在に至るまで不安と恐怖に苦しめられている。

私は、危険な普天間基地の即時閉鎖・返還、海

外への移設を強く求めるものである。政府は、いわゆる米軍再編についての日米協議・交渉の中で普天間基地をキャンプ・シュワブ沿岸に移設することを決定した。だが、多くの沖縄県民は、米軍

再編中間報告で決定された「沿岸案」に強く反対している。しかも、日米両政府が「沿岸案」を決定するに際して、沖縄県や名護市当局、いわゆる地元に対する十分な事前説明はなく、当然のことながら地元の同意や理解は全く得られていない。

過去六か月間において、家屋等の被害、車両・バイクの被害、電話線・電力線の被害、精神的被害等の被害項目別の件数、及び支払い済の補償金額を明らかにした上で、これらが十分なものであったと考へているかどうか、政府の見解を示されたい。

三 ヘリコプター墜落事故によつて生じた被害の

補償額は、日米地位協定第一八条五項によつてアメリカ合衆国がその七五パーセントを支払うべきだと考へるが、政府はアメリカ合衆国に対して補償費を求償したのか、また、求償した補償費はアメリカ合衆国政府から支払われたのかどうかを明らかにされたい。

四 政府によつて支払い済の補償費について、日

米地位協定第一八条五項による求償に対し、アメリカ合衆国政府が拒否しているのであれば、その拒否理由を明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

右質問する。

一 ヘリコプター墜落事故によつて生じた沖縄国際大学の被害について、建物被害、職員等の車両被害、大学機能関連被害等の被害項目別の件

数、及び支払い済の補償金額を明らかにした上で、これらが十分なものであつたと考へているかどうか、政府の見解を示されたい。

二 ヘリコプター墜落事故によつて生じた民間家屋等における被害について、家屋等の被害、車両・バイクの被害、電話線・電力線の被害、精神的被害等の被害項目別の件数、及び支払い済の補償金額を明らかにした上で、これらが十分なものであつたと考へているかどうか、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一六四第一三四号
平成十八年三月十七日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊によるヘリコプター墜落事故の補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

以下、質問をする。

内閣衆質一六四第一三四号
平成十八年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊によるヘリコプター墜落事故の補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊による

ヘリコプター墜落事故の補償に関する質問

に対する答弁書

一及び二について

平成十六年八月十三日に沖縄県宜野湾市で発生した我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊のヘリコプターの墜落事故(以下「本件事故」といふ)によって生じた沖縄国際大学に關係する被害に係る賠償金の支払対象別の件数は、建物等の被害十件、職員等の車両の被害十一件及びその他の大機能の復旧関連経費一件の合計二十二件である。平成十八年二月二十八日現在、政府は、そのうち十六件について総額約三千二百円の賠償金を支払っている。

また、本件事故によつて生じた民間家屋等の被害に係る賠償金の支払対象別の件数は、家屋等の被害二十九件、各種車両の被害二十二件、電話線又は電力線の被害二件及び精神的の被害二件の合計五十五件である。平成十八年二月二十八日現在、政府は、そのうち五十四件について総額約五千五百万円の賠償金を支払っている。

これらの賠償については、適切なものであると考えている。

三及び四について

本件事故に関して政府が支払った賠償金については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第十八条の規定に基づき、アメリカ合衆国が分担すべき部分については、順次請求し、償還を受けているところである。

平成十八年三月九日提出

質問 第一三六号

全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する質問

外務省欧州局の情報提供に関する第三回質問

主意書

提出者 鈴木 宗男

内閣衆質一六四第一三六号
内閣總理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する第三回質問に対する答弁書

とにより外務省に不都合が生じるという認識を有していたからか。

は誰が対応したか。その際に担当官が同席したか。外務省関係者が記録を作成したか。作成した記録は現在も保存されているか。

四 全国小売酒販組合中央会関係者が外務省を訪問した後、外務省欧州局長が元外務大臣に結果を報告したという事実はあるか。

五 全国小売酒販組合中央会関係者が外務省を訪問した後、外務省欧州局長が元外務大臣に結果を報告したという事実はあるか。

六 「第二回答弁書」において、政府は、「外務省における文書の作成、保存等は、外務省文書管理規則(平成十六年外務省訓令第十号)以下「規則」という。」に基づいて行われており、文書を作成しなければならない場合については、規則第五条に規定されている。外務省として、御指摘の連絡(以下「本件連絡」という。)については、文書を作成しなければならない場合に該当しないため、記録を作成していない。」と答弁している。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する第三回質問に対する答弁書

弁書

合中央会元事務局長(当時)に対して、全国小売酒販組合中央会関係者が外務省を訪問したいとの意向を有している旨の連絡(以下「本件連絡」という。)があった。本件連絡において、外務省を訪問したいとする個人の氏名についての言及はなかった。

一及び二について

武藤嘉文衆議院議員(当時)から、小松一郎外務省欧州局長(当時)に対して、全国小売酒販組合中央会関係者が外務省を訪問したいとの意向を有している旨の連絡(以下「本件連絡」という。)があつた。

合中央会関係者が外務省を訪問したいとの意向を有している旨の連絡(以下「本件連絡」という。)があつた。本件連絡において、外務省を訪問したいとする個人の氏名についての言及はなかった。

三及び六について

外務省において文書を作成しなければならない場合については、外務省文書管理規則(平成十六年外務省訓令第十号)第五条第一項、第二項及び第四項に規定されており、本件連絡に関する記録を作成しなかつた理由は、先の答弁書

については、記録に残さないという例外にするという判断の根拠を具体的に示されたい。

右質問する。

平成十八年三月十七日

内閣總理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提

供に関する第三回質問に対する答弁書

六 「第二回答弁書」において、政府は、「外務省における文書の作成、保存等は、外務省文書管

理規則(平成十六年外務省訓令第十号)以下「規則」という。」に基づいて行われており、文書を作成しなければならない場合については、規則第五条に規定されている。外務省として、御指

摘の連絡(以下「本件連絡」という。)については、文書を作成しなければならない場合に該当しないため、記録を作成していない。」と答弁している。

合中央会元事務局長(当時)に対して、全国小売酒販組合中央会関係者が外務省を訪問したいとの意向を有している旨の連絡(以下「本件連絡」という。)があつた。本件連絡において、外務省を訪

問したいとする個人の氏名についての言及はな

かった。

一及び二について

武藤嘉文衆議院議員(当時)から、小松一郎外務省欧州局長(当時)に対して、全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する第三回質問に対する答弁書

弁書

合中央会元事務局長(当時)に対して、全国小売酒販組合中央会関係者が外務省を訪問したいとの意向を有している旨の連絡(以下「本件連絡」という。)があつた。

二 「本件連絡」の際に、元外務大臣は外務省欧州局長に閑秀雄氏が外務省を訪問する意向を有している旨伝えたか。

三 「本件連絡」を受けた際に外務省欧州局長が記録を作成しなかつた理由は、記録を作成するこ

ついては、記録に残さないという例外にすると

いう判断の根拠を具体的に示されたい。

三 「本件連絡」を受けた際に外務省欧州局長が記

録を作成しなかつた理由は、記録を作成するこ

とするとともに承知するが、「外務省の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする」にもかかわらず外務省が「本件連絡」に

(平成十八年三月三日内閣衆質一六四第一〇〇)

号)一及び三について述べたとおりである。四について

御指摘の訪問については、歐州局西欧課長及び課員が対応したが、記録を作成していないため、その年月日をお答えすることは困難である。

五について
お尋ねの事実はない。

平成十八年三月九日提出
質問第一二七号

「日本政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」という見解を表明した在中國大使館公使の著書に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「日本政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」という見解を表明した在中

國大使館公使の著書に関する質問主意書

「日本政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」という見解を表明した在中

國大使館公使の著書に関する質問主意書

書

〔別紙〕

一 井出敬二在中華人民共和国大使館公使が二〇〇五年十二月十二日の奥付で日本橋報社から出版した中国のマスコミとの付き合い方—現役外交官第一線からの報告ーの七十八頁に「日本

政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」との記載があることについて、当該記述が日本政府の公式の立場を反映したものかとの質問に対して、政府は答弁書(内閣衆質一六四五九号、以下、「答弁書」という)において、「台湾に関しては、昭和四十七年の日中共同声明第三項に基づく立場をとっている。」と答弁したが、政府は日中共同声明第二項から「日

本政府は台湾独立を支持しない」という帰結を導き出しているのか。明確な答弁を求める。

平成十八年三月九日提出
質問第一三八号

「二島先行返還論」に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二 「答弁書」において、「中国のマスコミとの付き合い方—現役外交官第一線からの報告ー」の出版に際しては、外務省が井出公使に対しても意見を伝達した事実が明らかになっている。「日本政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」との記述について、外務省は井出公使に意見を伝えたか。伝えたとすればどのような意見か。

右質問する。

内閣衆質一六四第一三七号
平成十八年三月十七日

内閣總理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

「日本政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」という見解を表明した在中國大使館公使の著書に関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出「日本政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」という見解を表明した在中国大使館公使の著書に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

一 井出敬二在中華人民共和国大使館公使が二〇〇五年十二月十二日の奥付で日本橋報社から出版した中国のマスコミとの付き合い方—現役外交官第一線からの報告ーの七十八頁に「日本

政府は台湾独立を支持しないと私はもう一度述べたい」との記載があることについて、当該記述が日本政府の公式の立場を反映したものかとの質問に対して、政府は答弁書(内閣衆質一六四五九号、以下、「答弁書」という)において、「台湾に関しては、昭和四十七年の日中共同声明第三項に基づく立場である。

外務省としては、御指摘の記述については、井出在中華人民共和国日本大使館公使に対して意見を伝えていない。

文は、国民の知る権利にとつてどのような意味をもつか。

平成十八年三月九日提出
質問第一三八号

「二島先行返還論」に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

三 「川口論文」は、当時の条約局条約課、法規課のチエックを経た上で掲載されたものか。

四 外務大臣が外務大臣としての見解を述べた論

五 「前回答弁書」において、「外務省としては、お尋ねの「二島先行返還論」については、一般的に確立した定義はない」と承知しており、一概にお尋ねすることは困難である。」と答弁しているが、「川口論文」においては「二島先行返還論」に対する批判が論文で重要な位置を占めているところ、「川口論文」における「二島先行返還論」がいかなる意味内容であるかを明確にされたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第一三八号
平成十八年三月十七日

内閣總理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

「二島先行返還論」に関する再質問に對する答弁書

〔別紙〕

一 から三までについて
外務大臣に對しては、寄稿(出版)届の提出を

求めない。外務省としては、外務大臣が自らの責任において執筆した御指摘の論文等について、特定の局課の関与の有無を個別具体的に

お答えすることは、他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあること等から差し控えたい。

四について
お尋ねについては、論文の内容等にもよる

で、外務省として一概にお答えすることは困難である。

五について
御指摘の論文においても、「いわゆる『二島先行返還論』とされているとおり、外務省としては、お尋ねの『二島先行返還論』については、一般的に確立した定義はない」と承知している。

一、昨二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員滝実君提出耐震强度偽装事件の被害者への公的支援策に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務人事審議会に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出民族の定義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員古本伸一郎君提出旅券発給手数料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員古本伸一郎君提出所得税法改正に関する質問に対する答弁書

平成十八年三月十日提出
質問 第一三九号

耐震强度偽装事件の被害者への公的支援策に関する第三回質問主意書

提出者 滝 実

耐震强度偽装事件の被害者への公的支援策に関する第三回質問主意書

耐震强度偽装事件の被害者への公的支援策に関する第三回質問主意書

ただいたが、いくつかの疑問があるので、重ねて次の事項について質問する。

一 建築物の耐震强度の判定は使用するソフトに切り下げるために利用されているといわれているが、一つの方式では強度不足、他の方式では問題なしという場合がありうることについて国土交通省はどう考えているのか。

二 構造計算の実際は複雑で設計者でなければ解からない部分がありうるのではないか。そうであれば、建築確認には限界があり、建築主事や民間の検査機関に構造計算の偽装を見破る能力を期待するのは無理ではないのか。

もともと昭和二十六年の建築基準法案の国会審議でも建設省は建築主事の資格要件として、一級建築士の資格に行政能力を兼ね備えている

こととしていたのであって、全知全能の神さまを想定していたわけではない。

従つて、建築確認に建築物の安全なことを保証するかのような誤解を招きかねないことは改めるべきと思われるがどう考えているのか。

五 今回の公的支援策は建築主の瑕疵担保責任を差し置いて国が賠償する結果になる。それほど国が肩入れするのは国に責任があるからだとしか考えられない。そのような責任があるならば、関係者の責任を併せて追及しなければ納得できるものではないという意見をどう考えているのか。

六 国の責任を前提としているのであれば、自然災害による住宅被害について、直ちに積極的な支援策を講じるべきであるという意見があるのをどう考えているのか。

右質問する。

内閣衆賀一六四第一三九号
平成十八年三月二十二日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出耐震强度偽装事件の被害者への公的支援策に関する第三回質問に対する答弁書

内閣衆賀一六四第一三九号
平成十八年二月二日提出の「耐震强度偽装事件の被害者への公的支援策に関する質問主意書」に対する答弁書で、「建築主が契約上の瑕疵担保責任を誠実に履行する見通しが全く立つてない現状では、売主である建築主に対して徹底した責任の追及を行うことを前提として」、公的支援を行う必要があるとしている。

しかし、国や地方公共団体は瑕疵担保責任を追及できるものではなく、買主が瑕疵担保責任を追及した場合には、国や地方公共団体は買主に対して不利益の返還を求めるという無様なことをしなければならない。これをどう考えて

いるのか。

四 また前記答弁書では、「類似の財政措置との均衡にも配慮した上で、当該居住者に対する公的支援を行う必要があると考えている」とあるが、公的支援を行うのであれば買主の所得制限を要件にするということになるはずであるのに、そのように見えないのはなぜか。

五 今回の公的支援策は建築主の瑕疵担保責任を差し置いて国が賠償する結果になる。それほど国が肩入れするのは国に責任があるからだとしか考えられない。そのような責任があるならば、関係者の責任を併せて追及しなければ納得できるものではないという意見をどう考えているのか。

二について
今回の構造計算書の偽装問題（以下「偽装問題」という。）を受け、指定確認検査機関（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）への立入検査などにより同法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認（以下「建築確認」という。）に関する事務の総点検を行ふとともに、社会資本整備審議会建築分科会において、建築物の安全性確保のための建築行政の在り方について検討が行われているところである。同分科会が平成十八年二月二十四日に取りまとめた中間報告においては、偽装問題の再発防止の観点から、建築主事（同法第四条第一項に規定する建築主事）をいう。又は指定確認検査機関が建築確認を行う場合に、一定の建築物については、第三者機関による構造計算書の内容の審査を義務付けること等が示されたところであり、今後、同報告を踏まえ、建築物の安

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出耐震强度偽装事件の被害者への公的支援策に関する第三回質問に対する答弁書

一について

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第一項においては、建築物の構造に関する安全性を確かめるために用いられる複数の構造計算が定められているところであり、国土交通省としては、設計者の判断により適切な構造計算が選択されるものであると考えている。

全性確保のため、建築確認制度について所要の改正に取り組んでまいりたい。

三について

御指摘の瑕疵担保責任の追及については、偽装問題に係る危険な分譲マンションの買主である居住者が当該マンションの売主である建築主に対して行うものであるが、国又は地方公共団体としても、当該居住者が売主に対して有している損害賠償請求権のうち当該居住者に対して行つた公的な支援に見合う額の請求権を取得すること等により当該建築主に対する責任の追及を行うこととしており、御指摘の「買主に対し不當利得の返還を求める」ことはないものと考えている。

四について

今回の公的な支援は、助成の対象となる者について所得要件を設けていない助成制度も含めた類似の財政措置との均衡に配慮して行つるものである。

五について

今回の公的な支援を行うこととした理由は、先の答弁書(平成十八年二月十日内閣衆質一六四第三九号)二について述べたとおりであり、今回の偽装問題に係る関係者の法的責任については、最終的には司法の場において個別具体的の実験結果に即して判断されるものと考えている。

六について

自然災害による住宅被害について、被災者の住宅再建に対して地方公共団体が助成しようとする場合には、今回の公的な支援に活用した地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等

の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)に基づく地域住宅交付金等の活用が可能であると考えている。

平成十八年三月十日提出
質問第一四〇号

外務省顧問に関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 宗男

外務省顧問に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

五 「第二回答弁書」で、一名の外務省顧問に対して、外交旅券が発給されていることが明らかになつたが、当該顧問の氏名を明らかにされたい。

三について

泰造氏及び竹内行夫氏について、外務省内に執務室が置かれている。

六 平成十八年二月一日現在、渡辺泰造氏に対して、公用の携帯電話が貸与されている。渡辺氏に貸与した携帯電話の公用以外の使用については、渡辺氏本人に確認した上で、本人が負担している。

四について

平成十八年二月一日現在、渡辺泰造氏に対して、公用に必要な場合に使用する目的で、タクシーカードが供与されている。

五について

平成十八年二月一日現在、渡辺泰造氏に対して外交旅券を発給している。

六について

御指摘の海外渡航については、ビジネススクラスを利用しており、航空賃 日当、宿泊料等の総額は、二百二十三万八千二百七十六円である。その他のお尋ねについては、御指摘の「外務省顧問を接遇した在外公館」が行つた「設宴」の意味が必ずしも明らかでないため、外務省として、一概にお答えすることは困難である。

一 「第二回答弁書」で、二名の外務省顧問に対して、手当が支払われていることが明らかになつたが、当該顧問の氏名を明らかにされたい。

二 「第二回答弁書」で、三名の外務省顧問に対し

内閣衆質一六四第一四〇号
平成十八年三月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

三 「第二回答弁書」で、一名の外務省顧問に対して、公用の携帯電話が貸与されていることが明らかになつたが、当該顧問の氏名を明らかにされたい。当該顧問が貸与された携帯電話を公用以外に用いた事例があるか。

平成十八年三月十日提出
質問第一四一號

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する第三回質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、個人に関する情報であることから、外務省として明らかにすることは差し控えたい。

二について
平成十八年二月一日現在、栗山尚一氏、渡辺

外務人事審議会に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

外務人事審議会に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

十二について

外務省としては、御指摘の言及はなかつたと承知している。

十三について
審議会の委員が独自に収集しているデータの内容については、外務省としては承知していない。

十四について
審議会における意見交換の内容を公開することについては、外務省としては、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか等の観点を考慮しつつ、個別に判断する必要があると考えている。

平成十八年三月十三日提出
質問第一四二号

提出者 鈴木 宗男
民族の定義に関する質問主意書

一 民族の定義如何。
二 日本の民族構成はどのようになつてゐるか。
三 政府はアイヌを民族と考えてゐるか。
右質問する。

民族の定義に関する質問主意書

アーチャーの人々が民族であるか否かについては、一についてで述べたとおり、法令において民族の定義が規定されたものはないが、平成七年三月に当時の五十嵐内閣官房長官の下に設置された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書（平成八年四月）によれば、「一般に、民族の定義は言語、宗教、文化等の客観的基準と、民族意識、帰属意識といった主観的基本の両面から説明される」とされており、アイヌの人々は、独自の言語、文化とともに、民族としての帰属意識を有することから、民族であると考えてゐる。

平成十八年三月十三日提出
質問第一四二号

内閣総理大臣 小泉純一郎
民族の定義に関する質問主意書

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出民族の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出民族の定義に関する質問に対する答弁書

民族の定義については、我が国の現行の法令において規定されたものはない。

二について
日本の民族構成がどのようになつてゐるかについては、民族の定義について、一についてで述べたような状況にあることから、お答えすることは困難である。

三について
アイヌの人々が民族であるか否かについては、一についてで述べたとおり、法令において民族の定義が規定されたものはないが、平成七年三月に当時の五十嵐内閣官房長官の下に設置された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書（平成八年四月）によれば、「一般に、民族の定義は言語、宗教、文化等の客観的基本の両面から説明される」とされており、アイヌの人々は、独自の言語、文化とともに、民族としての帰属意識を有することから、民族であると考えてゐる。

平成十八年三月十三日提出
質問第一四二号

提出者 鈴木 宗男
民族の定義に関する質問主意書

一 民族の定義如何。
二 日本の民族構成はどのようになつてゐるか。
三 政府はアイヌを民族と考えてゐるか。
右質問する。

民族の定義に関する質問主意書

アーチャーの人々が民族であるか否かについては、一についてで述べたとおり、法令において民族の定義が規定されたものはないが、平成七年三月に当時の五十嵐内閣官房長官の下に設置された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書（平成八年四月）によれば、「一般に、民族の定義は言語、宗教、文化等の客観的基本の両面から説明される」とされており、アイヌの人々は、独自の言語、文化とともに、民族としての帰属意識を有することから、民族であると考えてゐる。

平成十八年三月十三日提出
質問第一四二号

内閣総理大臣 小泉純一郎
民族の定義に関する質問主意書

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出民族の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一部を改正する法律案》が衆議院で可決されたが、定率減税は平成十一年四月施行の、『経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律』に基づき導入されたものと理解している。

そこで、以下質問する。
一 同法の趣旨として『(前略)この法律が施行された後の我が国経済の状況等を見極めつと抜本的な見直しを行うまでの間、所得税法及び法人税法の特例を定めるものとする』と謳つてある。そこで、抜本的な見直しとは何を指しているのか、お尋ねする。

二 また、所得税の定率減税の廃止に際し、法の趣旨を鑑みれば、どの点が『抜本的な見直し』の措置を講じたものと判断されたのか、お尋ねする。

その際、平成十八年度税制改正と、それに基づく歳入計画において、具体的にどの部分に抜本的な見直しが反映されているものと解すればいいのか、お尋ねする。

三かかる増税財源の使途について、平成十六年十二月の『平成十七年度の予算・税制に係る合意』、同、平成十八年度の合意が、其々、与党政調会長にて合意されているものと理解をするが、その事実の存否についてお尋ねする。

四 その際、『税収額から(中略)基礎年金国庫負担額に加算』と取り決めていると理解しているが、この間の累計での繰り入れ実績と、今後の充当予定額についてお尋ねする。

五 また、所得税のごとく、使途を特定しない、所謂一般税における税制改正に伴う税収額を、特定の費目に充当する事を予め約束する行為に

関し、その根拠法ならびに、過去の事例、その妥当性の判断根拠について、お尋ねする。

六 また、国民基礎年金の未納者が四百万人を超える異常事態となる中、社会保険庁の調査によれば、未納者の多くは、その理由として経済的な負担を擧げているが、今般の所得税定率減税の廃止に伴い、年金未納問題の自立的回復を阻害する恐れはないか、お尋ねする。

七 平成十八年一月より、既に決定された定率減税の縮減分について、給与所得者にあつては一ヶ月分の給与所得より引き去りが開始されている。更に、今回の定率減税の廃止決定により平成十九年一月より、今回の廃止分の引き去りも開始されることとなる。

この間の、定率減税の縮減・廃止に伴う、平均的な世帯構成、所得層における家計に与える負担額と、可処分所得の減少額について、その見込み額をお尋ねする。

八 その際、個人消費や消費の予定に与える影響如何について、お尋ねする。

九 また、所得税の定率減税は、個人消費をはじめとする景気動向によつては、再び、導入される可能性はあるのか、お尋ねする。

十 政府が、所得税の定率減税の縮減・廃止の判断に至る経緯として、政府税調によつて平成十七年度、及び平成十八年度の『税制改正に関する答申』において『見合いの財源なしに、毎年三兆数千億円という規模で継続されてきていた』、『この減税は見合いの財源なしに将来世代の税負担により毎年継続されてきている』と、其々示されているが、今回の法改正に伴う税収

増は、どの程度と見込まれるのか、お尋ねする。

十一 この際、平成十八年度歳入計画立案案時において、文字通り見合いの財源が確保される説であり、どの程度、新規国債発行の抑制額として織り込まれたのか、見合いの財源を確保された結果の反映如何について、お尋ねする。以上、所得がガラス張りとなつてある全国の給与所得者への真摯な回答をお願い申し上げる。右質問する。

内閣衆質一六四第一四三号

平成十八年三月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員古本伸一郎君提出所得税法改正

衆議院議員古本伸一郎君提出所得税法改正に対する質問に対する答弁書

一について

〔別紙〕

衆議院議員古本伸一郎君提出所得税法改正に対する質問に対する答弁書

近年の税制改正においては、個人所得課税について、その基本的枠組みである税率構造や人件控除などの見直しを行つてきている。具体的には、平成十五年度及び平成十六年度税制改正において、経済社会の構造化により生じている税負担の不公平を是正する観点から、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止や老年者控除・公的年金等控除の見直しを行つたところであり、平成十八年度税制改正においては、税源移譲に伴い、納税者の税負担を極力変動させないとの考え方のもと、個人住民税の標準税率を十パーセントに比例税率化し、所得税の税率をより累進的なものとすることを内容とする税率構造の見直しを行うこととしている。

このように、近年の税制改正において個人所得税課税の抜本的な見直しが進められてきており、これらを踏まえ今般定率減税の廃止を行うことは、負担軽減法の趣旨に沿つたものと考えている。

なお、平成十八年度税制改正における、所得

税の税率構造の改組による平年度の減収見込額

は、三兆九百七十億円であり、個人住民税の税率構造の改組による平年度の増収見込額は、三兆百億円である。

三及び四について

平成十六年十二月十五日の与党政調会長間の合意(平成十七年度予算・税制に係る合意)に

おいて、「1. 平成17年度税制改正における定率減税の見直しによる増収分については、(1)交付税率相当分は、地方交付税交付金として地方

一般財源の充実に充てることとする。(2)特別障害者給付金支給法及び医療觀察法により必要と

して位置付けられている。

なる額に相当する額は、これに充てることとする。」とされ、「2. 平成17年度予算においては、初年度增收額から上記1.(1)(2)を控除した金額を、現行法による基礎年金国庫負担額に加算するものとする。」こととされたところであり、平成十七年度における基礎年金国庫負担額への当該加算額は千百一億円である。

なお、平成十八年度予算に関しては、平成十七二月十五日の政府・与党合意(「児童手当・年金国庫負担について」)において、「基礎年金国庫負担割合については、現行の国庫負担割合(三分の一に千分の十一)を加えた割合(二千二百億円)を加算し、三分の一に千分の二十五を加えた割合とするものとする。」こととされたところであり、平成十八年度以降の基礎年金の国庫負担割合を三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げるための法律案を今通常国会に提出したところである。

五について

税法上使途を特定していない税の収入額を特定の費目に充てることを予め約束する行為一般についての根拠となる法律はない。ただし、道路整備費の財源等の特例に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)により、揮発油税の収入額に相当する金額を道路整備費の財源に充てることとしている例など個別の法律によるものがある。

六について

定率減税は、平成十一年に景気対策として導入された暫定的な税負担の軽減措置であり、経済状況の改善等を踏まえ、今般廃止することにしているものである。

定率減税の廃止については、課税最低限以下の収入しかないような非納税者には税負担がないこと、また、課税最低限を超える収入を有する納税者について所得税及び個人住民税の税負担の増加が生じるとしても、例えば、年間の給与収入額が五百円までの世帯(夫婦子二人で、子のうち一人は特定扶養親族に該当するものとしている)については、その税負担の増加額が年間で二万円以下にとどまるものであることから、国民年金保険料の収納を阻害するものではないと考えている。

なお、国民年金保険料の未納に対しては、保険料を納めやすい環境の整備や未納者の負担能力に応じたきめ細かな徵収対策など、的確な対策を強力に推進しているところである。

七について

夫婦子二人(子のうち一人は特定扶養親族に

付税分を除いた国分の収入額を基礎年金の国庫負担に充てることとしたものなどがある。

こうした措置は、一定の税収と一定の歳出を関連させることにより、納税者の理解が得られやすいなどの利点と財政の硬直化を招きかねないなどの問題点とを比較考量するなどの検討を行つた上でその内容を予算に反映するものであり、その予算については、政府として閣議決定を行つとともに、国会の審議を受け議決が行われるなど適切な手続きを経ているものである。

該当するものとしている。で年間の給与収入金額が七百万円の世帯における定率減税の縮減・廃止による所得税及び個人住民税の税負担の増加額及び可処分所得の減少額は、同世帯の給与収入金額が前年と同額であるなど一定の仮定を置いて算出すれば、その縮減・廃止の各々について、四万千円程度となる。

八について

定率減税の縮減・廃止が個人消費や景気に与える影響を論じる際には、これによる負担増のみに着目すべきではなく、例えば、年金給付が毎年一兆円以上増加する見込みであること等も含めて総合的に考える必要がある。

また、現在、景気は、回復している。さらに、先行きについても、企業部門の好調さが雇用・所得環境の改善を通じて家計部門に波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。

こうしたことを踏まえれば、我が国経済は、定率減税の縮減・廃止が個人消費や景気に与える影響を十分吸収できるものと考えられる。

九について

定率減税廃止後の経済財政運営については、今後の景気動向を注視し、必要があれば、その時々の経済状況に応じた機動的・弾力的な対応に努めてまいりたい。

十について

平成十八年度税制改正における定率減税の廃止による所得税の増収見込額は、平成十八年度一千九百九十九億円、平年度一兆三千六十億円である。

なお、平成十七年度税制改正における定率減

税の縮減及び平成十八年度税制改正における定率減税の廃止による所得税及び個人住民税の増

収見込額は、平年度三兆五千億円程度である。

十一について

平成十八年度予算における一般会計公債発行額については、同年度の歳出及び歳入全体の状況を踏まえて決定されたものであり、平成十八

年度税制改正における定率減税の廃止による所得税の増収見込額のうち、平成十八年度予算において一般会計公債発行額の抑制に充てられた額をお示しすることは困難である。

年度税制改正における定率減税の廃止による所得税の増収見込額は、旅券発給手数料において一般会計公債発行額の抑制に充てられた額をお示しすることは困難である。

平成十八年三月十三日提出
質問第一四四号

旅券発給手数料に関する質問主意書
提出者 古本伸一郎

旅券発給手数料に関する質問主意書

平成十八年三月十三日提出

旅券発給手数料に関する質問主意書

提出者 古本伸一郎

の平均額を例にお尋ねする。

四 仮に、在外公館の運営費は一般財源で措置されているとすれば、効用分は国税負担に加えた二重の国民負担と理解できるが、政府のご見解をお尋ねする。あわせて、いかなる手数料に該当するのか、お尋ねする。

〔別紙〕
衆議院議員古本伸一郎君提出旅券発給手数料に関する質問に対する答弁書

四について

五 本年三月下旬より電子旅券の導入が開始されると伺っている。当該電子旅券の導入目的は国際犯罪の水際防止や出入国管理業務の迅速化等をにらんだものであり、以上の趣旨を鑑みれば

電子旅券の国民への普及は期待するところであると理解するが、政府の見解をお尋ねする。

六 電子旅券の新規発給を受ける際、既に機械式その他の旅券を所持する者にあっては、効用分について、既保有の旅券発給時に納付済みであり、且つ、残余の効用期間を有している事となるが、電子旅券の発給に際し、再び効用分を徴収するのか、お尋ねする。

七 国民常識からは、電子旅券発給に伴う実費、即ち、台紙や印刷代、発給事務費等の負担については、合理性のある話と理解できる。しかしながら、効用分については、仮に、在外公館の運営費に見合っていないとすれば、国税に加えた新たな国民負担となる恐れが大である。かかる懸念がある中、電子旅券発給の際、再び効用分を徴収する事の合理性について、お尋ねする。

八について

九について

十について

内閣衆質一六四第一四四号

内閣總理大臣 小泉純一郎
平成十八年三月二十二日

衆議院議員古本伸一郎君提出旅券発給手数料に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員古本伸一郎君提出旅券発給手数料に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕
衆議院議員古本伸一郎君提出旅券発給手数料に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六四第一四四号

内閣衆質一六四第一四四号

内閣總理大臣 小泉純一郎
平成十八年三月二十二日

衆議院議員古本伸一郎君提出旅券発給手数料に関する質問に対する答弁書

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員古本伸一郎君提出旅券発給手数料に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六四第一四四号

内閣衆質一六四第一四四号

内閣總理大臣 小泉純一郎
平成十八年三月二十二日

衆議院議員古本伸一郎君提出旅券発給手数料に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六四第一四四号

内閣總理大臣 小泉純一郎
平成十八年三月二十二日

ものであつて、問題はないと考えている。
五について
いわゆるIC旅券の普及は、旅券に係る犯罪の防止等の観点から望ましいと考えている。

六及び七について

旅券秩序の維持等の観点から、御指摘の「機械式その他の旅券」は、IC旅券の導入後も、引き続き有効なものとしている。したがつて、有効な「機械式その他の旅券」をIC旅券に切り替える必要はなく、IC旅券への切替えは飽くまで所持人の意思に基づくものである。IC旅券の発給に際しては、一についてで述べたとおり、旅券法第二十条の規定に基づき手数料を徴収しており、現時点において、手数料の額を変更することは考えていない。

(答弁通知書受領)

一、去る十七日、内閣から、衆議院議員鉢呂吉雄君提出北海道警察における国費及び北海道費の不正経理問題に関する再質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十八年三月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

官報(号外)

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案
右
国会に提出する。
平成十八年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

第十条第二項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第九条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(独立行政法人国立特殊教育総合研究所法の一
部改正)

第一条 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法の一部を次のよう
うに改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 役員及び職員(第六条～第十二条)

第三章 業務等(第十三条～第十五条)

第四章 雑則(第十六条)

第五章 帰則(第十五条・第十六条)

附則

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条

を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十四条第一号中「第十二条」を「第十二条」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十

三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十五章中同条の前に次の二条を加える。

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第三章中第十二条を第十三条とし、第十二条の罰金に処する。

第十二条とす。

第三章中第十二条を第十三条とし、第十二条の罰金に処する。

第十二条とす。

第十一条第二項中「第十一条第一項」を「第十
二条第一項」に改め、同条を第十一条とし、第二
章中同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一条セントラルの役員及び職員は、職務上
知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条第二項中「第十一条第一項」を「第十
二条第一項」に改め、同条を第十一条とし、第二
章中同条の次に次の二条を加える。

改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十
五条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第
五章中同条の前に次の二条を加える。

第十七条 第十一条の規定に違反して秘密を漏
らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以
下の罰金に処する。

第十四条第一項を第十六条とする。

第十四条第一項中「第十二条」を「第十三
条」に改め、同条を第十六条とし、第十五
章中同条の前に次の二条を加える。

(独立行政法人国立オリンピック記念青少年總
合センター法の一部改正)

第三条 独立行政法人国立オリンピック記念青少年
總合センター法(平成十一年法律第百六十七
号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第二章中第七条を第六条とし、第八条から第
十条までを一條ずつ繰り上げる。

独立行政法人国立青少年教育振興機構法
目次を次のように改める。

官 報 (号 外)

目次

- 第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 役員及び職員(第六条～第十条)

第三章 業務等(第十一条～第十三条)

第四章 雜則(第十四条)

第五章 罰則(第十五条～第十六条)

附則

第一条 及び第二条中「独立行政法人国立
オリンピック記念青少年総合センター」を「独立
法人国立青少年教育振興機構」に改める。

第三条の見出し中「センター」を「機構」
の、同条中「独立行政法人国立オリンピッ
ク青少年総合センター（以下「センター」）」を
「行政法人国立青少年教育振興機構（以下
「市」）に改め、「及び青少年（第十条第一項に
て「青少年教育関係者等」という。）」を削り、
（下に「青少年の団体宿泊訓練その他
年に対する研修」を加える。

第四条を削る。

第五条中「センター」を「機構」に改め、同
第四条とする。

第六条第一項中「センター」を「機構」に改
め、同条第一項中「センター」を「機構」に改
め、同条第二項中「の合計額」を「金額」に改
め、同条第三項中「セントラル」を「機
構」に、「第十二条第一項
第十三条第一項」を「機
構」に改め、「又は附則第六条
」を削り、同条を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章の章名を次のように改める。
第二章 役員及び職員

一 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下この項において「青少年研修」と

第三章 業務等(第十一条・第十二条)
第四章 雜則(第十三条)
第五章 罰則(第十四条・第十五条)
附則

第三条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

附則

第八条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条を第七条とする。

いう。)のための施設を設置すること。
第十一条第一項第二号から第四号までの規定中
「青少年教育関係者等に対する研修」を「青少年

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

法人国立青少年教育振興機構に改める。

第一号中「第十条」を「第十二条」に改め 同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三号中「第十二条第二項」を「第十二

教育指導者等研修及び青少年研修」に改め
同条第二項中「センター」を「機構」に改め、同条を
第十一條とする。

第二章 役員及び職員
第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七
条とする。

念青少年総合センター（以下「センター」）を「独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」）」に改め、「及び青少年（第十条第一項において「青少年教育関係者等」という。）」を削り、「研修」の下に「青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修」を加える。

三条第二項に改め、同条第四号中「第十二条第三項ただし書」を「第十三条第三項ただし書」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第九条を第八条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

第十三条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下

第四条を削る。
第五条中「センター」を「機構」に改め、同条を
第四条とする。

の罰金に処する。
第十三条中「センター」を「機構」に改め、第四
章中同条を第十四条とする。

(役員及び職員の地位)

の罰金に処する。
第四章中第十二条を第十三条とする。
第三章中第十一条を第十二条とし、第十条を

第六条第一項中「センター」を「機構」に改め、
附則第五条第二項の下に「並びに独立行政法
人に係る改革を推進するための文部科学省関
係法律の整備に関する法律(平成十八年法律
第号)附則第十条第一項及び第二項を、
「金額」の下に「の合計額」を加え、同条第二項中
「センター」を「機構」に、「第十二条第一項」を
第十三条第一項に改め、同条第三項中「セン
ター」を「機構」に改め、「又は附則第六条第一
項」を削り、同条を第五条とする。

第十二条第一項中「センター」を「機構」に、「第十一条第一項第七号」を「第十一条第一項第七号」に、「第六条第二項後段」を「第五条第二項後段」に改め、同条第三項中「センター」を「機構」に、「第十一条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第五項中「センター」を「機構」に改め、同条第三項中同条を第十三条とする。

第三章中同条を第十三条とする。

第十二条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条を第十二条とする。

第十一条第一項中「センター」を「機構」に改め、

ついては、法令により公務に従事する職員とみなす。
(独立行政法人国立女性教育会館法の一部改正)
四条 独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條とする。

第九条を第八条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 会館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 会館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十条)

平成十八年三月二十三日 衆議院会議録第十六号

（独立行政法人国立国語研究所法の一部改正）	第三章 業務等（第十五条・第十六条）
第五条 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。	第四章 雜則（第十七条）
第一条を次のように改める。	第五章 罰則（第十八条・第十九条）
（役員及び職員の秘密保持義務）	附則
第十一条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	第一条 総則（第一条～第五条）
（役員及び職員の地位）	第二章 役員及び職員
第十二条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	第二章 役員及び職員
（独立行政法人国立科学博物館法の一部改正）	第三章 業務等（第十二条・第十三条）
第六条 独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。	第四章 罰則（第十四条）
第一条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。	第五章 雜則（第十五条・第十六条）
第二章の章名を次のように改める。	第六章 罰則（第十五条・第十六条）
第二章 役員及び職員	第七章 業務等（第十二条・第十三条）
第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。	第八章 罰則（第十四条）
（独立行政法人人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。）	第九章 罰則（第十五条・第十六条）
第三章中第十二条を第十三条とし、第十四条を第十五条とする。	第十章 罰則（第十七条）
（独立行政法人人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。）	第十一章 罰則（第十八条）
第三章中第十二条を第十三条とし、第十四条を第十五条とする。	第十二章 罰則（第十九条）
（独立行政法人人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。）	第十三章 罰則（第二十条）
第三章中第十二条を第十三条とし、第十四条を第十五条とする。	第十四章 罰則（第二十一条）
（独立行政法人人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。）	第十五章 罰則（第二十一条）
第三章中第十二条を第十三条とし、第十四条を第十五条とする。	第十六章 罰則（第二十二条）
（独立行政法人人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。）	第十七章 罰則（第二十三条）
第三章中第十二条を第十三条とし、第十四条を第十五条とする。	第十八章 罰則（第二十四条）
（独立行政法人人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。）	第十九章 罰則（第二十五条）
第三章中第十二条を第十三条とし、第十四条を第十五条とする。	第二十章 罰則（第二十六条）
（独立行政法人人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。）	第二十一章 罰則（第二十七条）
第三章中第十二条を第十三条とし、第十四条を第十五条とする。	第二十二章 罰則（第二十八条）
（独立行政法人人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）の一部を次のように改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。）	第二十三章 罰則（第二十九条）
第三章中第十二条を第十三条とし、第十四条を第十五条とする。	第二十四章 罰則（第三十条）

については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人防災科学技術研究所法の一部改正)

第八条 独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第八条 独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十四条)

第三章 業務等(第十五条・第十六条)

第四章 雑則(第十七条)

第五章 罰則(第十八条・第十九条)

附則

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第二章中第八条を第七条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第十七条第一号中「第十四条を「第十五条」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第十九条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第十八条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十六条を第十七条とする。

第三章中第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第二号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十九条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第十四条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十五条 独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号)の一部を次のように改める。

目次を次のように改める。

第二章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第三章中第十七条を第十八条とし、第十五条を第十六条とする。

第十二条第一項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第二項中「第十三条及び第十四条」を「第十三条及び第十四条」に改め、同条を第十二条とし、第二章中同条の前に次の二条を加える。

(役員及び職員の地位)

第十二条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十三条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人国立美術館法の一部改正)

第十一条 独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条―第十条)」を「役員及び職員(第六条―第十条)」に改め、同条を第九条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の地位)

第十条 国立美術館の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人国立博物館法の一部改正)

第十一条 独立行政法人国立博物館法(平成十一
年法律第百七十八号)の一部を次のように改正
する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七
条—第十条)」を「役員及び職員(第六条—第十
条)」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同
項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一
項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項
の規定にかかわらず、土地、建物その他の土
地の定着物及びその建物に附属する工作物
(第五項において「土地等」という。)を出資の
目的として、国立博物館に追加して出資する
ことができる。

第六条に次の二項を加える。
5 第三項の規定により政府が出資の目的とす
る土地等の価額は、出資の日現在における時
価を基準として評価委員が評価した価額とす
る。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事
項は、政令で定める。
第六条を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。
第二章 役員及び職員
第六条を第六条とする。
第二章 役員及び職員
第六条を第八条とする。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七
条とし、第九条を第八条とする。
第十一条第二項中「第十一条第一項」を「第十
二项第一項」に改め、同条を第十七条とし、第
五章中同条の前に次の二項を加える。
第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏ら
した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下
の罰金に処する。

第十一条第二項中「第十一条第一項」を「第九条第
一項」に改め、同条を第九条とし、第二章中同

条の次に次の二項を加える。

(役員及び職員の地位)

第十条 国立博物館の役員及び職員は、刑法
(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の
適用については、法令により公務に従事する
職員とみなす。

第十一条 独立行政法人文化財研究所法(平成十
一年法律第百七十九号)の一部を次のように改
正する。

第十二条 独立行政法人文化財研究所法(平成十
一年法律第百七十九号)の一部を次のように改
正する。

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十二条)

第三章 業務等(第十二条—第十三条)

第四章 雑則(第十四条—第十五条)

第五章 罰則(第十六条—第十七条)

附則

(施行期日)

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条
を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

附則

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施
行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項
の適用については、法令により公務に従事す
る職員とみなす。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七
条とし、第九条を第八条とする。

第十五条第一号中「第十二条」を「第十二条」に
改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十
二项第一項」に改め、同条を第十七条とし、第
五章中同条の前に次の二項を加える。

第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏ら
した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下
の罰金に処する。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特
殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試セン
ターや、独立行政法人国立オリンピック記念青少
年総合センター、独立行政法人国立女性教育会
館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法
人国立科学博物館、独立行政法人人物質・材料研
究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独
立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法
人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独
立行政法人文化財研究所の職員である者は、別
に辞令を発せられない限り、施行日において、
引き続きそれぞれの独立行政法人(独立行政法
人国立オリンピック記念青少年総合センターに
あつては、独立行政法人国立青少年教育振興機
構の職員となるものとする)の職員となるものとす
る。

第三条 附則第十二条第一号の規定による廃止前
の独立行政法人国立青年の家法(平成十一年法
律第百六十九号)以下この項、次条第一項から
第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条
第二項において「旧青年の家法」という。附則第
二条の規定により独立行政法人国立青年の家の
職員となつた者及び附則第十二条第二号の規定
による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家
法(平成十一年法律第百七十号。以下この項、
次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第
九項及び第十条第二項において「旧少年自然の
家法」という。附則第二条の規定により独立行
政法人国立少年自然の家の職員となつた者に
対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二
十号)第八十二条第二項の規定の適用について
は、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立
行政法人国立少年自然の家の職員として在職し

たことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所(以下「施行日後の研究所等」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構

は、施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者(旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者(旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者(旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で附則第二

条第一項の規定により引き続いて独立行政法人において退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

は、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び次条に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなして取り扱うべきものとする。))の規定により退職手当(これに相当する給付を含む。)としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者(旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者(旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人の規定の適用を受けた者に限る。)が、附則第二条第一項の規定により引き続いだ在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については、これらの規定に基づく効力を有する。

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者)の規定の適用を受けた者に限る。)が、附則第二条第一項の規定により引き続いだ在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法

人文化財研究所(以下「施行日前の研究所等」という。)の職員として在職する者が、附則第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者(旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者(旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で附則第二

条第一項の規定により引き続いだ在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

7 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法

人文化財研究所(以下「施行日前の研究所等」という。)の職員として在職する者が、附則第二条第一項の規定により引き続いだ在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、

独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日を除く。)及び第六章に規定する事項について

官報(号外)

後の研究所等の職員となる者であるもの(以下この項において「旧労働組合」という。)は、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下この条において「通則法」という。)第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

5 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振

は、なお従前の例による。
(国の有する権利義務の承継)

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時において独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

9 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

10 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間以下この条において「中期目標の期間」という。)に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

11 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

12 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振

は、ものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

13 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

官報(号外)

興機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第百六十七号)第十一條」とする。

10 第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資)

第十一条 附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

平成十八年三月二十三日 衆議院会議録第十六号

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際に独立行政法人国立青年の家に使用されている

現に独立行政法人国立青少年の家の有する国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法

人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

(独立行政法人国立青年の家法及び独立行政法人国立少年自然の家法の廃止)

第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 独立行政法人国立青年の家法
(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとする罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(教育公務員特例法の一部改正)
第十五条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十五条」に改め

る。

第三十六条を削る。

第三十七条第二項中「て、い触」を「抵触」に改め

め、同条を附則第一条とする。

第三十八条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「ろう学校」を「聾学校」に改め、同条を附則第二条とする。

第三十九条を附則第三条とする。

(教育公務員特例法第三十八条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部改正)

第十六条 教育公務員特例法第三十八条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(昭和三十三年五月号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人国立青年の家の項及び独立行政法人国立少年自然の家の項を削り、同表に次のように加える。

第一条第一項中「第三十八条」を「附則第二条」に改める。

看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律

題名を次のように改める。

教育公務員特例法附則第二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律

の在職とみなすことに関する法律

構 独立行政法人物質・材料研究機

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十一号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十二号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十三号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十四号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十五号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十六号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十七号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十八号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十九号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十一号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十二号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十三号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十四号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十五号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十六号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十七号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十八号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百八十九号)

独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百九十一号)

独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百所 七十四号)
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号)
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百七十七号)
独立行政法人国立博物館	独立行政法人国立博物館法(平成十一年法律第百七十八号)
独立行政法人文化財研究所	独立行政法人文化財研究所法(平成十一年法律第百七十九号)
	独立行政法人文化財研究所法(平成十一年法律第百七十九号)

(公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

第十八条 公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法

第一条中「大学等」を「大学」に改める。

第三条及び第四条を削る。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第十九条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号二中「独立行政法人大学入試センターを除く。」を削る。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)

第二十条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案	所管法人について、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家及び独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの統合を行うとともに、特定独立行政法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
（内閣提出）に関する報告書	（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十七年度末に中期目標期間が終了する文部科学省所管法人について独立行政法

人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人

国立オリンピック記念青少年総合センター、

独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法

人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博

物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政

法人防災科学技術研究所、独立行政法

人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政

法人文化財研究所について、いわゆる非公務員型の独立行政法人とともに、罰則

の適用に関して公務員とみなす規定等を設けること。

二 議案の可決理由

4 この法律は、一部の規定を除き、平成十八年四月一日から施行するものとすること。

5 文部科学省所管法人について独立行政法人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年三月十七日

文部科学委員長 遠藤 乙彦
衆議院議長 河野 洋平殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

国会に提出する。

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件
画について、国会の承認を求める。

〔別紙〕

日本放送協会平成18年度收支予算、事業計画及び資金計画

平成18年度收支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成18年度收支予算の収入及び支出を別表第1 収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラーチャンネル普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項又は第4項の規定による場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラーチャンネル普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。ただし、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減じ、さらに別表第7又は別表第8に定める額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた学生又は単身赴任者でその通学又は通勤のための住居での放送の受信についての契約を締結した者(以下、この項において「対象契約者」という。)が、その受信料を口座振替、継続振込又はクレジットカード継続払(以下、「口座振替等」という。)により支払う場合、その受信料は、対象契約者又はその生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、口座振替等により支払うものである限り、別表第3に掲げる口座振替等による受信料の額から別表第7に掲げる額を減することとする。ただし、沖縄県の区域に居住する対象契約者が、対象の受信契約について支払う場合は、特別契約を除き、別表第4に掲げる口座振替等による受信料の額から別表第8に掲げる額を減することとする。

5 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第3条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項に定めた経費の金額にかかる額は、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を長期借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

第11条 國際放送及び選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送及び選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 アナログ周波数変更対策の実施に対する給付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、アナログ周波数変更対策に關係ある特別支出に充てることができる。

第13条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

附 則

1 第2条第1項別表第2に定める支払区分のうちクレジットカード継続払は平成18年6月1日以降の受信料の支払において適用する。

2 第2条第4項の規定は平成18年12月1日から適用する。

別表第1

(一般勘定)
(事業収支)

平成18年度收支予算書

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		621,791,575
受付信料	料	594,029,063
	入	2,271,824

(外) 航空

		副 財 務 特 別 收 取 入 入	10,000,000 5,450,688 500,000	
		(受託業務等勘定) (事業収支)	(単位 千円)	
		款	項	金 額
事	業	收 入	受 託 業 務 等 收 入	954,000
業	支	出	受 託 業 務 等 費 費	816,000
事	業	收 入	受 託 業 務 等 費 費	772,000
業	支	出	受 託 業 務 等 費 費	44,000
事	業	收 支 差 金		138,000
事業収支差金1億3,800万円と受託業務等費の間接経費7億3,500万円を合わせた8億7,300万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。				
別表第2 契約種別・支払区分				
契約種別				
カ	ラ	一 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約	
普	通	契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約	
衛星カラー契約				
衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約				
衛星普通契約				
衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約				
特別契約				
地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約				
支払区分				
□ 座 振 替 等 口座振替、継続振込又はクレジットカード継続払いによる支払				
□ 座 振 替 協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払				
継 続 振 込 協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払				
資	本	收 支 差 金		
事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,122億5,157万5千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,183億3,757万5千円であり、経常収支差金は、△60億8,600万円である。				

クレジットカード 継続払	協会の指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えることによって行う支払
(六) 叩(韓印)	
別表第3 受信料額	
契 約 種 別	支 払 区 分
力 ラ 一 契 約	口 座 振 替 等
普 通 契 約	口 座 振 替 等
衛 星 力 ラ 一 契 約	訪 問 集 金
衛 星 普 通 契 約	口 座 振 替 等
特 别 契 約	訪 問 集 金
別表第4 受信料額(沖縄県)	
契 約 種 別	支 払 区 分
力 ラ 一 契 約	口 座 振 替 等
普 通 契 約	口 座 振 替 等
衛 星 力 ラ 一 契 約	訪 問 集 金
衛 星 普 通 契 約	口 座 振 替 等
別表第5 多数契約一括支払における割引額	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額
契約種別ごとの契約件数	衛 星 力 ラ 一 契 約
50件未満	200円
100件以上	300円
ただし、衛星力ラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。	
別表第6 団体一括支払における割引額	
契 約 種 別	割 引 領
衛 星 力 ラ 一 契 約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり 月額 250円
衛 星 普 通 契 約	
特 别 契 約	
別表第7 同一生計支払(家族割引[学生][単身赴任])における割引額	
契 約 種 別	割 引 領(月 領)
力 ラ 一 契 約	445円
普 通 契 約	285円
衛 星 力 ラ 一 契 約	760円
衛 星 普 通 契 約	595円
特 别 契 約	335円
別表第8 同一生計支払(家族割引[学生][単身赴任])における割引額(沖縄県)	
契 約 種 別	割 引 領(月 領)
力 ラ 一 契 約	395円
普 通 契 約	235円
衛 星 力 ラ 一 契 約	705円
衛 星 普 通 契 約	545円

外 司(書)

平成18年度事業計画

1 計画概説

平成18年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、改革・新生に向けた3か年計画の初年度として、公共放送の原点に立ち返り、改革を断行し、視聴者の信頼を取り戻して受信料収入の回復を図る。あわせて、組織及び業務の抜本的な見直し等により経費を削減し、財政の安定を図り、デジタル時代にふさわしい公共放送としての役割を果たす。

事業運営の基本となる放送サービスにおいては、受信料で成り立つ公共放送として放送の自主自律を堅持し、迅速かつ的確な災害報道・緊急報道や質の高い番組等、“NHKだからできる”放送に全力を注ぐ。

同時に、放送のデジタル化を進めるとともに、視聴者にとって利便性の高い、新しい放送サービスの開発に努める。

受信料の公平負担に向けた取組として、受信料の未払いの方等への対策を強化するとともに、より公平で合理的な受信料体系への改定を行っていく。あわせて、受信料をお支払いいただいている方への新たな視聴者サービスを実施する。

また、職員の不正根絶に向けて高い倫理意識を確立し、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努める。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能な地域の拡大やサービスの充実に向けた設備の整備を行い、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等での視聴を可能とする。なお、平成23年度の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に支障がないよう放送設備の整備を計画的に行っていく。

また、テレビジョン放送、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、中波放送局の建設及びテレビジョン放送、FM放送の受信状況の改善を行うとともに、緊急報道のための設備の整備等を行う。

(2) 放送番組については、迅速かつ的確な報道に万全を期し、確かな指針となるニュースの充実を図る。また、視聴者の要望を番組制作や編成に積極的に生かすとともに外部の優れた制作業者等との連携も深める等、開かれた公共放送をめざし、人々の共感を呼ぶ多彩で質の高い番組の放送に努める。

また、地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心とし、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施し、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等での視聴を可能とし、その普及促進を図る。なお、平成18年4月から29都府県で携帯端末向けサービス(ワンセグ)を開始し、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地等での視聴を可能とする。

さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、視聴者の関心の高い国際スポーツイベントの放送番組を編成する。

(3) 國際交流と相互理解の促進に貢献することも、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。

(4) 受信料の公平負担を徹底し、営業活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保及び回復に努める。また、同一生計支払における割引(家族割引)を導入

し、より公平で合理的な受信料体系への改定を行っていく。

(5) 協会に対する視聴者の理解を促進し信頼を回復するため、広報活動を積極的に推進することも、あらゆる機会を通じて交流・対話活動を強化し、視聴者の要望の的確な把握と放送や業務運営への反映に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(7) 給与については要員の削減等により、大幅に減額する。

(8) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

(10) 信頼される公共放送の構築に向けて、経営委員会については、ガバナンスの強化や透明性の向上を図るとともに、会長以下の執行部についても、引き続きコンプライアンス(法令遵守)に取り組み、適正かつ効率的な業務運営を徹底するとともに、透明性の高い事業運営を推進するため、執行体制の改革を行う。

建設計画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に47億6,500万円、テレビジョン放送網及び

ラジオ放送網の整備に256億1,700万円、放送会館の整備に85億円、放送番組設備の整備に261億8,100万円、研究施設の整備等に47億3,700万円、総額698億円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の送出設備の整備など衛星放送設備の整備等を行う。

(2) テレビジョン放送網整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能な地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。

また、外国電波混信等による難視聴の解消を図るために、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

(3) ラジオ放送網整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能な地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。

また、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

(4) 放送会館整備計画

放送会館については、鹿児島及び徳島の放送会館の建設を完了するとともに、秋田、横浜及び千葉の放送会館の整備等を行う。

これらに要する経費は、85億円である。

(5) 放送番組設備整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴及び携帯端末向けサービス(ワンセグ)の提供可能な地域の

拡大に向けた送出設備の整備を行う。

また、非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

これに要する経費は、261億8,100万円である。

(7) 建設管理
建設計画の施行に共通して要する経費は、34億5,100万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送
ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、基幹的な総合放送として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娛樂番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、平日の夜間に新たな基幹ニュースを設けるとともに、柔軟で機動的な編成により多彩な番組を編成し、民族向けの番組を編成する等、多様な視聴者の要望にこたえていく。さらに、大型企画番組の充実を図ることも、アーカイブス番組等の一層の活用を図る。また、生命・財産にかかる非常災害時や事件・事故の緊急時には、迅速かつ正確な情報の提供を行う。

デジタル総合テレビジョンは、総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本とし、複数の番組を同時に放送するマルチ編成をスポーツ中継等において隨時行う。

教育テレビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、福祉番組、子ども向け番組及び生涯学習番組等の充実を図る。また、デジタル時代に対応する多様な教育番組を開発する。

デジタル教育テレビジョンは、教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本とし、定時のマルチ編成を行う。

(イ) 衛星テレビジョン放送

デジタル衛星ハイビジョンは、1日21時間を基本とした放送時間とし、自然・芸術番組はじめ、娯楽・スポーツ番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を發揮した番組やデジタル放送の特性を生かした双方向番組等を充実し、その普及促進を図る。

デジタル衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、世界・日本の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組及び視聴者の関心の高いスポーツ番組やドキュメンタリー番組を一層充実する。

デジタル衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、豊かで良質な娯楽番組、国内外の名作映画など優れた文

化・芸術番組及び地域に密着した視聴者参加番組等の放送を行う。

衛星アナログテレビジョン放送においても、衛星デジタルテレビジョン放送と同じ内容の番組を同時に放送する。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、緊急時の迅速かつ的確な報道に努め、聴取者の信頼にこたえる柔軟な編成を行う。また、ニュース・生活情報を中心にも多様な情報をきめ細かく提供するとともに、インターネットを活用して若者が参加できる番組を新設する。

ラジオ第2放送は、1日20時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組等の生涯学習番組の充実を図る。また、外国語によるニュース等、在日外国人向けの番組を編成する。

FM放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かした多彩な音楽番組及び貴重な音声素材を活用した長時間特集を中心に編成する。また、災害など緊急時に

は、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行う等、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。

地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)については、必要な制度整備を待って、平成18年中に東京及び大阪で本放送の開始を予定し、高音質放送をはじめ、マルチ編成や文字・静止画を使用したデータ放送等、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。

(エ) 地域放送

各地域の特性や要望に応じ、平日夕方の生活情報番組の充実や夜間の視聴好適時間に特集番組を放送する等、全国一律ではない多様な地域放送を推進する。また、優れた地域放送番組の積極的な全国発信に努める。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間30分を基本とする。

さらに、平成18年12月までにすべての都道府県庁所在地において地上デジタルテレビジョン放送の視聴を可能とし、デジタル総合テレビジョンにおいては、地域向け番組と全国向け番組を同時に放送するマルチ編成等を随时行う。

(オ) 補完放送等

補完放送については、デジタル総合テレビジョンのデータ放送では、地域と全国のニュース・気象情報やきめ細かな地域生活情報等を提供するとともに、デジタル教育テレビジョンのデータ放送では、健康や教育など彼の特性を生かした情報を提供する。また、衛星デジタルテレビジョンのデータ放送では、ニュース・気象情報等の提供や双方向機能の活用など、番組と連動したサービスを行う。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送は、テレビジョン放送の一部の番組を行い、放送時間の拡充を図る。また、聴覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送及びFM文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向けサービス(ワンセグ)は、地上デジタルテレビジョン放送において、総合及び教育テレビジョン放送と同じ内容の番組を同時に提供するとともに、データ放送サービスを提供する。

インターネットによるサービスについては、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行なうほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用によ

六 受信料収納

る情報や教育分野等の放送番組の関連情報を提供する。放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に1,839億1,647万9千円、番組の編成企画等に156億2,436万6千円で、総額1,995億4,084万5千円である。

技術関係

技術関係の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、地上デジタルテレビジョン放送の拡充等に伴う設備の増加に対応し、効率的な保守運用を行っている。

これら技術関係に要する経費は、総額553億9,177万4千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,549億3,261万9千円となり、放送設備の効率的な保守運用及び効率的な番組制作の推進等により、前年度2,752億1,469万4千円に対して、202億8,207万5千円の減額となる。

(2) 国際放送

諸外国へ日本の実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献するとともに、海上デジタルテレビジョン放送の拡充等に伴う設備の増加に対応し、効率的な保守運用を行っている。

これらに要する経費は、総額34億2,443万1千円となり、効率的な広報活動の実施により、前年度22億1,421万1千円に対して、2億9,162万9千円の減額となる。

(4) 受信料収納

これらに要する経費は、総額597億2,746万円となり、契約収納手数料の減等により、前年度640億2,236万8千円に対して、42億9,490万8千円の減額となる。

(5) 広報

これらに要する経費は、総額34億2,443万1千円に対して、2億9,162万9千円の減額となる。

(6) 調査研究

これらに要する経費は、総額52億1,194万2千円となり、「愛・地球博」での展示機器の研究開発を行うとともに、スマートハイビジョン(走査線4,000本級超高精細映像システム)など未来の映像文化の発展のための研究開発等を行う。

(7) 給与

これらに要する経費は、総額52億1,194万2千円となり、「愛・地球博」での展示機器の研究開発の終了等により、前年度50億7,199万2千円に対して、18億6,005万円の減額となる。

(8) 退職手当及び福利厚生

これらに要する経費は、総額52億1,194万2千円となり、「愛・地球博」での展示機器の研究開発の終了等により、前年度50億7,199万2千円に対して、18億6,005万円の減額となる。

(9) 共通管理

これらに要する経費は、総額52億1,194万2千円に対して、18億8,324万7千円の減額となる。

(10) 受託業務等

これらに要する経費は、総額52億1,194万2千円に対して、18億8,324万7千円の減額となる。

(1) アナログ周波数変更対策

地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

これに係る収入は特別収入15億円、支出は特別支出15億円である。

(2) 信頼される公共放送のための経営の改革

信頼される公共放送の構築に向けて、経営委員会については、執行部に対する目標管理・業績評価を導入することともに、会長、理事のほか各部局等へのヒアリングを行う等、執行部の事業運営に対する監督を強化する。あわせて、発言者名を記載する等の議事録の詳細化や経営委員会ホームページの充実など公開性及び透明性の向上を図る。

(3) 執行部については、視聴者の意向を一層事業運営に反映させるため「NHK “約束” 評価委員会」の評価を積極的に活用することのほか、理事会の議事録の充実・公開など、経営情報の公開を進め、透明性の高い事業運営を推進する。また、内部統制に関する専門性を持つ弁護士、公認会計士で構成する「NHK業務点検・経理適正化委員会」から内部統制に関する評価について定期的な報告を受け、コンプライアンス(法令遵守)の推進に不斷に取り組む等、適正かつ効率的な業務運営を徹底する。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成18年度	平成17年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数		23,467,000	23,980,000	△ 513,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		1,878,000	1,368,000	510,000
年 度 内 解 約 件 数		2,081,000	1,881,000	200,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	203,000	513,000	310,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成18年度	平成17年度	増減
年 度 初 頭 免 除 件 数		1,226,000	1,196,000	30,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数		86,000	88,000	△ 2,000
年 度 内 解 約 件 数		58,000	58,000	0
年 度 内 増 加 免 除 件 数	△	30,000	△ 2,000	28,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成18年度	平成17年度	増減
年 度 初 頭 免 除 件 数		332,000	349,000	△ 17,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	0	0	0
年 度 内 解 約 件 数	47,000	17,000	30,000	△ 17,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	47,000	△ 30,000	17,000

(4) 衛星普通契約

区	分	平成18年度	平成17年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数		23,000	26,000	△ 3,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		0	0	0
年 度 内 解 約 件 数		3,000	3,000	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	3,000	△ 3,000	0

イ 有料契約見込件数

区	分	平成18年度	平成17年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数		9,000	9,000	0
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	0	0	0

(5) 特別契約

区	分	平成18年度	平成17年度	増減
年 度 初 頭 契 約 件 数		9,000	9,000	0
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△	0	0	0

年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	0	0
有料契約見込総数	0	0	0

(参考1)

区 分	カラーコード契約	普通契約	衛星電話契約	普通契約	衛星電話契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	23,467,000	332,000	12,437,000	23,000	9,000	36,268,000	
年度内増加契約件数	△ 203,000	△ 47,000	△ 353,000	△ 3,000	0	100,000	
年度末契約件数	23,264,000	285,000	12,790,000	20,000	9,000	36,368,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	カラーコード契約	普通契約	衛星電話契約	合計
年度初頭契約件数	238,000	5,000	64,000	307,000
年度内増加契約件数	3,000	△ 1,000	2,000	4,000
年度末契約件数	241,000	4,000	66,000	311,000

(参考2)
支払区分別受信契約件数

(1) カラーコード契約

区 分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続支払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	17,374,000	847,000	0	5,246,000	23,467,000
年度内増加契約件数	△ 633,000	150,000	△ 450,000	△ 170,000	203,000
年度末契約件数	16,741,000	997,000	450,000	5,076,000	23,264,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(2) 普通契約
上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続支払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	9,396,000	1,863,000	0	1,178,000	12,437,000
年度内増加契約件数	△ 47,000	250,000	250,000	△ 100,000	353,000
年度末契約件数	9,349,000	2,113,000	250,000	1,078,000	12,790,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(3) 衛星電話契約

区 分	口座振替	継続振込	クレジットカード継続支払	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	40,000	3,000	21,000	64,000	
年度内増加契約件数	1,000	0	1,000	2,000	
年度末契約件数	41,000	3,000	22,000	66,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(4) 衛星普通契約

区 分	口座振替	継続振込	訪問集金	合計
年度初頭契約件数	17,000	1,000	5,000	23,000
年度内増加契約件数	△ 3,000	0	0	△ 3,000
年度末契約件数	14,000	1,000	5,000	20,000

(5) 特別契約

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数	4,000	5,000	9,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	4,000	5,000	9,000

5 要員計画

区分	要員員数
事業運営関係	11,451人
建設	191
合計	11,642

(註) 組織や業務の抜本的な見直しにより、平成20年度までの3か年で、1,200人の純減を図ることを前提に、年度内385人の純減を見込んだものである。

平成18年度資金計画

1 資金計画の概要

平成18年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額6,517億9,728万2千円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額6,550億4,092万1千円をもつて施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,940億2,906万3千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,915億906万3千円を予定する。このほか、固定資産売却代金85億6,224万6千円、国際放送関係など交付金収入22億7,182万4千円、有価証券の償還281億5,000万円、受取利息その他の入金213億414万9千円を見込む。

以上により入金額は、総額6,517億9,728万2千円である。

3 出金の部

事業経費5,308億4,191万4千円、建設経費698億円、長期借入金の返還33億6,900万円、放送債券償還積立資産への繰入れ26億円、有価証券の購入281億5,000万円、支払利息その他の出金202億8,000万7千円を合わせ出金額は、総額6,550億4,092万1千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	59,124,000	98,215,727	68,385,202	93,199,443	—
2 入 受 信 料	221,531,995	114,340,999	199,291,601	116,632,687	651,797,282
固定資産売却代金 交付金 有価証券償還 受取利息その他の入 金	445,237	1,735,160	2,837,743	3,544,106	8,562,246
有価証券償還 受取利息その他の入 金	567,955	567,955	567,955	567,959	2,271,824
有価証券償還 受取利息その他の入 金	15,250,000	5,100,000	2,800,000	5,000,000	28,150,000
有価証券購入 支払利息その他の出 金	6,860,552	2,765,146	5,389,727	6,288,724	21,304,149
有価証券購入 支払利息その他の出 金	182,440,268	144,171,524	174,477,360	153,951,769	655,040,921
有価証券購入 支払利息その他の出 金	155,115,496	116,518,401	143,209,246	115,998,771	530,841,914
有価証券購入 支払利息その他の出 金	14,739,303	13,980,179	18,393,429	22,687,089	69,800,000
有価証券購入 支払利息その他の出 金	3,369,000	0	0	0	3,369,000
有価証券購入 支払利息その他の出 金	0	0	0	2,600,000	2,600,000
有価証券購入 支払利息その他の出 金	5,200,000	7,800,000	7,800,000	7,350,000	28,150,000
有価証券購入 支払利息その他の出 金	4,016,469	5,872,944	5,074,685	5,315,909	20,280,007
4 期末資金有高	98,215,727	68,385,202	93,199,443	55,880,361	—

日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見は次のとおりである。
平成18年2月

総務大臣

日本放送協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成18年度の受信料収入が、受信料未収世帯等の割合が全体の3割に達すること等により、平成17年度収支予算に比して538億円下回る5,940億円に大幅に減少したことは、受信料の公平負担等の観点からみて、誠に遺憾である。しかしながら、今後の受信料収入

の回復に向けた目標を明示した「平成18年度～20年度 NHK経営計画」の初年度に当たって、協会においては、一連の不祥事に係る国民・視聴者の信頼回復と受信料収入の回復に向けた取組を進める途上にあり、また、受信料収入が大幅に落ち込む中、放送サービスの充実やデジタル化投資に予算を重んじつつ、経費削減により事業収支の均衡を維持しているところであり、協会が作成した平成18年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)は、やむを得ない内容と認められる。

なお、平成16年度に発覚した協会職員による経費の不正支出を契機として、受信料の不払件数が現在相当数にのぼることは、協会の財政の根幹を成す受信料収入に深刻な影響をもたらしているのみならず、受信料に支えられた公共放送の意義を問い合わせすこととなつた。このため、総務省においても、デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しの検討を行うものである。

協会においては、不祥事等により失われた国民・視聴者の信頼回復に向けた取組が必ずしも十分でないとの指摘が絶えないこと、また、受信料不払の状況が依然予断を許さない状況にあることを真に受け止め、公共放送としての社会的使命を再認識するとともに、不祥事の再発防止を含め、協会の改革・再生に向けあらゆる努力を惜します、国民・視聴者の信頼回復に努める必要がある。また、受信料の公平負担の確保に向けた取組を一層徹底するとともに、我が国の放送の発展等に資するべく協会の業務を着実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが必要である。

記

付

文書

- 1 協会の改革・再生に向けて、協会は改めてその設立目的に立ち返り、豊かで、かつ、良い放送番組による放送を行うため、先例にとらわれることなく、組織を挙げて改革を断行すること。また、収支予算等に盛り込んだ各種措置を強力に推進することにより、内部の不正を根絶し、国民・視聴者の公共放送への理解を促進するため、不断の努力を行うこと。その際、経営委員会は協会の最高意思決定機関としての責任と権限を有することを十分認識し、協会内のガバナンスの強化における、指導的役割を果たすこと。
- 2 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会にあっては、番組制作費等の支出内訳や経営委員会の活動を含め、協会の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めるここと。
- 3 業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化及び競争契約比率の向上に努め、一層透明性の高い事業運営を推進すること。
- 4 受信料の総額の徹底については、平成17年度においても、契約総額が前年度に比較して減少する事態となっていることを踏まえ、国民・視聴者に對し、受信料制度の意義や仕組み、改革に向けた協会の具体的取組について、保有するあらゆる媒体を通じた告知等を徹底すること。
- 5 また、受信料の不払及び未契約者の解消に向け、収支予算等に盛り込まれた各種措置の実施にとどまらず、事業所の受信契約体系の見直しや受信者に係るデー

タベースの整備など、あらゆる措置について抜本的に検討の上、組織を挙げて全力で取り組むこと。

その際、受信料収入は、ある意味では国民・視聴者の信頼回復のパロメーターであり、協会は、受信料収入回復の具体的目標を設定の上、責任を持って当該目標を達成すること。

6 協会を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、収支予算等に盛り込んだ部局の統廃合、管理部門の縮小、職員の削減等にとどまらず、組織の簡素化、経費削減等について、効果があがると見込まれるあらゆる措置について検討し、業務の効率化を徹底すること。

また、子会社等についても、協会と一体となった人員削減や統廃合等の経営改革を行うことにより、その合理化・効率化を推進すること。

7 地上デジタルテレビジョン放送について、受信料収入が厳しい中、投資の効率化をはかりつつ、平成23年のデジタル放送への全面移行に向け、中継局の整備や受信機の着実な普及を推進するとともに、国民・視聴者に対する周知・広報等に積極的に取り組むこと。また、携帯端末向けサービス(ワンセグ)やデジタルラジオの開始を通じ、放送のデジタル化を先導すること。

8 放送番組の編集に当たっては、国民・視聴者の視点に立ち、その期待に応え、公共放送に対する要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。特に報道番組については、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、被災者等に役立つ正確かつよりきめ細やかな情報の迅速な提供に努めること。

また、放送された番組に寄せられた国民・視聴者からの意見や要望に真に耳を傾け、それらの意向を適切に反映できる仕組みづくりに努めるとともに、視聴障害者のための、字幕放送や解説放送等の計画的な拡充に努めること。

9 国際社会における我が国に対する理解を深め、かつ、広めるとともに、在外邦人の期待に応えるため、国際情勢を踏まえた適時・適切な情報提供、多言語番組の一層の充実に取り組むとともに、国際放送の海外受信状況や国際放送に対する要望の把握とその反映に努めることにより、国際放送を効果的・効率的に推進すること。

また、我が国からの海外への情報発信を一層充実させる観点から、時代の変化に応じた新しい国際放送の在り方にについて、検討を行うこと。

10 協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることにかんがみ、コンテンツ市場の育成の観点から、NHKアーカイブス等の積極的な利活用を図ること。

理由

日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会平成18年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成十八年度收支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成十八年度収支予算等について、受信料収入の大額な減少は、受信料の公平負担等の観点から、「誠に遺憾である」としつつ、協会においては、国民・視聴者の信頼及び受信料収入の回復に向けた取組を進めており、また、予算の重点配分や経費削減により事業収支の均衡を維持していることから、「やむを得ない内容と認めるとされていることから、「やむを得ない内容と認めるとされている」とされている。

二 本件の要旨

- 1 収支予算
 - (一) 受信料の額は、訪問集金の場合、月額で、カラー契約三千三百九十五円、衛星力料一契約二千三百四十四円等前年度比よりであります。
 - (二) 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べて五百六億円減少して六千二百十七億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べて四百六十九億円減少して六千二百十七億円となっている。
 - 2 事業計画
 - (一) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能な地域の拡大やサービスの充実に向けた設

備の整備を行い、平成十八年十二月までにすべての都道府県厅所在地等での視聴可能とする。

(二) 放送番組については、迅速かつ的確な報道に万全を期し、確かな指針となるニュースの充実を図る。

(三) 国際交流と相互理解の促進に貢献するとともに、海外の日本人が必要とするニュース・情報を迅速かつ的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。

(四) 受信料の公平負担を徹底し、営業活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信料収入の確保及び回復に努める。

(五) 給与については要員の削減等により、大幅に減額する。

(六) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(七) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

- (八) 信頼される公共放送の構築に向けて、経営委員会については、ガバナンスの強化や透明性の向上を図るとともに、会長以下の執行部についても、引き続きコンプライアンス法規遵守に取り組み、適正かつ効率的な業務運営を徹底するとともに、透明性の高い事業運営を推進するため、執行体制の改革を行う。
- 一 協会は、会長を先頭に組織あげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組み、国民・

3 資金計画

平成十八年度の資金計画は、受信料等による入金総額六千五百十七億円、事業経費、建設経費等による出金総額六千五百五十億円をもつて施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成十八年度收支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿
総務委員長 中谷 元

(別紙)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

日本放送協会においては、一連の不祥事を契機とした受信料の不払い・保留の増大により、二年連続の大額な収入減となっている。現在の協会の経営基盤は、受信料制度のうえに成り立つておらず、国民・視聴者の不信感をぬぐえないまま、受信料不払い・保留等が続けば、協会の存立、公共放送の根幹をも揺るがしかねない。協会及び政府は、かかる事態を重く受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めること。

一 協会は、会長を先頭に組織あげて、再生・

視聴者の信頼回復に最善を尽くすこと。

二 公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、その効率的な執行、経費の削減及び透明性の確保に努めるとともに、全役職員が、公金意識の徹底、高い倫理観の確立に努めること。

三 受信料の不払い・保留のほか、受信契約の未契約の件数も加えると、約三割が受信料を負担していないと推計されていることから、受信料の公平負担に向けて、国民・視聴者の理解を得られる抜本的な対策を早急に講じること。

四 経営委員会は、協会の最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点に立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、その機能を十分発揮するため、更なる改革に取り組むこと。

五 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送法の趣旨を踏まえ、放送の不公平と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底に努めること。

六 現在、政府において、協会の保有チャネル数、業務範囲、財源の在り方等について検討が行われていることから、協会においてもこれらのことについて早急に検討を行い、協会としての考え方を国民・視聴者に提示すること。

- 七 協会は、子会社等の業務内容等について、徹底的な見直しを行い、子会社等の統廃合等を含め一層の合理化・効率化を進めるとともに、子会社等との取引については、原則として競争契約とするなど適正性、透明性の向上を図ること。

八 國際放送については、在留邦人への情報提供、海外における我が国に対する理解の促進手段として、重要性が高まっていることから、運営に關する財源問題も含め、その在り方について早急に検討を行うこと。

九 高齢者、障害者に関わるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となつてることから、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

右 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案を提出する。

第一條中「伴いがけくずれ」を「伴う崖崩れ」に、「流出を生ずるおそれがある市街地又は市街地となるとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について」を「流出による」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二條第一項中「供せられて」を「供されて」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「かけくずれ」を「崖崩れ」に改め、同条第五号及び第六号中「みずから」を「自ら」に改め、同条に次の一号を加える。

第三條第一項中「第二十条」を「二十四条」に、「おそれの著しい」を「おそれが大きい」に、「区域を」を「区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを」に改める。

第四條中「第一項本文」に、「附する」を「付する」に改める。

第五章を第七章とする。

第六章を第二十七条とする。

第七章を第二十九条とする。

第八章を第二十一条とする。

第九章を第二十二条とする。

第十章を第二十三条とする。

第十一章を第二十四条とする。

第十二章を第二十五条とする。

第十三章を第二十六条とする。

第十四章を第二十七条とする。

第十五章を第二十八条とする。

第十六章を第二十九条とする。

第十七章を第三十条とする。

第十八章を第三十一条とする。

第十九章を第三十二条とする。

第二十章を第三十三条とする。

第二十一章を第三十四条とする。

第二十二章を第三十五条とする。

第二十三章を第三十六条とする。

第二十四章を第三十七条とする。

第二十五章を第三十八条とする。

第二十六章を第三十九条とする。

第二十七章を第四十条とする。

第二十八章を第四十一条とする。

第二十九章を第四十二条とする。

第三十章を第四十三条とする。

第三十一章を第四十四条とする。

第三十二章を第四十五条とする。

第三十三章を第四十六条とする。

第三十四章を第四十七条とする。

第三十五章を第四十八条とする。

第三十六章を第四十九条とする。

第三十七章を第五十条とする。

第三十八章を第五十一条とする。

第三十九章を第五十二条とする。

第四十章を第五十三条とする。

第四十一章を第五十四条とする。

第四十二章を第五十五条とする。

第四十三章を第五十六条とする。

第四十四章を第五十七条とする。

第四十五章を第五十八条とする。

第四十六章を第五十九条とする。

第四十七章を第六十条とする。

第四十八章を第六十一条とする。

第四十九章を第六十二条とする。

第五十章を第六十三条とする。

第五十一章を第六十四条とする。

第五十二章を第六十五条とする。

第五十三章を第六十六条とする。

第五十四章を第六十七条とする。

第五十五章を第六十八条とする。

第五十六章を第六十九条とする。

第五十七章を第七十条とする。

第五十八章を第七十一条とする。

第五十九章を第七十二条とする。

第六十章を第七十三条とする。

第六十一章を第七十四条とする。

第六十二章を第七十五条とする。

第六十三章を第七十六条とする。

第六十四章を第七十七条とする。

第六十五章を第七十八条とする。

第六十六章を第七十九条とする。

第六十七章を第八十条とする。

第六十八章を第八十一条とする。

第六十九章を第八十二条とする。

第七十章を第八十三条とする。

第七十一章を第八十四条とする。

第七十二章を第八十五条とする。

第七十三章を第八十六条とする。

第七十四章を第八十七条とする。

第七十五章を第八十八条とする。

第七十六章を第八十九条とする。

第七十七章を第九十条とする。

第七十八章を第九十一条とする。

第七十九章を第九十二条とする。

第八十章を第九十三条とする。

第八十一章を第九十四条とする。

第八十二章を第九十五条とする。

第八十三章を第九十六条とする。

第八十四章を第九十七条とする。

第八十五章を第九十八条とする。

第八十六章を第九十九条とする。

第八十七章を第二百条とする。

第八十八章を第二百零一条とする。

第八十九章を第二百零二条とする。

第九十章を第二百零三条とする。

第九十一章を第二百零四条とする。

第九十二章を第二百零五条とする。

第九十三章を第二百零六条とする。

第九十四章を第二百零七条とする。

第一條中「伴いがけくずれ」を「伴う崖崩れ」に、「流出を生ずるおそれがある市街地又は市街地となるとする土地の区域内において、

宅地造成に関する工事等について」を「流出によ

る」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二條第一項中「供せられて」を「供されて」に

改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、

同条第三号中「かけくずれ」を「崖崩れ」に改め、

同条第五号及び第六号中「みずから」を「自ら」に

改め、同条に次の一号を加える。

第三條第一項中「第二十条」を「二十四条」

に、「おそれの著しい」を「おそれが大きい」に、

「区域を」を「区域であつて、宅地造成に関する

工事について規制を行う必要があるものを」に

改める。

第三條の章名を次のように改める。

第三章 宅地造成工事規制区域内における

宅地造成に関する工事等の規制

第三條第一項中「行なわれる」を「行われる」に

改め、同項に次のただし書きを加える。

たと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第三条第二項から第四項まで及び第四条から第七条までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置

第二十一条 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないよう、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第二十二条 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第二十条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、か

つ、土地の利用状況その他の状況からみて相

当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことと命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(以下この項において「造成宅地所有者等」という。)以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて第二十条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当地あると認められ、かつ、これを行わせることがあります。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることができないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行ふことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十三条 第十八条の規定は都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が前条第一項又は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第十九条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有

者、管理者又は占有者について準用する。

第十八条中「行なわれて」を「行われて」に改め、第三章中同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「第十三条第一項」の下に「第十四条第一項」を加え、同条を第十八条とする。

第十六条第一項中「擁壁又は排水施設が設置されていないか又はきわめて」を「擁壁等が設置されておらず、又は極めて」に、「著しいもの」を「大きいと認められるもの」に、「著しいおそれを除去する」を「災害の防止の」に、「利用状況等」を利用状況その他の状況に、「擁壁若しくは排水施設」を「擁壁等」に、「つけて」を「付けて」に改め、「地形」の下に「若しくは盛土」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「擁壁若しくは排水施設」を「擁壁等」に改め、「者」の下に「宅地造成に関する不完全な工事その他の」を加え、「同項に規定する」を「前項の」に改め、「著しい」を削り、「に同項」を「に前項」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を行ふに改め、同条第三項中「第十三条第五項」を「第十四条第五項」に改め、同条を第十七項とする。

第十三条规定中「第八条第一項」を「第八条第一項本文若しくは第十二条第一項」に、「附した」を「付した」に改め、同条第二項中「行なわれて」を「行われて」に改め、「第八条第一項」の下に「若しくは第十二条第一項」を加え、「同項の」に、「附した」を「付した」に、「つけて、擁壁若しくは排水施設」を「付けて、擁壁等」に改め、同条第三項中「第八条第一項」の下に「若しくは第十二条第一項」を加え、「同項の許可」を受けず、これら

は第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可に、「つけて、擁壁若しくは排水施設」を「付けて、擁壁等」に改め、同条第五項中「みづから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせる」を「行なう」に改め、同条

「擁壁等」に、「行なう」を「行おう」に、「者

は、第八条第一項の許可を受けなければならぬ場合を除き」を「者(第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は」に改め、同条第三項中「者は、第八条第一項の許可を受けなければならぬ場合を除く。」は「に改め、同条を第十五条とす

る。

第八条第一項本文若しくは第十二条第一項に、「附した」を「付した」に、「つけて、擁壁若しくは排水施設」を「付けて、擁壁等」に改め、「第八条第一項」の下に「若しくは第十二条第一項」を加え、「同項の」に、「附した」を「付した」に、「つけて、擁壁若しくは排水施設」を「付けて、擁壁等」に改め、同条第三項中「第八条第一項」の下に「若しくは第十二条第一項」を加え、「同項の許可」を受けず、これら

は第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可に、「つけて、擁壁若しくは排水施設」を「付けて、擁壁等」に改め、同条第五項中「みづから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせる」を「行なう」に改め、同条

「第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の」を「第八条第一項本文の許可を受けた者は、

3 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

(準用)

第十五条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「第二十条」を「二十四条」に改め、同条第二項中「占有者等」を「占有者、造成主又は工事施行者」に、「擁壁又は排水施設」を「擁壁等」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「行なわれて」を「行われて」に改め、同条第二項中「擁壁又は排水施設」を「擁壁等」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条第一項中「造成主は、第八条第一項の」を「第八条第一項本文の許可を受けた者は、

当該許可に係る」に改め、同条第二項中「造成主」を「第八条第一項本文の許可を受けた者」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の二条を加える。
(変更の許可等)

第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第八条第一項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第八条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条の規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第八条第一項本文の許可の内容とみなす。

(都市計画法の一部改正)

第二条 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第七号中「開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、かけ崩れ又は出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地についてに、「擁壁」の設置等」を「擁壁又は排

水施設の設置その他」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第二百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が、同法第九条の規定に適合していること。

第三十三条第一項第十二号及び第十三号中「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「第八条第一項」を「第八条第一項本文若しくは第十二条第一項又は都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第二項本文」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第四条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 第十七条第八項中「第十五条规定は、第一項若しくは第二項若しくは第二十一条第一項若しくは第二項」を「第十六条第二項」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第二条 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第七号中「開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、かけ崩れ又は出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地についてに、「擁壁」の設置等」を「擁壁又は排

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次に掲げる貸付金

うち、自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に限る。)
□ 第十七条第十一項の規定による貸付金(危険建築物で緊急に建替えを行う必要があるものとして主務省令で定める基準に該当するものを自己又はその親族が所有し、かつ、当該危険建築物に居住し又は居住していた者で主務省令で定めるものの居住の用に供するため、同項に規定する建替えにより当該危険建築物を除却するとともに、新たに同項各号に掲げる建築物を建設する者に対する貸付金に限る。)

イ 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(自ら居住するため住宅を必要とする者及び同条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)
ロ 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの(自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に限る。)

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百一号)附則第一条

二号において「危険建築物」という。)で緊急に除却又は建替えを行う必要があるものとして主務省令で定める基準に該当するものを自己又はその親族が所有し、かつ、当該危険建築物に自ら居住し又は居住していた者で主務省令で定めるもの

として主務省令で定める基準に該当するものを自己若しくはその親族が所有し、かつ、当該危険建築物に居住し若しくは居住していた者(以下この号において「特定居住者」という。)で自ら居住するため当該危険建築物の改良を行う者又は特定居住者の居住の用に供するため当該危険建築物の改良を行なう者に対する貸付金に限る。)

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第五条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改定する。

附則(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四条の規定(住宅金融公庫法第十七条第八項の改正規定を除く。)並びに第五条並びに附則第五

条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一項の規定による改正前の宅地造成等規制法(以下この条に

おいて「旧法」という。)第三条第一項の規定により指定されている宅地造成工事規制区域は、第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法(以下この条において「新法」という。)第三条第一項第一号及

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)を「次に掲げる貸付金」に改め、同項に次の各号を加える。

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法

律(平成十八年法律第 号)附則第一条

ただし書に規定する規定の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する

いたなお従前の例によることとされる第二条の規定による改正後の都市計画法(以下「新都市計画法」という。)第二十九条第一項若しくは第二項の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、適用しない。

3 施行日前に旧法第八条第一項の規定によりされた宅地造成に関する工事の計画の変更の許可(以下この項において「旧法による変更許可」という。)又は旧法による変更許可の申請は当該変更が新法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可又は同項の

許可の申請とみなし、旧法による変更許可の申請は当該変更が同項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更に該当する場合には同条第二項の規定によりされた変更の届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 施行日前に旧法第十六条の規定によりされた命令は、新法第十七条の規定によりされた命令とはみなす。

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に旧都市計画法第二十九条又は第三十五条の二の規定によりされた許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、新都市計画法第三十三条第一項第七号(新都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわざず、なお従前の例による。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の建築基準法の規定を提出する理由である。

2 新法第八条第一項ただし書の規定は、第二条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧都市計画法」という。)第二十九条第一項若しくは第二項の規定により指定された宅地造成工事規制区域とみなす。

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法

二項の許可又は次条の規定によりその基準につ

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律

案(内閣提出)に関する報告書

可を不要とすること。

三 本案施行に要する経費

平成十八年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画において、本案に係る住宅金融公庫の貸付契約予定額が、個人住宅資金貸付四百九十五億千九百万円の内数として計上されている。

右の議案を提出する。

平成十八年三月三日

提出者

小宮山洋子 古川 元久
山井 和則 西村智奈美

賛成者

安住 淳外百四名

平成十八年三月十七日

衆議院議長 河野 洋平殿

国土交通委員長 林 幹雄

〔別紙〕

子ども手当法

児童手当法の一部を改正する法律

目次中「児童手当」を「子ども手当」に、「第十七条」を「第十五条」に、「(第十八条—第二十二条)」を「(第十六条—第十七条)」に、「(第二十三条—第二十四条)」を「(第十八条—第二十五条)」に改め

第一条中「児童手当」を「子ども手当」に、「家庭における生活の安定に寄与する」を「児童の養育に係る経済的負担の軽減を図る」に、「になう」を「担う」に改める。

第二条中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

第二章の章名中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

官報(号外)

一 議案の目的及び要旨

本案は、宅地造成が行われた土地等の安全性を確保するため、都道府県知事による造成宅地造成区域の指定及び同区域内における宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置等を講ずるとともに、耐震性が確保されていないため保安上危険な一定の建築物に係る住宅金融公庫融資についての特例措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 造成宅地の安全性の確保

(一) 都道府県知事は、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるもののおそれがあるおそれがあり一定の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定することができる。

(二) 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者は、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(三) 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の防止のため必要な擁壁等の設置等の命令をできる場合におけるそれが大きいと認められる場合における擁壁等の設置等の命令をることができる。

(四) 宅地造成工事規制区域内において、都市計画法による開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成等規制法による許付することに決した。

(五) 都市計画法による開発許可の技術基準として、崖崩れその他による災害の防止に係る基準を追加すること。

(六) 住宅金融公庫は、(三)の勧告又は命令を受けて行われる宅地防災工事に必要な資金を貸し付けることができる。

2 住宅金融公庫融資の特別割増による建築物の安全性の確保

平成十九年三月三十一日までの措置として、地震に対する構造耐力上の安全性が確保されていないため保安上危険な一定の建築物の居住者等に対する住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設けること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

宅地造成が行われた土地等の安全性を確保するため、都道府県知事による造成宅地防災区域の指定及び同区域内における宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置等の勧告及び災害の発生のないようにすること。

(一) 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、災害の防止のため必要な擁壁等の設置等の命令をできる場合におけるそれが大きいと認められる場合における擁壁等の設置等の命令をができる。

(二) 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者は、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずることとともに、耐震性が確保されていないため保安上危険な一定の建築物に係る住宅金融公庫融資についての特例措置を講じようとする本案は妥当なものと認められ、本改正の趣旨を踏まえた宅地防災対策について、積極的に普及・啓発を図り、国民の十分な理解を得るよう努めること。

(三) 耐震偽装マンションに係る融資については、建替え、改修を含めて被害住民の方が速やかに安全な住環境に改善できるよう、可能な限り住民の方の意向を汲んで、最大限の努力をするこ

と。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しあとで「支給要件」を付し、同条第一項中「児童手当」

を「子ども手当」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

第四条第一項第三号中「児童を」を「支給要件児童」に、「もの」を「もの」に改め、同号ただし書を削り、同条第二項中「児童」を「支給要件児童」に改める。

第五条を削る。

第六条の見出し中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「児童手当」を「子ども手当」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる」を「一万六千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る支給要件児童の数を乗じて得た」に改め、同項各号を削り、同条を第五条とする。

第七条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第七条とする。

第九条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「児童手当」を「子ども手当」に、「第二十七条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十九条中「児童手当」を「子ども手当」に、「第二十九条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第十一条中「児童手当」を「子ども手当」に、「第二十九条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

二十六条を「第二十一条」に、「差しとめる」を「差し止める」に改め、同条を第十条とする。

第十二条見出しを含む。)中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「児童手当」を「子ども手当」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

第十五条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第十五条规定する。

第十七条を削る。

第十八条の見出し中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条第一項を次のように改める。

子ども手当の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

第十九条第二項及び第三項を削り、同条第四項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。」を「市町村長」に改め、同項を第二十一条とする。

第二十条第一項を削り、同条第二項中「児童手当」を「子ども手当」に、「前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）」を「市町村長」に改め、同項を第二十一条とする。

第二十一条第一項を削り、同条第二項を第七条第一項に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、第二章中同条を第十六条

対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ「第七条第一項の規定による支給する子ども手当の支給に要する費用」に改め、同条を第十七条とする。

第二十二条から第二十二条までを削る。

第二十三条第一項中「児童手当」を「子ども手当」に改め、抛出金その他のこの法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける」を「第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する」に改め、同

条第二項中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条第三項中「抛出金その他のこの法律」を「第十三条第一項」に改め、第四章中同条を第十八条条とする。

第二十四条を第十九条とする。

第二十五条中「児童手当」を「子ども手当」に、抛出金その他のこの法律」を「第十三条第一項」に改め、「又は当該処分についての異議申立てに対する決定」を削り、同条を第二十条とする。

第二十六条第一項を削り、同条第二項中「児童手当」を「子ども手当」に、「前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）」を「市町村長」に改め、同項を第二十一条とする。

第二十七条第一項を削り、同条第二項を第七条第一項に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削り、第二章中同条を第十六条

「（第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされる事務を含む。）」を削り、同条を第二十三条とする。

第二十八条から第二十九条までを削る。

第二十九条の三中「（第二十九条を除く。）」及び

第三十条を第二十四条とする。

第三十一条中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条を第二十五条とする。

附則第四条から第八条までを次のように改め

（子ども手当に要する費用の負担に関する暫定措置）

第四条 第十六条第一項の規定の適用について

は、当分の間、同項中「その全額を国庫が負担する」とあるのは、「その百分の九十二に相当する額を国庫が負担し、その百分の二・五に相当する」とあるのは、「その百分の九十二に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担し、その百分の三に相当する額を附則第五条第一項に規定する抛出金をもつて充てる」とする。

（抛出金の徴収及び納付義務）

第五条 前条の規定が適用される間、政府は、子

ども手当の支給に要する費用及び附則第八条に規定する児童育成事業に要する費用に充てるた

め、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、抛出金を徴収する。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十

五号）第八十二条第一項に規定する事業主

二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律

第二百四十五号）第二十八条第一項に規定す

る学校法人等

平成十八年三月二十三日 衆議院会議録第十六号 児童手当法の一部を改正する法律案及び同報告書

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四条の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、前項の拠出金を納付する義務を負う。

(拠出金の額)

第六条 前条第一項の拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額
地方公務員等共済組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の額

2 前項の拠出金率は、毎年度における子ども手当の支給に要する費用の予想総額の百分の三に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に附則第八条に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して

3 每年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平

(拠出金の徴収方法)

第七条 附則第五条第一項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、社会保険庁長官が行う。

2 政府は、附則第五条第一項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関する事務を、当該拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

3 前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

(児童育成事業)

第八条 附則第四条の規定が適用される間、政府は、子ども手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業(育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行なう者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的的の達成に資するものをいう。)を行うことができる。

附則に次の一条を加える。
(暫定措置に係る)の法律の規定の適用)
第九条 附則第四条の規定が適用される間ににおけるこの法律の規定の適用については、第十三条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他の法律」と、第十七条中「費用」とあるのは「費用のうちその百分の九十五に相当する額」と、第十八条第一項中「第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他の法律

の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける」と、同条第三項中「第十三条第一項」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律」と、「裁決」とあるのは「裁決又は当該処分の法律」と、第二十条中「第十三条第一項」とあるのは「附則第五条第一項の拠出金その他この法律」と、「裁決」とあるのは「裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定」とする。

附 則

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(所得税に係る扶養控除等の改廃等)

第二条 国は、子ども手当の支給に要する費用を賄うための安定した財源を確保するため、所得税に係る扶養控除等の改廃その他の必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置の原則)

第三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の子ども手当法(以下「新法」という。)の規定は、平成十八年四月以降の月分の子ども手当について適用し、同年三月以前の月分の児童手当(この法律による改正前の児童手当法(以下「旧法」という。)による児童手当をいい、旧法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の給付を含む。)については、なお從前の例による。

(子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置)

第四条 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に新法第六条第一項の規定によると認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、新法第七条第二項の規定に

官 報 (号 外)

かかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)において現に新法第四条に規定する子ど

が、小学校第三学年修了後義務教育終了前の児童であるもの　その者が同条に規定する子ども手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間に小学校第三学年終了後義務教育終了前の児童を養育することとなつたことにより子ども至つた者 施行日の属する月

する。

(子ども手当の認定の請求等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にされた旧法第七条（旧法第十七条第一項の規定により読み替えて

も手当の支給要件に該当している者であつて、施行日において、その者が養育する十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（以下「義務教育終了前の児童」という。）のすべてが、九歳に達する日以

施行日から平成十八年九月三十日までの間に新法第四条に規定する子ども手当の支給を受けに該当するに至った者であつて、当該支給要件に該当するに至った日において、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間

手当の額が増額することとなるに至った者
当該小学校第三学年修了後義務教育終了前の
児童を養育することとなつた日の属する月の
翌月

適用する場合並びに旧法附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による認定の請求は、新法第六条の規定による認定の請求とみなす。

後最初の三月三十一日を経過し、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(以下「小学校第三学年修了後義務教育終了前の児童」という。)であるもの 施行日の属する月

にある児童を養育し、かつ、その者の前年の所得（施行日から平成十八年四月三十日まで）の間に同条に規定する子ども手当の支給要件に該当するに至つた者にあつては前々年の所得。以下この号において同じ。）が旧法第五条

第五条 施行日の前日において旧法第七条第一項（旧法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合並びに旧法附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けている者

(旧法附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による認定の請求は、新法第八条第一項の規定による認定の請求とみなす。

二 施行日において現に新法第四条に規定する子ども手当の支給要件に該当している者であつて、施行日において、九歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある児童を養育し、かつ、その者の前々年の所得が旧

第一項に規定する政令で定める額以上であるもの(その者が旧法第十八条第一項に規定する被用者又は旧法第十七条第一項に規定する公務員であるときは、その者の前年の所得が旧法附則第六条第二項において準用する旧法

(同日において八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童を養育する者に限る)が施行日において現に新法第四条に規定する子ども手当の支給要件に該当するときは、その者に対する新法による子ども手当の支給に

第七条 平成十八年度においては、新法附則第六条第三項中「前年度の事業費充当額相当率」とあるのは「前年度の児童手当法の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)による改正前

法第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるもの(その者が旧法第十八条第一項に規定する被用者又は旧法第十七条第一項に規定する公務員であるときは、その者の前々年との所得が旧法附則第六条第二項において準

第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるもの）その者が新法第四条に規定する子ども手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

関しては、施行日ににおいて新法第六条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた子ども手当の支給は、新法第七条第二項の規定にかかる

相当率」と、「各年度における事業費充當額相当率」とあるのは「各年度における同項の事業費充當額相当率」とする。

用する旧法第五条第一項に規定する政令で定める額以上であるもの）施行日の属する月三施行日から平成十八年九月三十日までの間に新法第四条に規定する子ども手当の支給を受けるに該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者等が養育する義務教育終了前の児童のすべて

一 施行日において現に小学校第一学年修了後
義務教育終了前の児童を養育していることに
より子ども手当の額が増額することとなるに
定の請求をしたときは、その者に対する子ども
手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、
それぞれ当該各号に定める月から行う。

わらず、平成十八年四月から始める。
2 前項の場合において、その認定があつたものとみなされた子ども手当の額は、一万六千円にその者に係る新法第四条第一項第一号の支給要件児童（施行日において現にその者が養育する九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にいる児童に限る。）の数を乗じて得た額と

費充当額相当率」とあるのは、「各年度における事業法律(平成十八年法律第号)による改正前の児童手当法第二十一条第二項の事業費充当額相当率を含む。」とする。

官 報 (号外)

子ども手当法(昭和四十六年
法律第七十三号) この法律の規定により市町村が処理することとされている事務

(地方財政法の一部改正)

第十一條 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十條第十五号中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第十一号の二中「児童手当」を「子ども手当」に、「児童手当法」を「子ども手当法」に、「第七条」を「第六条」に改める。

第二十九条の二の見出し中「児童手当」を「子ども手当」に改め、同条中「児童手当」を「子ども手当」に、「附記」を「付記」に改める。

第三十一条第三項中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十三條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号中「児童手当法」を「子ども手当法」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第十四條 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十五条」を削る。
第十五条を次のように改める。

第一百八号の一部を次のように改正する。
第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

(少子化社会対策基本法の一部改正)

第二十二条 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条 前条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律(以下この条において「旧人事交流法」という。)第十五条(旧人事交流法第二十三条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、新法附則第四条の規定が適用される間、な

おその効力を有する。この場合において、旧人事交流法第十五条の見出し中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、第二十条第一項第五号」とあるのは「附則第五条第一項第四号」とする。

第十七条 削除

(法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第十九條 前条の規定による改正前の法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第二十二条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条 削除

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正前の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(以下この条において「旧職務経験法」という。)第九条の規定は、新法附則第四条の規定が適用される間、なおその効力を有する。この場合において、旧国家公務員派遣法第十七条の見出し中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「子ども手当法」と、第二十条第一項第四号」とあるのは「附則第五条第一項第四号」とする。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十四条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の一部改正

律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改める。

第八十三条 削除

附則第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十五条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七条)の一部を次のように改める。

第二十七条中「並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分」を削る。

第二十八条中「第四条第一項第七十四号(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号))の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。」に掲げる事務、同項第九十四条を「第四条第一項第十四号」に改める。

附則第三項中「事務、」を「第四条第一項第九十四条」に、「事務、同項第八十七条」を「第四条第一項第八十七条」に改め、「掲げる事務、」の下に「同項第九十四条」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 新法附則第四条の規定が適用される省設置法の規定について、同法第二十一条中「国民年金事業」とあるのは「国民年金事業並びに子ども手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分」と、同法第二十八条中「前条」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律(平成十八年法律第号)附則第二十六条の規定により読み替えて適用される前条」と、「第四条第一項第九十四条」とあるのは「第四条第一項第七十四条(子ども手当法(昭和四十六年法律第七

十三号)」の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。」に掲げる事務、同項第九十四条」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童手当制度を見直し、児童を養育している者に子ども手当を支給するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名を「児童手当法」から「子ども手当法」に改めること。

2 子ども手当は、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母等に対し支給すること。

3 子ども手当の支給に関し、所得制限は設けないこと。

4 子ども手当は月を単位として支給し、その月額は支給要件児童一人につき一万六千円とすること。

5 子ども手当の支給要件に該当する者は、公務員である者も含め、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長の認定を受けなければならないこと。

6 子ども手当の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担するものとするが、当分の間、その百分の九十二に相当する額を国庫が負担し、その百分の一・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担し、その百分の三に相当する額を厚生年金保険の事業主等からの拠出金をもつて充てること。

7 国は、子ども手当の支給に要する費用を賄うための安定した財源を確保するため、所得税に係る扶養控除等の改廃その他の必要な措

置を講ずること。

8 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

二 議案の否決理由

現行の児童手当制度を子ども手当制度に改め、十五歳までの児童の父又は母等に、所得制限を設げずに、月額一万六千円の子ども手当を支給する措置等を講じようとすることは、妥当でないものと認め、本案は否決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三兆三千五百六十億円が見込まれる。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して川崎厚生労働大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。
平成十八年三月二十二日
衆議院議長 河野 洋平殿
厚生労働委員長 岸田 文雄

本案施行に要する経費としては、平年度約三兆三千五百六十億円の見込みである。

児童手当法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外四名提出)に関する報告書
本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約三兆三千五百六十億円の見込みである。

本案は、児童の養育に係る経済的負担の軽減

児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童手当制度を子ども手当制度とし、義務教育終了前の児童を養育している者すべてに対し、児童一人につき月額一万六千円の子ども手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する絏費
本案施行に要する絏費としては、平年度約三兆三千五百六十億円の見込みである。

国庫補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。
平成十八年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十八年三月二十三日
衆議院会議録第十六号

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案及び同報告書並に、前項第一号中「及び第六条第

九条とし、第三章中第二十二条を第二十条とする。

第四章中第二十三条を第二十二条とする

第二十四条第一項中「第十八条」を「第十六条」

に改め、第五章中同条を第二十二条とする。

（介護保険法の一部改正）

第八条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)

の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第二号に掲げる施設に入

居することにより当該施設の所在する場所に住居することにより当該施設の所在する場所に住

所を変更したと認められる被保険者にあつては人居の察観こそ介護者である者に限り、一

は入居の際現に要介護者である者に限り、」を削り、「老人福祉法第十一章第一項第一号二

「老人福祉法第十一條第一項第一号」を削り、「老人福祉法第十一條第一項第一号」に改め、

「老人福祉法第十一条第一項第一号」に改め

二 同項第二号を次のよしに改める 特定施設

二 特定旅語
第七十条中第四項を第五項とし、第三項の次

に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生

活介護(介護専用型特定施設以外の特定施設)

に入居している要介護者について行われる特

定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)に

つき第一項の申請があつた場合において、当

該申請に係る事業所の所在地を含む区域（第

百十八条第二項第一号の規定により当該都道

府県が定める区域とする。)における混合型特

定施設入居者生活介護の推定利用定員(厚生労働省令第33条の規定による重三、二三四)

労働省令で定めるところにより算定した定員

をいう)の総数が 同条第一項の規定により

当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支緩計画において定めるその区域の混合型特

支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に

定旅館ノ居者生活ノ調査の必要和用定員総数に

既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

第一百八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。

第一百二十一条第一項を次のように改める。

国は、政令で定めるところにより、市町村に對し、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

一 介護給付(次号に掲げるものを除く。)及び予防給付(同号に掲げるものを除く。)に要する費用 百分の十二・五

二 介護給付(介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。)及び予防給付(介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。)に要する費用 百分の十

る費用の額について、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を負担する。

一 介護給付(次号に掲げるものを除く。)及び予防給付(同号に掲げるものを除く。)に要する費用 百分の十二・五

二 介護給付(介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。)及び予防給付(介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。)に要する費用 百分の十

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改める。

附則第十三条规定中「及び平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。)」を削り、同条

第五項中「第三十二条第三項」を「第三十二条第五項」に改める。

附則第十三条规定中「百分の十一」を「百分の二十五」に、「千分の十一」を「千分の三十八」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月の前月までの期間に限る。)における第一条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等

の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第九条第一項の規定により読み替える額を負担する。

一 介護給付(次号に掲げるものを除く。)及び予防給付(同号に掲げるものを除く。)に要する費用 百分の十二・五

二 介護給付(介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。)及び予防給付(介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。)に要する費用 百分の十

乗じて得た額」と、同項第二号イ中「四で除して」とあるのは「六で除して」と、「二で除して」とあるのは「三で除して」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」と

第四条第一項	附則第三十四条第二項及 び第三項	附則第三十四条第二項及び 第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第 三項第五項	附則第三十四条第二項及び 第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第 三項第五項	附則第三十四条第二項及び 第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第 三項第五項
第十六条第二 項第一号	附則第三十四条第二項及 び第二項	附則第三十四条第二項及 び第三項	附則第三十四条第二項及 び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第 三項第五項	附則第三十四条第二項及 び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第 三項第五項

官 報 (号 外)

附則第五十六条の表平成十八年度(附則第一
条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以
後の期間に限る)から特定年度の前年度までの
各年度の項中「附則第十三条第五項」を「附則第
十三条第六項」に改める。

附
則

卷之三

第一条 この法律は 平成十八年四月一日から施行する。

(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)

八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村(特別区を含む。以下同じ。)の負担(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

(児童手当の支給及び額の改定に関する経過措置)

第三条 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に第一条の規定による改正後の児童手当法（以下「新児童手当法」という。）附則第七条第四項において準用する新児童手当法第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新児童手当法附則第七条第一項の

給付の支給は、同条第四項において準用する新児童手当法第八条第二項の規定にかかるうえ、

明治三、当該各号に定める月から始める

一 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)において現こ新児童手当法附則第七条第一項

一項の給付の支給要件に該当している者で

一 施行日において現に小学校第三学年修了後
小学校修了前の児童を養育していることによ
り新児童手当法附則第七条第一項の給付の額
が増額することとなるに至つた者 施行日の
属する月

「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一号)第二条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第七十二条第一項と、「第五十二条」とあるのは「旧児童福祉法第五十二条」とする。

第二条の規定による改正後の児童福祉法(以

下「新児童福祉法」という。(第七十二条第五項)
第六項及び第九項の規定は、国がこの法律の施

行前に貸し付けた旧児童福祉法第七十二条第一

項の貸付金についても、適用する。この場合において、新児童福祉法第七十二条第五項中「前

各項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理

化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律
（平成十八年法律第
号。第九項において

「一部改正法」という。(第二条の規定による改正

前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第七十二条第一項と、同条第六項中「第一項か

ら第四項まで」とあるのは「旧児童福祉法第七十

二条第一項」と、同条第九項中「市町村又は長

其業を行つてゐる者と、市町村の「第一の事業者」としての位置づけを示すものである。この二種類の「第一の事業者」としての位置づけは、その業種によっては、必ずしも一致するものではない。

項から第四項まで」とあるのは「旧児童福祉法第七十二条第一項」、「前二項」であるのは「一部

改正法附則第五条第一項の規定によりなおその

効力を有することとされた旧児童福祉法第七十
二条第八項ニニする。

二〇二二年六月八日付
〔第六回〕

第六条 この法律の施行前に行われた第三条の規定による(文三前)の本章等の届出(以下「旧規」)

定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第五十一条第一項の

規定による国の貸付けについては、同条第五項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第五十一条第一項」とあるのは「旧身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第五十七条の二」とあるのは「旧身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法第三十七条の二」とする。

第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法(以下「新身体障害者福祉法」という。)第五十一条第二項、第二項及び第五項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧身体障害者福祉法第五十一条第一項の貸付金についても、適用する。この場合において、新身体障害者福祉法第五十一条第二項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)第五項において「一部改正法」といふる。」
2 第四条の規定による改正後の生活保護法(以下「新生活保護法」という。)附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項、第十七项及び第二十項の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法」といふる。)附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

2 第四条の規定による改正後の生活保護法(以下「新生活保護法」という。)附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項、第十七项及び第二十項の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法」といふる。)附則第九項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。
2 第五条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「新知的障害者福祉法」という。)附則第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項、第十七项及び第二十項の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法」といふる。)附則第九項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。
2 第五条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「新知的障害者福祉法」という。)附則第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項、第十七项及び第二十項の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法」といふる。)附則第九項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

2 第五条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「新知的障害者福祉法」という。)附則第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項、第十七项及び第二十項の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法」といふる。)附則第九項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。
2 第五条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「新知的障害者福祉法」という。)附則第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項、第十七项及び第二十項の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法」といふる。)附則第九項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。
2 第五条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下「新知的障害者福祉法」という。)附則第十二項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項、第十七项及び第二十項の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法」といふる。)附則第九項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは「旧の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第五十一条第一項」とあるのは「旧身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第五十七条の二」とあるのは「旧身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法第三十七条の二」とする。

第八条 この法律の施行前に行われた第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。)附則第四項の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法」といふる。)附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

第八条 この法律の施行前に行われた第五条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「旧知的障害者福祉法」という。)附則第四項の規定による改正前の生生活保護法(以下「旧生活保護法」といふる。)附則第九項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

生活環境改善計画」と、「第六条第二項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」とする。
 (介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第八条の規定による改正後の介護保険法
 第十三条第一項の規定は、施行日以後に同項第二号に掲げる特定施設に入居することにより

二号に掲げる特定施設に入居することにより
 当該特定施設の所在する場所に住所を変更した
 と認められる同項に規定する住所地特例対象被

保険者であつて、当該特定施設に入居をした
 場所に規定する保育の実施(児童福祉法第二項に規定する保育の実施をいう。)をする経

(国民健康保険法の一部改正)

第十四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一百六十六条の二第一項第六号中「第八条第九項に規定する介護専用型特定施設のうちその入居定員が三十人以上であるもの」を「第八条第十一項に規定する特定施設」に改める。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の国民健康保険法第一百六十六条の二第一項第六号の規定(入居に係る部分に限る。)は、施行日以後に同号に掲げる特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該特定施設に入居をした際、当該特定施設が所在する市町村の区域内に住所を有して

いたと認められるものについて適用し、施行日前に当該特定施設に入居することにより当該特定施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

(他の経過措置の政令への委任)
 第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の項中「この法律」の下に「(第二十八条の二第二項及び第三項を除く。)」を加える。

(地方財政法の一部改正)

第十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十四号中「児童相談所」を削り、「児

童福祉施設」の下に「地方公共団体の設置する保育所を除く。」を加え、「(地方公共団体の設

置する保育所における保育の実施(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条第五項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同

費を除く。」を削る。

次のように改正する。

附則第八条第三項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条第六項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同

条に次の二項を加える。

第十八条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百三十二号)の一

部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条第五項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同

条に次の二項を加える。

第十九条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条第六項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度における第

三項第二号の規定の適用については、同号

の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条规定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度における第

三項第二号の規定の適用については、同号

の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

第十七条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(一部改正)

附則第二条第三項中「から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条第五項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度」を削り、同

条に次の二項を加える。

第十八条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条第六項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度における第

三項第二号の規定の適用については、同号

の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

第十九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一部改正)

附則第十三条第六項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度における第

三項第二号の規定の適用については、同号

の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」とする。

第百三十六条のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第一百二号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)附則第十三条第六項に規定する特定年

度をいう。)の前年度までの各年度における新

共済法第三十五条第一項の規定の適用につい

ては、同項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「三分の一に相当する金額」と当該基金の千分の二十五に相当する金額を加えて得た金額」とする。

規定中「附則第八条第三項」を「附則第八条第五項」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)

第二十条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六条児童福祉法第五十二条の改正規定を削る。

附則第二十六条児童福祉法第五十六条の二の改正規定を次のように改める。

第五十六条の二第一項第二号中「基づく」の下に「障害児施設給付費の支給」を加え、同条第三項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設(第七十二条第一項において「知的障害児施設等」という。)」を「知的障害児施設等」に改める。

附則第三十五条のうち身体障害者福祉法第三十七条の改正規定中「第十八条第一項」を「第十八条第一項」に、「及び第十八条」を「第十八条」に改め、「を削り、同条第三号」を削る。

附則第三十五条のうち身体障害者福祉法第三十七条の改正規定中「身体障害者福祉法第三十七条第一項」に、「及び第十八条」を「第十八条」に改め、「を削り、同条第三号」を削る。

附則第三十五条のうち身体障害者福祉法第三十七条の改正規定中「身体障害者福祉法第三十七条第一項」に、「及び第十八条」を「第十八条」に改め、「を削り、同条第三号」を削る。

第二号の二の費用」を「同条第一号中「及び第十一条第二項」及び「第三十五条第二号の二の費用」に改める。

用に改める。

附則第四十三条を次のように改める。

第四十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第五十一条第一項の規定による国の貸付けについては、同条第

二項から第五項までの規定は、同日以後も、

なおその効力を有する。この場合において、

同条第二項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧法」という。)第五十二条第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「旧法第五十一条第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「旧法第五十一条第一項」とする。

附則第五十二条のうち知的障害者福祉法第二

十五条规定から第五号までを削る改正規定中「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

附則第五十二条のうち知的障害者福祉法第二

五号を削る」を「とする」に改める。

附則第五十二条のうち知的障害者福祉法第二

五号の改正規定中「とし、同条第四号及び第

十六条の改正規定中「とし、同条第四号及び第

五号を削る」を「とする」に改める。

附則第五十二条のうち知的障害者福祉法第二

五号の改正規定中「から第十項までを削る改正規定中「から

第十項まで」を「から第八項まで」に改める。

附則第六十条を次のように改める。

第六十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附则第四項の規定によ

る國の貸付けについては、同日以後も、なお

その効力を有する。この場合において、旧法

附則第五項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の

知的障害者福祉法(以下「旧法」という。)附則第四項」と、旧法附則第六項から第八項までの規定中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」とする。

3 基礎年金の国庫負担割合について、平成十

八年度以降は、三分の一に千分の十一を加えた割合から、三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げること。

4 特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担割合を見直すこと。

5 市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用等について国庫負担の対象外とすること。

6 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国・都道府県・市町村の負担割合の見直し及び支給対象年齢の引上げ、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、見直すこと。

2 児童手当の支給対象年齢について、現行の小学校第三学年修了前までから小学校修了前までに引き上げること。

3 基礎年金の国庫負担割合について、平成十

八年度以降は、三分の一に千分の十一を加えた割合から、三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げること。

4 特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担割合を見直すこと。

5 市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用等について国庫負

担の対象外とすること。

6 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国・都道府県・市町村の負担割合の見直し及び支給対象年齢の引上げ、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、見直すこと。

2 児童手当の支給対象年齢について、現行の小学校第三学年修了前までから小学校修了前までに引き上げること。

3 基礎年金の国庫負担割合について、平成十

八年度以降は、三分の一に千分の十一を加えた割合から、三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げること。

4 特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担割合を見直すこと。

5 市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用等について国庫負

担の対象外とすること。

6 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

見直すこと。

2 児童手当の支給対象年齢について、現行の小学校第三学年修了前までから小学校修了前までに引き上げること。

3 基礎年金の国庫負担割合について、平成十

八年度以降は、三分の一に千分の十一を加えた割合から、三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げること。

4 特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担割合を見直すこと。

5 市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用等について国庫負

担の対象外とすること。

6 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国・都道府県・市町村の負担割合の見直し及び支給対象年齢の引上げ、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、見直すこと。

2 児童手当の支給対象年齢について、現行の小学校第三学年修了前までから小学校修了前までに引き上げること。

3 基礎年金の国庫負担割合について、平成十

八年度以降は、三分の一に千分の十一を加えた割合から、三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げること。

4 特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担割合を見直すこと。

5 市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用等について国庫負

担の対象外とすること。

6 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国・都道府県・市町村の負担割合の見直し及び支給対象年齢の引上げ、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、見直すこと。

2 児童手当の支給対象年齢について、現行の小学校第三学年修了前までから小学校修了前までに引き上げること。

3 基礎年金の国庫負担割合について、平成十

八年度以降は、三分の一に千分の十一を加えた割合から、三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げること。

4 特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担割合を見直すこと。

5 市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用等について国庫負

担の対象外とすること。

6 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

十三億円、基礎年金に対する国庫負担の引上げとして、約二千二百億円である。

なお、児童手当国庫負担金における国庫負担率の見直しにより、約千五百七十八億円、児童扶養手当付費負担金における国庫負担率の見直しにより、千八百五億円、国庫補助負担金の廃止等の措置により、約千七百億円の一般財源化が見込まれる。

右報告する。

平成十八年三月二十二日

厚生労働委員長 岸田 文雄

衆議院議長 河野 洋平殿

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることにより、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義等)
第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の企業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごと

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

九 特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項

十 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標

十一 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法

十二 特定ものづくり基盤技術高度化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項

二 特定ものづくり基盤技術高度化指針においては、その特定研究開発等計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、中小企業者が共同で特定研究開発等計画を定めなければならない。

三 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定及び変更について準用する。

四 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たつて配慮すべき事項

五 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定及び変更について準用する。

(特定研究開発等の認定)

第四条 中小企業者は、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために単独で又は共同で行おうとする特定研究開発等に関する計画(中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあつては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。)が行う特定研究開発等に関するものを含む。以下「特定研究開発等計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その特定研究開発等計画が適當である旨の認定を受けることができる。この場合において、中小企業者が共同で特定研究開発等計画を定めなければならない。

官 報 (号 外)

作成した場合にあつては、経済産業省令で定めることにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に届け出るものとする。

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標

二 特定研究開発等の内容及び実施期間

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定研究開発等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(特定研究開発等計画の変更等)

第五条

前条第一項の認定を受けた中小企業者は、同表の下欄に掲げる字句とする。

は、当該認定に係る特定研究開発等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めることにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る特定研究開発等計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて特定研究開発等が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(資金の確保)

第六条 国は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金の確保に努めるものとする。

第三条第一項		保険金額の合計額が	第三条の二第一項	保険金額の合計額が	第三条の二第三項	保険金額のうち	第三条の二第三項	保険金額のうち	第三条の二第三項	保険金額のうち
当該債務者										
当該保証をした										
特定研究開発等関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者										

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第五条第二項に規定する認定計画に従つて行われる特定研究開発等に必要な資金に係る保証に係る保険関係についての同項第一号から第三号までに掲げる事項が特定期間の内に実現するものと認められるとき)」とす

3 普通保険の保険関係であつて、特定研究開発等関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とある、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあっては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「六億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係についての同項第一号から第三号までに掲げる事項が特定期間の内に実現するものと認められるとき)」を受けた中小企業者に係るものについての保険金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(特定研究開発等資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係についての同項第一号から第三号までに掲げる事項が特定期間の内に実現するものと認められるとき)」とあるのは、「四億円」とする。

険関係であつて、特定研究開発等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)
中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定計画に従つて特定研究開発等を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定計画に従つて特定研究開発等を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社

債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用により発行され、又は移転された株式を含む。)

の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用により発行され、又は移転された株式を含む。)については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(特許料等の特例)

第九条 特許庁長官は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明(当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)

に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九

五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することが可能である。

第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることができが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(国)の施策)

第十条 国は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十二条 国は、認定計画に従つて行われる特定研究開発等の適確な実施に必要な指導及び助言を行ふものとする。

(報告の徵収)

第十二条 経済産業大臣は、認定計画に従つて特

定研究開発等の成果に係る発明(当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)

状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十三条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(罰則)
第十四条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中小企業基本法の一部改正)

第三条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法

律第八十五号)」を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第一号)」に改める。

理由

中小企業のものづくり基盤技術の高度化が我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出において果たす役割的重要性にかんがみ、中小企業がその高度化に向けて行う研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際競争の激化や系列取引関係の変化等中小企業を取り巻く環境の変化を踏まえ、中小企業がものづくり基盤技術の高度化に向けて行う研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 本法の目的を、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることにより、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もつて我が国製造業の国際競争力を強化及び新たな事業の創出を通じて、国民経

済の健全な発展に寄与することとする。

2 この法律において「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法に規定するものづくり基盤技術のうち、当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企

業者によつて行われるものであつて、中小企

業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして、経済産業大臣が製造業を所管する大臣に協議するとともに、中小企

業政策審議会の意見を聽いて指定するもの

をいうこと。

3 この法律において「特定研究開発等」とは、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用することをいうこと。

4 経済産業大臣は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針を定め、これを公表すること。

5 中小企業者は、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために単独又は共同で行おうとする特定研究開発等に関する計画(以下「特定研究開発等計画」という。)を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その特定研究開発

等計画が適当である旨の認定を受けることができるものとすること。

6 特定研究開発等計画の認定を受けた中小企

が三億円を超える株式会社の設立に際して発行する株式の引受け、特定研究開発等の成果に係る特許料等の減免などの特例を設けるものとすること。

7 国は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとすること。

8 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十八年度一般会計予算に三十二億円が計上されている。

右報告する。

平成十八年三月二十二日

経済産業委員長 石田 祝稔

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、中小企業のもの

づくり基盤技術の一層の振興を図ることが、我が

国製造業の国際競争力の強化や新事業の創出に特に資するものであることに鑑み、その効果的な実施を図るため、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 我が国の中小企業のものづくり基盤技術の一層の高度化が図られるよう、関係省庁が密接に連携して、中小企業施策のみならず雇用や产学研などと一体となつた効率的かつ効果的な取り組みに努めること。

また、特に人材育成、取引慣行の改善等中小企業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、ものづくり基盤技術の振興に係る諸施策の効果的な実施に努めること。

二 特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定に当たつては、その策定過程等において中小企業者の積極的な参画を図るとともに、その具体的な内容について、わかりやすい表現を用いるなど中小企業者の立場に立った十分な情報提供に万全を期すこと。併せて教育現場に配付するなど当該指針の効果的な普及に努めること。また、特定研究開発等計画の認定に当たつては、可能な限りその基準を明確にするものとし、関連の中小企業者の理解を得るよう努めること。

三 認定計画に係る支援措置の実施に際し、コンソーシアム等の大企業が参画する事業形態を選択した中小企業者については、大企業から不当な取扱いなどを受けることがないよう特に留意すること。

また、予算を伴う支援措置が、より多くの中小企業者に等しくその機会が得られるよう留意

するとともに、支援措置に係る制度の運営状況等、事後の評価に資する積極的な情報公開を行うこと。

四 中小企業を取り巻く依然として厳しい経済環境を踏まえ、引き続きセーフティーネットの整備に努めることとし、併せて中小企業信用補完制度の見直しや金融機関による不公正な取引の是正を含めた中小企業金融政策に万全を期すこと。

また、地域経済において中小企業が果たしている役割を踏まえ、地域の中小企業の再生における支援の充実を図るとともに、新たな事業の創出や地域経済の活性化等に資する諸施策の総合的な推進に努めること。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案

官報(号外)

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)を受けて成立している同条第一項に規定する輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備を廃止する法律は、廃止する。

一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)を受けて成立している同条第一項に規定する輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備を廃止する法律は、廃止する。

備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)

二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に行われているこの法律による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に行われているこの法律による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(以下「旧輸入・対内投資法」という。)第八条第一号及び第八条第二項第三項第四号中「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を「研究施設、交通施設その他の施設」に改める。

(政令への委任)
第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

(印紙税法の一部改正)
第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

三号から第五号までの債務の保証に係る機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

四条 旧輸入・対内投資法第九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例に規定する債務の

証及び特定対内投資関連保証に係る保険関係については、なお従前の例による。

(多極分散型国土形成促進法の一部改正)
第五条 この法律の施行の日前に、旧輸入・対内投資法第五条第一項の規定による主務大臣の同意(旧輸入・対内投資法第六条第一項の規定による主務大臣の同意を含む。)を得た旧輸入・対内投資法第五条第一項に規定する地域輸入促進計画に基づいて特定集積地区において行われる輸入貨物流通促進事業に係る施設のうち旧輸入・対内投資法第十二条に規定する総務省令で定めるものを設置した者について、地方公共団体が同条の規定により固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の廃止に伴う経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第七条 第二項第四号中「特定施設整備法の施行による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を「研究施設、交通施設その他の施設」に改める。

(政令への委任)
第八条 第二項各号に掲げる施設その他を「研究施設、交通施設その他の施設」に改める。

(第三十五条第一号中「に係る次の区分に応じて次の」を「ことに政令で定める」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号中「に係る次の区分に応じて次の」を「ことに政令で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)
第十一条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)」を「特定施設整備法」という。第六条の認定計画に係る同法第二条第一項第十四号に掲げる特定施設の整備の事業」を削り、「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業」に改め、同条

第二号中「認定構造改善事業等」を「認定構造改善事業」に改め、同条

第十七条第一項第三号	含む。)
第二十条第一項	及びこれに
	及び附則第八条の三第二号に掲げる業務並びにこれらに

附則第十四条の表第十八条第一項第二号の項下欄中「附則第七条」の下に「及び第八条の三」を加え、同表第十九条第一項の項下欄中「第八条の二」を「第八条の三」に改め、同項の次に次のように加える。

附則第七条第一項第一号及び第二号を「附則第八条の三第一号及び第三号」に、「附則第七条第二項」を「附則第七条」に改め、同表第三十五条第二号の項下欄中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

附則第十四条の表第二十一条第一項の項下欄中「附則第七条第一項第一号及び第二号」を「附則第八条の三第一号及び第三号」に、「附則第七条第二項」を「附則第七条」に改め、同表第三十五条第二号の項下欄中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

附則第七条第一項第一号及び第二号を「附則第八条の三第一号及び第三号」に、「附則第七条第二項」を「附則第七条」に改め、同表第三十五条第二号の項下欄中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

この法律案を提出する理由である。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の二法につ

いて、法の附則に規定する廃止期限の到来に伴い、これら二法を廃止する必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の二法につき、両法に基づく基盤施設の整備等を促進することによって、内需振興による国民経済の健全な発展や輸入拡大等による国際経済交流の促進を図ること等を目的として制定された民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法

する臨時措置法の二法について、両法に基づく

産業基盤施設の整備は着実に進捗し、一定の成

果も見られることから、その役割はほぼ達成さ

れることにかんがみ、法の附則に規定する廃止

期限の到来に伴い、これらを廃止するものであ

り、その主な内容は次のとおりである。

この法律案を提出する理由である。

民間事業者の能力の活用による特定施設の

整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一

年法律第七十七号)及び輸入の促進及び対内

投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)は、廃止すること。

2 この法律は、平成十八年五月二十九日から

施行すること。

3 本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を

整備すること。

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間事業者の能力を活用しつつ産業

する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民間事業者の能力を活用しつつ産業</p

官 報 (号 外)

とから、工業再配置促進法を廃止するものであ
り、その主な内容は次のとおりである。

1 工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七
十�号)は、廃止すること。

2 この法律は、公布の日から施行すること。
3 罰則に係る経過措置を定めるとともに、本
法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこ
と。

二 議案の可決理由

本案は、国が対象地域を定め工業の再配置を
促進する必要性が低下したことから、妥当なも
のと認め、これを可決すべきものと議決した次
第である。

右報告する。

平成十八年三月二十二日

衆議院議長 経済産業委員長 石田 祝穎

河野 洋平殿

官 報 (号 外)

平成十八年三月二十三日 衆議院會議錄第十六号

明治
三種
郵便
物認
可日
二十五年三月三十日

発行所
二東京一 獨番四都〇 立行港五 行政區一 法人虎八 國人ノ四 印門四 立刷三五 局丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体一部 (本体 三四四五円 三三〇円)